

平成 2 4 年旭市議会第 1 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 4 年 3 月 1 3 日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	3 7
所管事項の報告	3 9
閉会	4 3

文教福祉常任委員会 平成 2 4 年 3 月 1 5 日（木）

付議事件	4 7
出席委員	4 8
欠席委員	4 8
委員外出席者	4 8
説明のため出席した者	4 8
事務局職員出席者	4 8
開会	4 9
議案の説明、質疑	5 0
議案の採決	9 5
所管事項の報告	9 9
閉会	1 0 3

総務常任委員会 平成24年3月16日（金）

付議事件	107
出席委員	107
欠席委員	108
委員外出席者	108
説明のため出席した者	108
事務局職員出席者	108
開会	109
議案の説明、質疑	110
議案の採決	139
所管事項の報告	142
請願の審査	142
請願の採決	151
閉会	151

建設経済常任委員会

平成24年3月13日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成24年3月13日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 5 号 平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成24年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第13号 平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第16号 国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第31号 工事委託契約の変更について
- 議案第32号 工事委託契約の変更について
- 議案第33号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第38号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について

出席委員（7名）

委員長	平野忠作	副委員長	宮澤芳雄
委員	嶋田茂樹	委員	日下昭治
委員	嶋田哲純	委員	滑川公英
委員	林七巳		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 一哉

説明のため出席した者（17名）

副市長 増田雅男

農水産課長 堀江隆夫

都市整備課長 伊藤恒男

水道課長 小長谷 博

その他担当
職員 9名

商工観光課長
兼国民宿舎
支配人

建設課長

下水道課長

農業委員会
事務局 会長

横山秀喜

北村豪輔

増田富雄

加瀬恭史

事務局職員出席者

事務局長 堀江通洋

主査 榎澤 茂

事務局次長 向後嘉弘

開会 午前10時 0分

○委員長（平野忠作） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

3月も半ばになり、大分、日差しも和らいできましたが、朝夕の寒さが続いております。
委員各位におかれましては、今後も健康管理に十分な注意を払っていただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解を願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

建設経済常任委員会を開催していただきまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、本会議におきまして付託いたしました議案、11議案について審査をしていただくことになっております。当初予算ということで、非常に多くの議案があるわけでございますけれども、十二分に審議していただきまして、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（平野忠作）　ありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男）　おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項を含む新年度予算関係が4議案、議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項を含む補正予算関係が2議案、議案第16号、国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての1議案、議案第31号、工事委託契約の変更についてを含む変更議案が2議案、議案第33号、市道路線の廃止及び認定についての1議案、議案第38号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案の合計11議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（平野忠作）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（平野忠作）　ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成24年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第16号、国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第31号、工事委託契約の変更について、議案第32号、工事委託契約の変更について、議

案第33号、市道路線の廃止及び認定についての10議案と、去る3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第38号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案の合計11議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから、2月16日の全員協議会で説明させていただいた以外のもので、主なものを補足させていただきます。

まず、予算書の19ページをお開きください。

真ん中辺りに長熊釣堀センター使用料とございます。1,736万8,000円の収入を見込んでございます。この収入につきましては、昨年と比べまして100万8,000円、6.2%の増で、長熊釣堀センターの後で出てきます管理費、これ1,714万2,000円の事業費ですが、これに全額充当できる金額となっております。

続きまして、28ページお願いします。

一番上の行になります。労働費県補助金2,004万3,000円、これにつきましては、説明欄の1番、緊急雇用創出臨時特例基金事業ということですが、今年度は4課4事業で14人の新規雇用を見込むものです。これによりまして、この事業につきまして21年度から23年度までの3か年ということで実施してまいりました。その結果ですが、22事業、1億9,453万円、延べ150人の新規雇用ということで図ることができました。

本事業の実施期間ということですが、平成23年度末までということになっておりましたが、24年度は重点分野雇用創造事業の一部である震災等緊急雇用対策事業の実施が可能ということで予算計上させてもらいました。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

142ページをお願いします。

5款労働費、説明欄の2番です。働く婦人の家管理費、143ページのほうの13委託料、そのうちの下から2つ目の調査・設計委託料215万7,000円ですが、平成23年度に耐震診断を実施した結果、建物の補強の必要性が生じたことから、耐震補強工事を実施するための耐震改修の実施設計を計上させていただきました。

説明欄3の働く婦人の家活動費、これにつきましては各講座で32講座を計画し、開催回数274回で684人ということを計画しております。

続きまして、商工費のほうに移らせていただきますが、最初に12ページをお開きください。

7 款の商工費ということで、4 億6,472万3,000円を計上させていただきました。対前年度比7,676万3,000円、19.8%の増ということでございます。この大幅な増につきましては、後で出てきますいいおか荘の解体が約9,800万円というようなことから、大幅な伸びにはなってございますが、それがなければほかの事業費自体は若干縮小というようなことになります。

168ページのほうをお願いします。

説明欄 2 番の中小企業金融対策事業です。市の中小企業資金融資制度に基づき、中小企業者が市内の金融機関から融資を受けるに当たり、市から市内の 6 金融機関に 1 億円を預託して、その10倍の10億円を限度として運用するものです。中小企業の資金繰りの悪化から、経営基盤の強化を図れるよう、経済対策の一環として実施しております。

その下の説明欄 3、制度資金利子補給事業で制度資金に対する利子補給を行っています。上限で2.5%を補給するという内容です。

続きまして、171ページをお願いします。

3 目の観光費です。前年度と大きく変わった点だけご説明させていただきます。

172ページの説明欄 2 番、観光施設管理費、これにつきましては1,528万2,000円、前年度対比で484万4,000円の増で46.4%の増となります。これにつきましては、若干予算の組み替え等がございまして、例えば平成24年度から飯岡刑部岬展望館が市の指定から外れたということで、指定管理者ではなくなりました。その結果、飯岡刑部岬展望館維持管理費事業を廃止し、その周辺にある上永井公園の維持管理費をここに計上したものです。

また、国民宿舎事業の廃止に伴いまして、新たに国民宿舎の施設の維持管理費をこの管理費のほうに計上させていただいたというようなことから、増額となったものでございます。

175ページをお願いします。

説明欄 5 番、長熊釣堀センター管理費です。歳入については先ほど説明させていただきました。歳出のほうで15節、時計台設置工事107万1,000円ということで新規事業になっております。

続きまして、176ページをお願いします。

これは国民宿舎施設解体事業ということで、9,800万1,000円ということで計上させていただきましたが、このことにつきましては補正で減額の予定ということになってます。

続きまして、11款の災害復旧費の説明をさせていただきます。

272ページをお願いします。

5 項、その他公共・公用施設災害復旧費ということで、説明欄のほうでは商工観光施設災害復旧費350万円であります。これにつきましては、津波により流失しました矢指ヶ浦海岸のあずまやに代えてパーゴラ等の新設工事を行う予定のものでございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、6 款農林水産業費につきまして説明させていただきます。

歳出関係を説明させていただきます。

先般、主要事業の説明、ここで説明したもの以外、ここを説明させていただくということでご了解いただきたいと思います。

ページの的には150ページをお目通しいただきたいと思います。

150ページのところに農業振興費、説明欄のところに負担金補助、この中の下のほうにいきいき旭・産業まつり、海上産業まつり、ふるさとまつり・ひかた、それぞれ記載があります。これにつきましては、既に実施をしたいという日が決まっております。いきいき旭・産業まつり、これにつきましては11月11日、会場は東総文化会館の後ろの文化の杜公園で11月11日に予定をしたいというふうに考えております。さらに、海上産業まつり、これにつきましては11月23日、例年のように海上の広場で実施をいたします。ふるさとまつり・ひかた、これにつきましては、11月4日に干潟中のグラウンドということで、それぞれいろいろなご意見がありますけれども、平成24年度につきましては3か所で今までどおり実施をしたいというふうに計画をしております。よろしく願いいたします。

さらに、151ページの説明欄の一番上のほうに農業経営基盤強化資金利子補給補助金が記載があります。3,398万8,000円。これにつきましては、例の日本政策金融公庫が融資します主なものとしまして、スーパーL資金、これの金利補助でございます。県から支援等もいただきまして補助をしております。現時点では、県下の約3割を超える融資をこの旭市で受けております。特に、第1、第3の木曜日、9時半から4時半まで、農水産課のほうに一つ机を置きまして、公庫職員の定例相談会、そういうものを実施しております。そんなことの制度資金の利子補給ということでご理解いただきたいと思います。

その下に農林水産業災害復旧資金利子補給事業がございます。3つほど災害関係で融資をしております。一番上には日本政策金融公庫の震災関係の利子補給でございます。現時点では96件、貸し付け金額としましては約2億5,000万円ほど融資を受けております。金利

0.75%、これを上限で利子補給をするものでございます。

さらに、その下の県単農漁業災害資金、これにつきましては、農協資金等を活用して無利子にするものでございます。

さらに、下のほうのちばの農漁業応援資金、これは主に放射能汚染関係の農業、漁業への支援、そういうようなことで県と市で利子補給をしまして、実質無利子にしているものでございます。

この151ページの一番下のほうに、こだわり旭ブランド創出支援事業がございます。これにつきましては、旭のブランド力を高めよう、そんなことで上限50万円、原則2分の1の支援ということで5件ほど見込んでございます。

さらにページ的には153ページのほうをお願いいたします。

153ページの説明欄のところに負担金、上のほうにベンチャー農業支援事業補助金75万円ほど計上させていただいております。これにつきましては、新しい品種あるいは栽培技術、こういうものに取り組むものに対しまして支援を行うものでございます。

平成23年度の実績としましては、現在2件実施させていただいております。ミョウガを栽培する、あるいはオクラの密植栽培、そういうようなことで新しい農業に対しての取り組みの補助金でございます。

さらに、154ページのほうをお開きいただきたいと思います。

この中に、154ページのところに農業経営基盤強化促進事業、最後に負担金補助のところに農業経営基盤強化促進事業補助金、これは旭市の担い手協議会のほうに市単独で各種研修事業等を行うということで支援をさせていただいている。主に、平成23年度につきましては、T P P 絡みの研修会等を実施してございます。

さらに、155ページの上段のほうに、説明欄15のところに環境にやさしい農業推進事業330万円ほど組ませていただいております。この中に、環境にやさしい農業推進事業があるわけですが、これは化学肥料あるいは農薬、これを5割以上少なくする、あるいは無農薬あるいは化学肥料を使わないで取り組みする、そういうものに対しまして国が4,000円、県が2,000円、市が2,000円、こういう支援を行うものでございます。この予算の中には、県の2,000円、市の2,000円、4,000円の支援の分につきまして予算計上させていただいております。国からの支援は別途、国が直接交付をするということになっております。

さらに、158ページをお開きいただきたいと思います。

158ページの説明欄のところに8、農地・水保全管理事業を計画してございます。これに

つきましては、現在、非農家も含めまして、農村の農道あるいは用排水路等の整備、これをすべての方が協働して作業を行おうと、そんなことで国・県・市で支援をさせていただいて、実は協働作業等の推進をしてございます。

現在まで、平成23年まで5か年実施をしまして、10アール当たり田んぼで4,400円、畑で2,800円、こういう単価支援をさせていただいています。これが国の事業仕分けの中では、この事業を継続しようというようなことで掲げていただきまして、さらに5か年継続をすることになっております。5か年継続する地区につきましては、交付金額が先ほどの田んぼが4,400円から3,300円、畑が2,800円から2,100円、そういう単価になります。

さらに、新たに取り組むするところにつきましては、以前のままの交付単価でいくと、そういうようなことで各集落のいろいろな農業施設の維持管理につきまして支援をさせていただくものでございます。

159ページのところに、下のほうに保安林植栽事業1,263万4,000円を組ませていただきました。これにつきましては、海岸にあります市有の保安林、これが37.7ヘクタールあるところで我々理解しております。このほとんどが津波等で水をかぶったと。一部分につきましては相当被害が出ております。この保安林の植栽につきまして計画的に実施をしていきたいと、そういうことで予算計上させていただきました。

特に、飯岡地区のユートピアの前にあります市有の保安林、あれにつきましては本年70メートルほど実施をさせていただいております。長さ的には400メートルあるわけですが、平成24年から引き続いて工事を西のほうに目がけてやっていく形で現在進めております。土を盛りました高さが、俗に言いますT P 6メートルということですね。東京湾の平均海面から6メートル、あの位置が6メートルというところでご記憶いただければと思います。あの高さで海岸全部を賄いたいと、そういうことで今、県が計画をしております。あそこにつきましては、県と市が協力し合ってやっているところでご理解いただければと思います。

植える木は、クロマツ、トベラ、そういうもの等につきまして植栽をしていくということで今、進めております。

さらに、162ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

一番最後に、漁港建設費というところに、工事請負費の中に放送施設設置工事が601万円ほど組ませていただいております。これにつきましては、みなと公園にあります公園、それと外西堤防が今、供用開始を24年度中に実施をする予定でいます。そこに放送設備を2基設置する予定で現在進めております。これにつきましては、記載にはありませんけれども、現

在強い水産業づくり事業交付金ということで、漁港の防災対策支援事業、2分の1の支援で
ございますけれども、これも今、国に要求をしまして、なるべく補助事業を使いたい、そう
いうことで現在計画をしております。

農水産関係につきましては以上でございます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、建設課の当初予算につきまして補足説明をさせていただきます。

182ページをお願いいたします。

182ページから183ページに載っておりますけれども、まず182ページの説明欄3、道路維持補修事業です。13節の委託料は、道路の緊急補修として年間契約をあらかじめ締結して補修するものです。ほかに15節道路舗装改修工事と説明欄4、交通安全施設整備工事を計上してございます。

次に、183ページ、説明欄2、道路新設改良事業です。184ページ、15節に本年度工事予定しております工事請負費がございますけれども、道路舗装改修工事と併せて年間100本ぐらいの工事を計画しております。

続きまして、説明欄3、排水路整備事業です。川向西野地区の前年度未買収分の用地買収の残っている分の約300メートルの工事を計画しております。

続きまして、説明欄4、蛇園南地区流末排水整備事業です。工事は、前年度の継続で海側から約340メートル、国道126号バイパス歩道部分の約200メートルの工事を計画しております。

続きまして、説明欄5、旭中央病院アクセス道整備事業です。南北線の国道126号北側の不動産鑑定、物件調査、用地買収を計画しております。

続きまして、185ページをお願いいたします。

説明欄6、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。用地買収、物件補償を継続して行いながら、工事は国道126号から海上野球場までと、還来寺から大坂手前までの約1,000メートルの区間と、大坂からJRまでの約200メートルの区間の用地買収の済んだところから工事のほうを計画しております。

続きまして、説明欄7、南堀之内バイパス整備事業です。県道多古笹本線から県道大栄栗源干潟線を結ぶ道路です。これも同じく用地買収、物件補償を継続して行いながら、工事箇所は県営住宅入り口から北側に約600メートルを計画しております。

続きまして、186ページをお願いいたします。

説明欄 1、橋梁新設改良事業です。場所は千葉県東部図書館西側、仁玉川にかかる橋の改修工事です。事業は、社会資本整備総合交付金事業の防災・震災対策等による安全・安心な県土づくりの補助金事業で計画しております。

最後になりますが、少し飛びまして270ページをお願いいたします。

災害復旧費、説明欄 1、道路橋梁災害復旧費、19節負担金補助及び交付金です。これは東日本大震災により被災した私道復旧事業の補助金です。平成26年3月31日までに工事を完成させる必要がございます。また、10月22日の豪雨によりまして被災した、岩井地先の滝山の道路復旧に係る迂回道路用地の賃借料を計上してございます。

以上で建設課所管の説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管の当初予算につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入から申し上げます。19ページをお願いいたします。

下から2列目、都市計画使用料でございます。本会議でも申し上げておりますが、本年4月からパークゴルフ場が直営になりますので、ここにパークゴルフ場使用料1,026万円を計上したものでございます。

続いて、23ページになります。

国庫支出金でございます。これにつきましては、全員協議会のほうでご説明をさせていただいておりますが、谷丁場遊正線等いろいろございます。谷丁場遊正線につきましては、本年度24年度が事業の最終年度となるものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。189ページをお願いいたします。

街路維持管理費でございます。189ページ上段の15節工事請負費、カメラ設置工事132万円を計上してございます。これは、本会議でも答弁がありましたように、旭駅前東側の仮設駐輪場に防犯カメラ2台を設置するものでございます。

それから、その下でございます説明欄 2、街路整備事業（谷丁場遊正線）であります。ここには3億5,039万2,000円を計上予定いたしました。これにつきましては、全員協議会でもご説明しておりますが、平成24年度が事業の最終年度となるものでございまして、13節、15節、17節、22節にそれぞれ関連する予算を計上したものでございます。

次に、説明欄 3の旭駅前広場等整備事業でございます。190ページでございます。

ここでは、17節公有財産購入費に261万5,000円を予定しました。これは、市の土地開発公社が所有する駅前の残地の買い戻し分54.91平方メートルでございます。次の19節は県への負担金でございます。

次に、191ページをお願いいたします。

公園費でございまして、説明欄1、公園維持管理費に7,835万6,000円を計上いたしました。主なものは、13節の委託料でありまして、2列目の清掃等委託料552万9,000円は、公園の除草や清掃などをシルバー人材センターに委託するもの。次の公園維持管理委託料3,252万8,000円は、私どもで管理している17か所の公園について除草や芝刈り、剪定、施肥管理等でございます。

下から2番目の15節工事請負費500万円は、袋公園内に時計台を1基設置するものでございます。

192ページをお願いいたします。

説明欄2は、あさひ健康パーク維持管理費に2,451万4,000円を予定しました。歳入でも申し上げましたが、本年4月より、市が直接管理することに伴うもので、主なものは作業員6名の賃金等と施設の維持管理費でございます。

少し飛びまして、195ページをお願いいたします。

8款4項1目住宅管理費、説明欄6の住宅・建築物耐震化促進事業880万円は、住宅耐震改修補助金に800万円、これは新規事業でございます。それから、住宅耐震診断補助金に80万円、これを予定したものでございまして、平成24年度から戸建て住宅における耐震改修費用の一部を新規に助成するものでございます。

次に、196ページをお願いいたします。

一番下になりますが、説明欄9の仮設住宅管理費565万円は、仮設住宅における共益費として集会所等の維持管理費を予定したものでございます。

次の説明欄10、緊急雇用創出仮設住宅管理人設置事業918万3,000円は、昨年を引き続きまして、県の緊急雇用創出事業を活用しまして、管理人4名を雇用するための経費でございます。

最後になりますが、198ページになります。

説明欄2の被災者住宅再建資金利子補給事業2,210万円は、被災者が住宅建設資金を金融機関から借り入れた場合、その利子の一部を補助するものでありまして、借り入れ見込み件数を23年度の実績を踏まえまして、230件と想定したものでございます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 農水産課にちょっとお聞きしたいんですが、先ほどの説明で産業まつりですか、11月に集中してやるという、産業まつりのほう、少しこういうふうに月別にある程度分かれてできないものなのか。1週間置きに産業まつり、産業まつりとやっていると、ちょっと市民の感覚から言いますと、あまりにも日にちがくつき過ぎているように思われますが、その点、今後、何か考えていることがあるか、ないかお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（平野忠作） 林七巳委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員から言われましたように、秋に3つのまつりがそれぞれ、本当に1週間刻みぐらいで重なっているということで、我々も理解しております。昨年、いろいろ反省会等を実施しました。中には、3つのまつりを1つに実施したらどうかというご意見も実は出ました。ただ、なかなか出店者側の方々から言わせると、やはり3つのまつりがあって、より多くの売るそういう機会をいただきたいという、そういう声もございました。

最終的には、1つにしようという動きを24年考えながら、3つのまつりをそれぞれ実施しようということで今、進んでおります。決してずっと3か所でそれぞれやるということではなくて、そろそろもう1か所でどうでしょうか、それを考えながら24年はやってみようということです。

それと、そういう感覚の部分がございました。これがご質問だと思います。これにつきましては、各実行委員会それぞれ3つの地区の実行委員会一堂に会しまして、いろんな行事等の調整との中で、この日しかないということで24年実施をしたいところですので、よろしくお願いいたします。ただ、一部からは、やはりものによっては春先にやったらどうだとか、そういうことも実質意見としてあったということは事実でございます。

以上です。

○委員長（平野忠作） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） それからもう1点、百貨店舗とか、いろいろ出店店舗数の数がかなり、

開催のあいさつの中で入っていきますが、地元の業者でなく、日本全国を歩いているような業者が結構出ているように思われるんですよね。そうすると、結局地元のためにならない。今、河津桜ですか、あそこでやっている店舗は地元に住所を持っている、そういうのみの出店舗でやっているとお聞きしましたが、そうでないと、ただ日本全国歩いてインターネットで検索して、そこで店舗を出すという、やっぱり地元に戻元されないような気がするんですよね。その点今後、店舗数の数だけ競争するのではなく、やはり地元に戻元されるような方法で出店を促したらどうでしょうか。その点もう一つお聞きいたします。

○委員長（平野忠作） 林七巳委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員から言われたものにつきましても、実は実行委員会では出ました。外部からということですね。ただ、今まで合併前からやっていた中で、店舗数が足りないから外へも門を広げましょうという、そういう部分は確かにきていた部分が一部あったと。これにつきましては、24年度から若干形を変えて、地元が優先と、最初は地元から募集をかけていこうと、そんなことで今言われた点につきましては、実行委員会で議論が出ているということでご理解いただきたいと思います。その方向に向かって進みます。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 林委員の質問と同じなんですけれども、旭でも1か所にしたいというような考えがあるみたいなんですけれども、この場合、今言われたように、多分ダブって、みんなダブって出ているわけですよね、3か所とも。地元の業者も県外から来ている人も。地元の業者はいいんですけれども、3か所のダブっている業者の比率、ダブっているというより地元の業者対県外から来ているとか、市外から来ている業者というのはどのくらいの比率になっているんですか。大まかでいいですから、3か所とも出していただきたい。そういうことによって、これから執行部としてはどうも1か所にまとめたいような気があるみたいなんですけれども、そういうことも含めてちょっと検討したほうがいいんじゃないかと思うんですが。

それとあともう一つ、農水産課のほうですが、今、旭の市民農園がありますけれども、2か所ありますけれども、その利用率ですか、稼働率ですか、それは今どうなっているんでしょうか。取りあえずその2つをお願いします。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません。3つの地区のまつりについての市内、市外の店舗に

つきましては、ちょっと今資料をそろえますので、時間をいただきたいと思います。

それと、もう1点、個人的には頭の中では3割ぐらいは市外かなということで、ちょっとその数字は3つそれぞれ違いますので、資料を今取り寄せます。

あと、市民農園の関係をいただきました。これもすみません、ちょっと今調べます。申し訳ありません。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今ですね、まつりについても市民農園についても数字が出ない。後でも結構ですから。

○委員長（平野忠作） 嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 園芸用廃プラスチックですが、どのくらいの量が出て、旧1市3町におかれましての割合が分かれば、ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（平野忠作） 嶋田哲純委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今の委員のほうから園芸用の廃プラスチック、これは塩化ビニールとポリエチレン、これに分かれます。塩化ビニールのほうにつきましては300トン、ポリエチレンにつきましては200トン、これを前年と同じような形で24年も予定をさせていただきます。

あと、それぞれの地区別ということで、これもちょっと資料を、ただ、一番多いのは旧旭市、ここが施設園芸が多いので旭市、それと近年は露地野菜でたばこのマルチとか、そういうものも多くなってきております。申し訳ございません、これも詳細ちょっと資料を取り寄せます。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 何点かちょっと教えていただきたいと思うんですけども、農水の関係で148ページの中に農村公園維持管理費がありますよね、488万8,000円。農村公園の位置づけというのは、その辺がどういうものなのか、ちょっともう少し説明をお願いしたいと思います。できれば場所とあれですね。

それから、次の150ページに新規就農総合支援事業補助金750万円ほどとってありますけれども、その事業内容とこれ補助金ですけれども、10分の10で補助金としてほかから来るものを流すのか、その辺もう少しお願いしたいと思います。

同じく農水の161ページの栽培漁業振興対策事業の中で、41万6,000円ほど補助金というこ

とで出ておるんですけれども、46万円くらいの補助金はどのような形で、今後それが違う事業にするためのものなのか、単純に補助金として事業のための補助金なのか、その辺もう少し詳しくお願いしたいと思います。

今度建設課のほうに伺いますけれども、184ページになりますけれども、蛇園南地区流末排水整備事業、これが何年までの終了年度だか、ちょっと忘れちゃったもので、その辺お願いしたいと思います。

次のアクセス道は、今度、国道126号から北側の工事の件なのかなと思いますけれども、その辺のもう既に公有財産購入費というのは、あるいはまた補償補填及び賠償金ですか、その辺も含めますけれども、その辺をどのような計画で、これから何年後の終了年度も含めましてもう少しお願いしたいと思います。

それと、195ページの中のこれは都市整備課の関係になりますか。雇用促進住宅管理費が入っておりますけれども……

(発言する人あり)

○委員（日下昭治） 所管が違う。ああそうか、ごめんなさい。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 何点か委員のほうからありました。農村公園ですけれども、主なものとしまして、旧干潟のほうには松沢公園、この間、熊野神社のほうでやりましたけれども、あそこの社務所の東側等にあります公園、実は、農林関係の事業で農村総合整備モデル事業、そういう国の補助金を活用して公園をつくったというのが旧干潟地区にございます。それと、旧旭市地区につきましては、東総文化会館の裏のほうに仁玉川沿いにアメニティ公園というようなことで、農道のところに散歩をしながら休憩ができる、そういう公園施設、これがつくってあります。

そんなことで、市内の中に農業関係でつくった公園、国の補助金等を活用したものがございます。これが農水産課のほうで管理しているということでご理解いただければと思います。

それと、新規就農者の補助金のご質問をいただきました。これにつきましては、主要事業でお答えしました、すべて全額国の補助でございます。農業を新たにやる方が就農した際に、年間150万円、最長5年間給付を受けるということでございます。ただし、これは幾つかの要件がありまして、後継者が自分で農地を持つ、あるいは後継者が自分で農機具を持つ、自分で栽培、販売を行う。そういう自立をした経営を目指しております。

さらに、これから市がつくります経営再開マスタープランに掲げた、市が認定をするという農業者ということで、最大150万円、これは全額国のお金を使ってやるということでございます。

それと、栽培漁業の関係がございました。これは朝鮮ハマグリということで、これは朝鮮からハマグリが来るわけじゃないんですけれども、ハマグリの種類が朝鮮ハマグリ、今、漁協では九十九里ハマグリということで売り出しておりますけれども、これの稚魚を、小さいものを海のほうへ放流をする、そういう事業でございます。事業費的には64万円、半分県が補助をしまして、あと残りにつきまして2分の1、そのうちの2分の1は漁協、さらに2分の1につきましては関係します旭市、匝瑳市、横芝光町等でお金を出し合う、そういう事業でございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、蛇園南地区の排水整備事業の関係ですけれども、一応目標は26年で完成という予定でおりますけれども、土地改良事業とかいろいろ絡みがございしますので、若干延びるのかなという気はいたしております。

あと、旭中央病院アクセス道の関係ですけれども、委員さん言われているように、国道から北側の分の2.3キロを24年度から不動産鑑定、物件補償、用地買収がかかる事業の委託の関係を行っていくことですね。

それとあと、何年までかということですが、一応26年になっておりますけれども、現在、飯岡バイパスから国道126号の警察のところまで今年3月に開通するんですけれども、それが約2.3キロございまして、8年かかっておりますので、またこの国道から広域農道まで2.3キロございますので、大体8年ぐらいはかかるのかなという感じでおりますけれども。

以上です。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 建設課長、例えばこれから計画されるわけですよね、24年度から。アクセス道。七・八年を目標だということでございます。例えば、蛇園地区の連絡道もそうですけれども、これから補助金なり何なり申請されると思うんですけれども、その際に道路認定しますよね。市道認定。その際、人の土地を認定しちゃいますよね。今までの経緯見ていると。その際ですけれども、例えば認定されたときには道路台帳に載りますよね。当然認定するわけですから。そうですね。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 人の土地を認定するのは自由というか、線は引けるんですけれども、供用開始していなければ、それは供用開始しないような形で表示をいたしますので、認定はどこでもできるというのはちょっと語弊があるんですけれども、道路になっていなくても認定することは可能です。道路台帳には載るような形にはなりません。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 線形はあっても、ちょっと調べます。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） ただね、道路台帳に認定されるかされないかということになりますよね。認定されるとなれば、当然、市道認定の中で国税の関係で単位費用の算定基準になると思うんですよ。だから、それを今まで我々もよく分からない中で、分からない中というか、皆さんそれでいいということで我々も認定したんですけれども、例えば、人の用地を認定したものが、そういった交付税の単位費用に入っているか入っていないかということも関係すると思うんですよ。それであるから、私もちょっと、この前も聞いたんですけれども、その辺はどうなっているかなと思うんです。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 交付税の算入は、供用を開始していなければ入りませんので、未供用の分は入っておりませんので。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、例えば今アクセス道、バイパスまで今度開始しますよね。それで初めてそういった算定基準に入るということで、今まではなかったということですね。そうしますと、その辺私もちょっと誤解していたんではしょうがないと思いまして。一般的には市道認定されたものについては、金額はともかくとしてもカウントされるものと思っていたんですよ。であるから、人の土地にそういう算定が入るのかなと思って、そういったものがありましたので、それはないということですね。

そうしますと、供用が開始されて初めて、例えば今26日に開通しますよね、アクセス道、国道まで。そうしますと、来年度からそういったカウントされる根拠になるということで理

解していいんですか。24年度以降。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 南北線に関しては、26日に議会で承認されますよね。その地点で26日に公布する形になります。多分24年度からになると思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 170ページの8番、特産品開発事業ですけれども、これ計上してありますけれども、この前、予算の説明のときにもちょっと言ったんですけれども、これもうちちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

それと、175ページの5番ですね、長熊のことなんですけれども、これは前々から、例えば指定管理者にするとかしないとかという話もありましたけれども、そのことについてはどうするのか。それと、この前もちょっとお話になりましたけれども、1者で何十万だっけ、何百万だっけ、ヘラブナを買っていますよね。それっていうのは、普通の考えで言うと、長熊がこの前、何年か前に完成したときにもそういうことであって、実際にはヘラブナでないものも入ったんですよ。1者でそんなにできるはずがないというのが、ヘラブナを釣っている人の考えだったんですけれども、なぜこれ1者にしなくちゃしょうがないのか。

あと、192ページですね。あさひ健康パークのことなんですけれども、今年から指定管理者じゃなくて、旭で直営でやるというんですが、6人を雇用して、ないしは異動してやる方向だと思いますけれども、これを今年だけの考えでやっていくのか。例えば、民営化していくのか。それと、料金体系はどうしていくのか、その辺の見通しがあれば。今まででも毎日来ている人もいるから、それで月2,000円というのは極めて安過ぎるとかという話も出ていたわけですから、その辺のことまで行政としては考えておるのか。この3点をちょっとお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、ご質問の特産品の事業の関係ですね。ページでいきますと170ページですね、8番の特産品の開発事業100万円ほどの予算を計上させていただきました。この内容をもう少し詳しくということですので、若干説明させていただきます。

今考えていますのは、対象商品の幾つか考えがありまして、未発表のもので独自性がある、

市内での販売が見込まれる、市内での販売が特産品としてふさわしい、調理品にあつては市内の農畜産物を1種類以上食材に用いている、品質に優れている、販売価格または予定価格が適正である、将来にわたって旭市の特産品として定着が期待される等々のものであれば、対象の商品というふうにとらえましょうということで考えています。

補助対象の経費ですが、試作品の原材料費、試作品の品質検査費用または栄養成分分析等の費用、商標登録等に必要な費用、容器・包装等に初回出荷注文分に係る経費、宣伝効果に係る経費というようなことを補助対象経費として考えていまして、補助額につきましてはその補助対象経費の2分の1以内ということで、上限20万円ということで1回限りということで計上させていただきました。

続きまして、長熊のほうですね。175ページです。2点ほどご質問があったかと思います。

前々指定管理の話は出ていたけれども、その辺がどうなったかというご質問です。これにつきましては、実は23年度から指定管理の検討を始めたいということで考えていました。ただ、23年度につきましては、長熊がかなり震災の影響を受けまして、かなり修繕をしなくちゃいけないということから、23年度につきましては震災工事等をかなりそこに入れてございます。1年間延びましたけれども、長熊につきましては24年度から指定管理者の導入に向けて、またその準備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、ヘラブナの件です。1者随契。確かに議案質疑のほうでも質問いただきました。そのときもお答えさせていただきましたが、現在購入しているヘラブナということで、育成には2年から3年かかるような大きさのものを購入してございます。生き物というようなことから、育成には非常に天候等に影響されるというようなこと、それから、今、滑川委員がおっしゃったように、数量の確保というのがうまくいったりいかなかったりということで難しさがある。そのような観点から、1者随契とさせていただいてるのは、実績と信頼が重要というようなことから、今までの取引業者をお願いをしまして、1者随契をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） あさひ健康パークについてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、直営についていつごろまでかということと民営化の見通しということについてお答えいたします。

昨年の3.11の震災によりまして、大規模な災害を受けて、この1年間復旧に向けて災害復旧工事を進めてまいりまして、3月1日から仮オープンにこぎつけたところでございます。4月からは再オープンいたしますけれども、やはり議会でも申し上げたと思いますが、当座はまずオープンすることが最優先ということの中で、24年度につきましては直営でせざるを得ないのかなというふうに思っています。

ただ、25年度以降について、これは道筋の中で指定管理というものも当然視野に入れた検討は当然行っていかなければいけないだろうと、このように思っています。ただ、その場合に、従来は財団法人旭市福祉協会に指定管理を委託していたわけでありましてけれども、ご案内のように解散という前提がございますので、こういった形でそれを、指定管理というあり方を考えていくのか、完全な民営の形のものが必要なのかどうか、その辺につきましても、この1年の中でしっかりと考えていく必要があるだろうと、このように思っております。

また、関係各位の方々とのご相談もやはり必要になるのかなと思います。

もう1点、料金体系の見直しのお話がありました。これにつきましても、震災から、まだ4月からオープンということでありまして、利用者の動向につきましてまだちょっと分からないところもあるかもしれません。先ほどご説明しましたが、歳入におきましても、前年比で約8割程度の利用料見込みとして予算のほうは計上してございますので、そちらのほうの状況がこういった形で推移するか、これも指定管理の中では重要なポイントになるのかなと、このように思っておりますので、しっかりとこの1年間現状を見据える中で、中間の中で議会のほうに、常任委員会のほうに報告をさせていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） すみません、先ほどの特産品の説明の中で、私ちょっと手持ちで持っているのは古い検討段階の資料を若干説明させていただきました。訂正させていただきます。

1点目は、補助限度額ですが、先ほど20万円ということで申し上げましたけれども、補助限度額につきましては50万円ということで、それと、事業の採択年度に関しましては、1事業につき3会計年度を限度ということで、うまく利用すれば3年度分利用できるということで考えています。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 答弁漏れがありました。料金体系の考え方についてでありまして、若干触れたんですけれども、これにつきましてもこの１年間の利用状況を見据える中で、また、利用者団体等もごございますので、皆さん方のご意見をいただきながら、推移を見守りたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 議案の審査は途中でありますが、11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 7 分

再開 午前 11 時 17 分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、先ほど滑川委員、嶋田委員からご質問いただいた分につきまして、資料がなくて申し訳ありません。

1 点目、産業まつり等の店舗の状況につきましてご報告をさせていただきます。

旭地区でございます。合計で155の店舗の出店がありました。そのうち、市内104です。155のうち市内104、外は51、そんなことで、割合的には67%でございます。海上地区、合計153店舗ございました。そのうち市内が95店舗、外が58、市内の割合は62%でございます。干潟地区につきましては、108の店舗が出店いただきました。そのうち市内が66、市外が42、市内の割合は61%になっております。

さらに、市民農園の関係でご質問いただきました。すみません、資料がなくて。市民農園につきましては、2 地区、現在でございます。鎌数の地区に79の区画がございます。そのうち、現時点では78の利用をいただいています。利用率は98.7%ということでございます。

もう 1 地区、岩井地区でございます。ここは32の区画でございます。現在の利用は11区画の利用。利用率34.4%ということになっております。

さらに、嶋田委員のほうから、廃プラの各地区の量のご質問をいただきました。ちょっと細かな数字ですけれども、旭地区につきましては19万5,460キロでございます。海上地区につきましては2万6,710キロ、飯岡地区につきましては9万9,880キロ、干潟地区につきましては6万5,530キロ、合計しまして38万7,580キロ。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、日下委員のご質問の関係ですけれども、南北線の関係ですけれども、先ほど私、24年度と言いましたけれども、24年度の補正業務になりますので、25年度から交付税の算入になります。

それとあと、飯岡海上連絡道の関係ですけれども、確かめましたら、認定はしてございますけれども、台帳には入っておりません。あと、図面のほうは点線で表示してございますので。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） ありがとうございます。

旭の袋公園の南側については、大分、利用率が高いということでもありますけれども、これを増やすとかそういうことは考えているのか。

それと、先ほどの特産品なんですけれども、未発表で今までにないものというのと、大分エリアが狭くなっていくと思うんですが、それに対する情報発信はどのようにしていくのか。要するに、こういうことをやっていますよということを市民の皆様から募集するわけでしょうから、それについての情報をどのように出していくのか、その2点について聞きたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、市民農園の関係につきましてご質問いただきました。委員のほうからありましたように、鎌数、ここはほぼ100%近い利用をいただいております。今週末には、実は指導いただいています指導農業士の方々、それと利用いただいている利用者、この方々の交流も実施をしようかなと、そういういろんな意見等を聞きまして、できれば市民農園、場所をちょっと選定して、休耕農地対策等もございます。そういう対策と併せながら、何かうまい仕組みができないかどうか。

ただ、鎌数のあの場所ではちょっと無理なのかなと。休耕農地を含めた対策、そういうことも視野に入れて検討していきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 特産品事業のほうのPRですか、市民への情

報提供をどのようにしていくかというご質問ですけれども、予算を成立させていただきましたら、すぐにでも広報、それから商工会と連携しながら、基本的には商工会のほうが利用するチャンスが多いのかなというふうに思っています。

いろんな形で情報提供して、この事業のPRに努めていきたいなというふうに考えています。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） そのことについてなんですけれども、商工会の情報というのが旭の商工会だけ出ていないんですよ。例えば、銚子もあります、それから香取もあります、匝瑳もあります、山武もありますというけれども、特産品の紹介ページというのが、旭の商工会だけが載っていないんですよ。その辺のことにつきましても、ぜひ商工観光課としては指導していただきたいんですけれども。

（発言する人あり）

○委員（滑川公英） 関連だけでいいですから、聞いておいてください。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ありませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 先ほど聞けばよかったんですが、ちょっと漏れちゃったもので、都市整備課の関係で、186ページから187ページになりますね。都市計画総務事務費の中に都市計画審議会委員8名の報酬がありますよね。それと併せて、その1が報酬で7に賃金ということで416万5,000円ほど予算化で入っているんですけれども、この辺、都市計画審議会委員ですか、これは現在もこういった8名、今までずっと23年度まであったのか、あるいはこれ新規にこのような形で予算化されるのか。併せて賃金のほうも今までどうなっているのかお願いしたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市計画総務費の関係のご質問にお答えいたします。

初めに、都市計画審議会委員8名でございますが、これにつきましては、合併前からずっと設置してございまして、委員の任命は任期が切れるごとに行っています。これまでも都市マスタープランの策定であるとか、新たな都市計画区域、例えばサンモール周辺の用途地域の見直し、こういったことについてご議論をいただいて都市計画決定をしてきているものでありまして、今後におきましても、新たな都市計画についてもご意見をいただくということ

で設置をしているものでございます。

それから、もう1点の賃金でございます。これにつきましては、都市整備課で2名の公園作業員を雇用しておりまして、こちら2名の方の賃金でございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 都市計画審議会委員ですね、そうしますと、旧旭に関係するっていうことでしょう、これ。3町には都市計画が入っていませんので、その辺はどうなんですか。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 確かに、都市計画区域というのは旧旭市の区域のみです。ただ、合併後の基本構想、基本計画におきましても、あるいは今般の復興計画におきましても、都市計画区域の見直しにつきましては、そこに記述がされているところであります。

旧旭市が都市計画区域を引いているから、そこだけの議論ではございません。あくまでも合併後の1市3町の新市の全体の土地利用、これらについてもご議論をいただく中で、都市計画の区域の見直し等々につきましてご議論をいただくということでもありますので、旧旭市の区域に限っては、現状では都市計画区域の見直しの場合にはありますけれども、今後の展開につきましては十分なご議論をいただいていると。

当然ながら、委員の構成につきましても、旧市町から審議会委員を任命させていただいていると、こういう状況でございます。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 大変申し訳ございません。手元に資料がなくて申し訳ないです。

都市計画審議会条例がございますので、こちらのほうの定数は10名ということになっております。合併後におきましては、各地区から学識経験ということで1名ずつで4名ですね。それから、市民公募を行っています。これにつきまして2名の方が市民公募で入っていると。それから、県の関係で海匠土木事務所長と農林振興センターの所長、これが2名入って、今は現状8名なんですけど、もう2名いらっしゃるかと思うんですが、ちょっと手元になくて申し訳ないんですが、後ほどご報告させていただきます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 県の職員は公務員ですので、報酬には入らないということです。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ありませんか。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、2点ほど参考のためにお聞かせいただきたいんですけども、先ほど来、出ています旭中央病院のアクセス道路整備事業なんですけれども、実はちょっと関連のことで話がちょっと違うほうにいつてしまうんですけども、中央病院以外の診療所のことで何度も議場のほうで話が出るんで、どうして干潟のときにはそういうのができなかったんですかと聞いたら、実は鑄木にあったんですけども、そこに行くよりもアクセス道路をつくってもらったほうが直接中央病院に行けるからいいという話が出たんで、それで病院のほうの話がなくなったと。だから、一刻も早くそのアクセス道路が欲しいんだという話があったんですが、そういうのは合併後に課長のほうに話がありましたでしょうか。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 干潟から直接行くという形ですかね。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） すみません、ありがとうございます。ちょっと聞き方が悪かった。干潟の議会の中でそういう話が出たんだそうです。そういう話になったんですけども、継続して旭のほうにその話が伝わっているだろうかと、合併後。それをお聞きしたかったんです。失礼しました。ご存じないようですから結構です。ありがとうございました。

それと、南堀之内バイパスなんですけれども、これも非常に地元としてみれば何度も何度もお願いしているんですけども、渋滞が非常に中和の道願さんのところと、新町の元のセブンイレブンのところですかね、広域農道の、あそこの渋滞が非常に困って危険だということで要望しているんですけども、県営住宅の北側部分だけでもいいですけども、これの着工はもうされたんでしょうか。

それと、できればおおむねでいいですけども、完成予定が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今年度の事業費を繰り越しまして、先ほど言いました600メートル部分の一部を少し手をかけまして、県営住宅入口から北に600メートル、その分を今年度予算で用地費をこれからの補正で承認されれば、それが用地費から工事費へ振り替えが承認さ

れば、その用地費を工事費に振り替えた分のお金で600メートル分の何メートル分だけは工事を行いまして、次年度24年度も引き続き工事を行って、地権者35名中の5人ほど未買収がおりまして、そのうち委員ご存じのように、1名の方ちょっと強固な方がおりまして、その方を待っていても工事が進みませんので、できるところは工事を進めて、今年度の23年度分の先ほど言った工事の振り替えした分と、24年も含めて、県住の入り口から600メートル部分の北側に向かって工事はもう進めていくような計画です。

それで、できれば26年ぐらいまでに完成したいと思いますが、どうしても残る方がおりますので、できるところは造って供用開始するような形で、あと残った分に関しては粛々とやっていくような形で、それを待っていても事業進みませんし、補助金のほうも終わってしまいますので、それがあつ時期に有効的に使うということで考えております。

○委員長（平野忠作） 嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） それでは、152ページの園芸用廃プラスチックの処理対策事業1,000万円ですか、計上してありますけれども、先ほど課長のほうから3万8,500キロですか、その処理を各地区から持って行ったということは聞きましたけれども、現在処理工場が茂原にあると思うんですけれども、その工場が高濃度の放射能汚染がされているということをちょっとお聞きしているんですけれども、その処理体制も排水が滞留型の排水を使っているということもちょっと耳にしているんですけれども、本年度、これからの対策に対して、そのところに、どのように原料を、廃プラスチックを持って行けるのかどうか、これからの処理はどのようなになっているのか、もし分かれば教えていただきたいと、このように思っています。

○委員長（平野忠作） 嶋田茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから言われましたように、確かに東金市にございます。園芸用廃プラスチックの工場ですね。これは市町村も出資し合いながら、県等もお金を出してつくった施設でございます。出たのは、そこから出た土から出たんですね。いろいろ廃プラを再生利用しますので、そこで泥なんかを全部落として、そこからはかつてみたら規制値を超える土等が出たということで、周辺住民の方には、今県のほうでいろいろ対策等について説明会を行っているところで、そこだけの情報しかいただいていません。24年度使えないとか、そういうことは一切まだ来ていません。ただ、そういう処理を万全に期すれば、我々としてはその工場というのは使えるのかなと、そういう認識ではあります。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（増田富雄） 全員協議会と本会議でご説明した以外に、特に補足して申し上げることはございません。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 402ページになりますけれども、下水道普及促進費に247万円ほどしてありますね。報償金という形であったり、また印刷製本費という形であるんですけれども、その辺が印刷製本費というのは、これどういったものを印刷するのかということと、報償金61万円ほどありますけれども、それらは何の報償金、どういったものに対する報償金なのか、それをお願いしたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（増田富雄） お答えいたします。

まず、最初の報償費でございますけれども、受益者負担金につきまして全納報償金、いわゆる過去の実績から推定いたしまして、全期前納分ですか、それについて75%ぐらいの方が全期一括で納めていると。あと、それ以外については每期ごとに納めていくというような形でございます、最大で10万円というような形で報償をしているものでございます。

あと、もう一つ、印刷製本費の関係でございますけれども、普及促進のパンフレット、その印刷製本でございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） はい、その辺はよく分かりました。

1点、そのほか先日のあれでしょうね、課長。お願いしたものはまだ分からないんでしょうね。分かりましたらお願いしたいですけれども。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（増田富雄） 大多喜ダムの関係でよろしいでしょうか。

その件につきましては、県の県土整備部の河川整備課というところが担当部署になるんですけれども、そこに電話で確認したところ、今までいただいた国庫補助金、それについて今のところ返還は求められていないということを聞いております。

また、中身といたしまして、夷隅川水系の治水対策、南房総地域の利水の必要性を持つことを目的としてダム事業が始まったということを聞いております。そのダム事業につきまして、その後の水道事業者の撤退とかあるいは……

（発言する人あり）

○下水道課長（増田富雄） よろしいですか。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 県の事業のそっちのほうはもう、ここにもあるんですよ、治水関係のものね。ただ、今まで下水道に関する形で、補助金の返還、返還ということを、何かすると補助金を返還しなければならないということを言われてきたと思うんですよ。しかし、県がこういう形で補助金の返還は今のところないということなんですね。63億5,000万円ほど。する必要がないということが前提だと思うんですよ。今、多分聞かれたのね。

そういったものを含めまして、当然、この4億円近い一般会計が毎年繰り出して、これも大体130億円ぐらいになるんじゃないですか、総事業費ね。受益者人口6,000人に対して。そういったものがこの時点で中止をするということなくして、県もこれ中止することは、すぐ中止したものじゃないと思うんですよ。だから、旭市も下水道事業を中止しなければならないではなくして、もう少し経済の情勢を見ながら、ただ年数を延ばして、単年度の事業を少し縮小したでなくして、少し休んで、また再度経済が好転したときにはやりましょうとか、そういうことも一つの視野に入れてほしいなということなんですけれども、それについてはすぐ課長のほうで判断できないと思いますが、ぜひそういったものをしていただくよう要望したいと思います。

○委員長（平野忠作） 答弁はいいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議案第6号、農業集落排水事業、ここにつきましては毎回説明しておりますけれども、江ヶ崎地区供用開始が平成10年、琴田地区が平成13年、それぞれ13年あるいは10年経過しております。当時、国から50%、県から20%、市負担20%、地元受益者10%でやった事業でございます。施設も老朽化等しております。さらなる加入者を高めながら、施設の長寿命化、適切な維持管理に努めていきたい。そのほかにつきましては、本会議で説明したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。
何か質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 全員協議会及び本会議でご説明申し上げた以外は、特にございません。
以上でございます。

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第9号につきまして、農水産課関係につきまして若干説明をさせていただきます。

予算書のほうのページ的には21ページをお開きいただきたいと思います。

21ページの6款農林水産業費の中に畜産振興事務費、補助金を仕組ませていただいております。これにつきましては、飼料用米、いわゆるえさ米でございます。えさ米を加工する機械、粉碎をする機械ですね、これのベルトコンベア、その部分につきまして県の支援3分の1いただきまして、3分の1の金額66万6,000円を事業者のほうに補助をさせていただくも

のでございます。畜産農家が3戸でこの事業を取り組みたいということでございます。

さらに、その下に農地費が経営体育成基盤整備事業1,893万6,000円の減、それと広域農業基盤整備事業639万3,000円の減、これ等につきましては事業費等を精査しまして残った金額、あるいは23年いろんな、震災等で一部工事ができなかった、あるいは土地改良事業のほうの推進の中で若干遅れがあった、そういうもので市負担金の部分につきまして減額をさせていただくものでございます。

それと、21ページが一番下に水産振興費がでございます。これは主なものとしましては、魚礁の設置工事、飯岡の海のほうに魚をすむ施設でございますけれども、これは震災等で漁協のほうから23年の工事については事業を見合わせたい、そういうことで、この事業については減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、建設課の補正予算につきまして補足説明させていただきます。

初めに6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費、8款土木費、2項道路橋梁費について7つの事業を繰り越すものです。

初めに、交通安全施設維持補修事業ですけれども、446万3,000円とその下の急傾斜地崩壊対策事業1,852万円です。入札に不調があり、適切な工期が確保できないため繰り越すものです。

次に、道路新設改良事業です。326万6,000円です。境界ぐいの復元に時間を要し、流末排水整備が進まなかったために工事着手が遅れて繰り越すものです。

次に、排水路整備事業（西野地区）5,450万円、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業2億2,057万円、南堀之内バイパス整備事業1,700万円の3事業ですが、用地交渉に不測の日数を要したために繰り越すものです。

次に、橋梁維持補修事業です。2,154万6,000円です。国の第3次補正予算に対応するため、適正な工期が見込めないため繰り越すものです。

次に、11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費1億4,484万7,000円ですが、東日本大震災により被災した私道整備助成金3件分と、23年10月22日の豪雨により、海上地区岩井地先の道路災害復旧工事に伴うもので、24年1月16日に災害査定がございまして、今補正予算成立後に事業実施となるために、適切な工期が認めないために繰り越すものです。

次に、22ページをお願いいたします。

初めに、8款2項2目道路維持費、説明欄1、道路維持補修事業6,000万円の減及び3目道路新設改良費、説明欄2、道路新設改良事業1億2,500万円の減、説明欄3、蛇園南地区流末排水整備事業1億3,950万円の減、次に23ページになりますが、説明欄4、旭中央病院アクセス道整備事業1億7,300万円の減、説明欄5、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業2億6,000万円の減の5事業につきましては、災害復旧工事を最優先に工事を実施したため、事業の執行ができなくなったために減額をお願いするものです。

次に、24ページをお願いいたします。

8款2項4目橋梁維持費、説明欄1、橋梁維持補修事業470万4,000円は、千葉県東部図書館西側仁玉川にかかる橋の改修工事に伴う土質調査及び地形測量等を計上したものでございます。

最後になりますが、27ページをお願いいたします。

11款3項1目道路橋梁災害復旧費、説明欄1、道路橋梁災害復旧費9,666万5,000円は、先ほど申しましたように、10月22日の豪雨により被災した岩井地先の滝山の道路の災害復旧工事費等を計上したものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから、いいおか荘関連の補正予算が組まれていますので、ご説明させていただきます。

15ページをお願いします。

諸収入ということで6,500万円、これはいいおか荘のほうで過去において長期借入金ということで借り入れたものの、今回補正13号において支出するということで予算組みましたので、これが一般会計のほうでは収入ということになります。

その次ですが、29ページをお願いします。

国民宿舎事業公営企業費ということで、金額が当初予算2,297万2,000円、今回の補正が3億513万8,000円、トータルで3億2,811万円ということになります。この内訳について説明させていただきます。

まず、当初予算の2,297万2,000円ですが、これは観光拠点施設支援金ということで1,031万円、それと出資金ということで1,266万2,000円、このトータルが2,297万2,000円、これは当初予算でした。今回、3億513万8,000円をお願いするのは、まず今年の運営資金というこ

とで、一時借入れとして借り入れているものの返還になります。これが2,300万円です。

それから、企業債を一括償還する必要があるということで、企業債自体は2億2,980万円なんですが、既に1回分の元金を支払っていますので、残りの2億1,713万8,000円、この金額です。

それから、最後に先ほど申し上げました長期借入金の6,500万円をまた一般会計のほうに返すということの補助金、これを全部合計しますと、先ほど申し上げましたトータルの3億2,811万円というふうになるものでございます。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 質疑というよりも、ちょっと今後のお願いをしておきたいなと思いますけれども、建設課長、あのね、岩井の崩落現場でこれ九千幾らかかっちゃいますよね。例えば、あの場所はもう既に3回、4回、4回目ですかね。旧町のときも何回か手直しして、何回となくやっているわけですよ。常にそういうことは、地元も心配しながら、いろんな施策をお願いしてきたんですよ。それは旧町の時代が中心ですけどもね。

今後、こういった事業やることについて早く手を打っていただきたいと。そうでないと、これ現実1億円近くかかっちゃうでしょう。恐らく今、急傾斜地やっていますけれども、あれから思ったらとんでもなくかかるなと思えば、案の定こういう金額になっちゃうんですよ。でありますので、今後ぜひ、先日もお願いしましたがけれども、あそこは必ず、将来まだ危険な場所になると思うんですよ。キャンプ場のほうから行って、駐車場の水が一気に流れる可能性がありますので、ぜひ今後、バイパスの関係が今やられて、進められているものですので、ぜひそこらへ排水を回していただくようなことを考えていただかないと、また同じような結果が出ると思うんですね。でありますので、そういうことをぜひ県としっかり協議してほしい。そういうことをぜひお願いしておきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 第38号で解体費をカットするということでありますけれども、ここに出ている議案を見ますと、そのほかのことについてはもういいおか荘はやらないという答えと同じではないんですか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 今回の関連する議案につきましては、前提として市営での経営は断念したということに基づいて議案提出されています。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） では、一般質問でもしたんですけれども、市営ではやらないけれども、何とか解体はしないで考えていくと、そういうことでいいですね。

それで、一般質問のときにも言ったんですけれども、あそこを1年間そのままにしておいたら、やはり400万円とかって維持費がかかるわけですから、あんまり長い期間でなくて、やはり前回はべらぼうに短かったんですけれども、そんなに長い期間でなくて検討していたきたいと思うんですが、執行部としてはどのように考えているのでしょうか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 滑川委員ご指摘のとおり、あのままでも維持管理費がずっとかかってきます。それと裏腹に、市長のほうは皆さん方の意見をいろいろ聞いて、今後どう利用できるのか検討していきたいということですので、今答弁できることはそれ以上にちょっとないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 議案第13号につきましては、本会議等で補足させていただきました。それ以上に補足することはございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） これも同様に、いいおか荘関連の廃止に伴う関係条例の整備ということで説明させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（増田富雄） 本会議でご説明した以外に、特にございません。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特に質疑がないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（増田富雄） 議案第32号につきましても本会議でご説明した以外に特に補足して申し上げることはございません。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

続いて、議案第33号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 議案第33号、市道路線の廃止及び認定については本会議で説明したとおりでございます。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第33号の質疑を終わります。

続いて、議案第38号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） これも本会議で提案理由並びに補足説明をさせていただきます。それ以上ございません。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 質疑でないんですが、本会議でも実は伺いましたけれども、これは1号議案がまだ可決されない、当初予算が通るか通らない中で、こういう形になるわけですね。確かに218条第1項に基づけば、これは補正予算をするのに基づいた議案がありますけれども、行政実例で確かにありました。当初予算成立前に補正予算の提出はできるが、議決は当初予算の議決後でなければならないと。議決後であればいいということの解釈だと思います。しかし、これ昭和28年の行政実例だそうですね。

それで、今、実は逐条自治法第3次改訂版、平成17年に発刊したもので、「予算の補正とは予算が成立した後生じた事由に基づいて、既定の経費の不足を充足し、または既定予算の変更を行うため、一たんは成立した予算の科目もしくは金額を追加もしくは更正し、または事項に変更を加えることであり、追加は予算の増額を目的とするもの、更正は成立した予算内で科目の変更または金額の減少を行うことを目的とする」と、そのような逐条自治法の中にあるんですけれども、私はこういう形でありますので、今回は更正の手続きだと思ったんですよね。直す手続きだと思ったんですけれども、これが当初予算が成立しない中で補正が組まれるということは、ちょっと疑問を持っているわけなんですけれども、その辺は同じ答えだと思いますけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、日下委員のおっしゃっていることも分かり、私どもはこの間、本会議で答弁したとおり、逐条解説に沿って一応提出させていただいたと、そういうことでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（平野忠作） 議案の審査は途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第38号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第38号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野忠作） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成24年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成24年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めま

す。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、国民宿舎事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、工事委託契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、工事委託契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、市道路線の廃止及び認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第38号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(平野忠作) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長(堀江隆夫) それでは、若干時間をいただきまして、お手元にあります農業者戸別所得補償制度の関係等につきまして、若干説明をする時間をいただきたいと思います。この中には経営再開プラン、これも掲げてございます。併せまして説明をさせていただきます。

ご承知のように、平成23年から本格的に農業者戸別所得補償制度、これが国においては制定をされているところでございます。ただ、まだ現時点では法制化されていないということで、予算措置がされている、そういうことで農業団体においては、これを法制化ということで法律的な制度ということで今、要望等を展開しているわけでございます。

資料の2ページのほうをめくっていただきたいと思います。

これにつきましては、農業者戸別所得補償制度の概要ということで、これは販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物、こういうものにつきましてその差額を交付する、そうい

うものでございます。対象となる作物につきましては、現時点では米、麦、大豆、てん菜、いろいろ掲げてあるものでございます。

併せまして、実は水田活用の所得補償交付金、これもこの制度の中にありまして、飼料用作物あるいは米粉用、えさ米、稲ホールクロップサイレージ、こういうものにつきまして手厚い支援をされているわけでございます。

制度の中身としまして、3ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

米の所得補償交付金ということで、これにつきましては国の施策、生産調整を実施した農家、本年の生産調整につきましては転作率が農業者一律38.1%になる予定でございます。38.1%の面積は水稻以外のものをつくっていただく、そういうことで国から指示が来ております。

この部分について、お米を作ったものにつきましてこの制度では米の所得補償ということで、1反当たり1万5,000円、水田をつくったところにつきまして1万5,000円が交付されるものでございます。交付の対象者として、ここにありますように販売農家、集落営農ということで、販売を目的とした農業者に限っております。交付対象面積は、水稻をつくった面積から自家消費として一律10アールを控除する。1反は自家消費ということで国が控除をするわけです。ただし、集落営農の場合も10アール控除するということで、集落営農の取り組みについては有利になっております。

さらに、3ページの下の方に価格変動の補てん交付金ということでございます。国は18年から20年までの平均取引、生産費が1俵当たり、60キロ当たり約1万3,700円というふうに想定しております。この金額を下回った場合について、この差を実は国が補助金として交付をするということになっています。23年度産につきましては、この1万3,700円、若干なかなこの制度は使えないのかなというふうに我々見ていますけれども、いずれにしても3月の時点で国は確定をするということになっています。

22年につきましては、先ほどの1万5,000円と別に、10アール当たり1万5,100円、この制度で支援をいただいています。

さらに、次の4ページのほうに水田活用の所得交付金ということで転作をやりやすくするという、これがこの事業です。交付単価にありますように、中段、米粉用の米、これはお米を粉にして使う、そういうもの、あるいは飼料用米、WC Sというのは稲ホールクロップサイレージ、こういうものにつきましては手厚く10アール当たり8万円、こういう交付金額になっております。

これらの制度で平成23年に市内でこの制度を受けて、恩恵を受けている方が都合283人いらっしゃいます。受け取ってある金額が所得補償ということで2億3,800万円、そういう数字になっているところでございます。

さらに、5ページのところにこの所得補償とは別に、耕畜連携というようなことで飼料用米等をつくったところに、さらに稲わら等を牛のえさに活用した場合、これにつきましては10アール当たり1万3,000円、こういう支援が別途あるということでございます。

以上が国の所得補償に関します制度等の中身でございます。詳細につきましては資料等をお目通しいただければと思います。

さらに、この資料の中で1点、ちょっと説明をさらにつけ加えさせていただきます。

11ページのほうを見ていただきたいと思います。

11ページのところには、人・農地プランということで、実はあります。今、国のほうでは24年に人・農地プランをつくっていききたい、そんなことで集落で徹底した話し合いをやっていただいて、そこで一つ、市のどういう農家に農地を集めたらいいか、そういうことを議論をするということになっています。

12ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

12ページにつきましては、上のほうにグリーンで経営再開マスタープランということで書いてあります。実は、旭市につきましては震災を受けたと、そういうことで被災市町村ということになっております。そういうようなことで、人・農地プランということでなくて、経営再開マスタープラン、中身的には同じなんですけれども、経営再開マスタープラン、これをつくれということになっております。マスタープランのイメージとしましては、この中段にあるような誰に、どういう農家に農地を集めるか、あるいは集落で農地を手放す人がどういう人がいるか、そういうものを話し合いでイメージしていく。さらに、図面の中でどういう農家にこの土地を集めていくか、そういうことを実施をするということでございます。

この12ページの一番下にこのプランを掲げた優遇措置ということであります。このプランに掲げられた中で青年就農給付金ということで、12ページの一番下でございます。これは、きょうご質問いただきました農業後継者等が就農に際しまして年間150万円、最長で5年間受けられる。この制度はこのプランに位置づけした農業者のみということになっております。

さらには、農地集積協力金というようなことで、手放した農家に支援が手厚くされています。

さらには、スーパーL資金の当初無利子化ということで、5年間このプランに掲げた農

業者がいろんな規模拡大をするときには、スーパーL資金が5年間無利子になると、そういうことでございます。

以上のようなプランを本年旭市でつくってまいります。現実的な作業としましては、13ページの一番上のほうにありますように、当初アンケートを実施いたします。多分、来週あたり各農業者に配られると思いますけれども、農業者に徹底したアンケートをさせていただきまして、この人・農地プランをつくっていききたいというふうに考えています。

一番右にありますように、ただ今回は検討会を開催いたしますけれども、検討会の中に必ずメンバーおおむね3割が女性が入ると。農水省の中で女性農業者の活用ということで、今回大きく3割を女性という部分が入ってきております。

以上、経営再開マスタープランをこれから市のほうでつくっておきますので、いろんな面でこれを基にしまして、国の手厚い農業支援、そういうことを受けていきたい、そういうふうに考えています。

以上で資料に基づきます農水産課からの説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから資料ございませんが、1点だけ報告させていただきます。

昨年の12月に旭市商業振興連合会が発売しました復興支援プレミアム付き商品券の利用状況について申し上げます。

発売数ですが1万セット、額面にして1億1,000万円分、これを市内5か所で12月4日に販売を開始しまして、12月8日には完売をいたしました。今回のプレミアム商品券ですが、復興への消費刺激ということもあり、使用期限を半年間ということにしまして、24年2月末の利用状況ですが、64%ということで順調に利用されております。復興支援の一助になればというふうに考えています。

なお、昨年の7月に第一弾のほうですね、7月に発行されましたプレミアム商品券の24年2月末の利用状況ですが、こちら82%ということで順調に利用されていることを報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 所管課の報告は終わりました。所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長(平野忠作) それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時15分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 平 野 忠 作

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 3 月 1 5 日（木曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 3 月 1 5 日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 4 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成 2 4 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成 2 4 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成 2 4 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 2 4 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 2 3 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 1 7 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 指定管理者の指定について
- 議案第 3 5 号 指定管理者の指定について
- 議案第 3 6 号 指定管理者の指定について

出席委員（８名）

委員長 景山岩三郎
委員 林 一哉
委員 林 俊介
委員 向後悦世

副委員長 伊藤房代
委員 林 正一郎
委員 佐久間茂樹
委員 島田和雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（２７名）

教 育 長 茅田哲雄
環 境 課 長 浪川敏夫
健康管理課長 高山重幸
子 育 て 支 援 課 長 林 芳枝
病院事務部長 渡辺清一
学校教育課長 菅谷充雅
体育振興課長 野口國男
病院経理課長 鈴木清武
そ の 他 担 当 員 11名
職

税 務 課 長 佐藤一則
保険年金課長 石毛健一
社会福祉課長 渡辺輝明
高 齢 者 福 祉 課 長 石井繁
庶 務 課 長 加瀬寿一
生涯学習課長 高野晃雄
病院事務次長 石鍋秀和
病院契約室長 奴賀政志

事務局職員出席者

事 務 局 長 堀江通洋
主 査 榎澤 茂

事務局次長 向後嘉弘

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変お忙しい中、皆さんご苦労さまでございます。

去年の3月議会に、ちょうどこの委員会の休憩中に、東日本大震災がありました。それ以来、議員の皆様はじめ職員の皆さんは、連日連夜、被災者のための活動をしていただきまして、ありがとうございます。これからも被災者、そして市民を思う気持ちで頑張ってまいりたいと思います。

では、きょう1日よろしくどうぞお願いいたします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（景山岩三郎） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

初めに、昨夜の震度5弱の地震におきましては、大変ご心配をおかけしておりますが、学校関係、そして社会教育施設関係、ただいま調査中ではありますが、大きな被害は出ていないということで報告を受けております。多少校舎の壁にひび割れ等があったというよ

うな報告もありますので、この後、学校関係、社会教育施設関係、全部調査をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、感謝申し上げます。また、先日は千葉県との共催で举行了ました東日本大震災1周年の追悼式へのご参列をいただき、誠にありがとうございました。

あの凄惨な出来事から1年が経過し、個人的には、例年と比較し、この1年は特に短かったと感じているところでありますが、被災された方々への思いをはせれば、長く辛い大変な1年であったことと推察いたします。市におきましては、今年を復興元年と位置づけ、3.11以前の活気と笑顔を一日も早く取り戻すべく、復旧・復興のスピードアップを目標に頑張ってきてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本日は、付託されました議案第1号ほか19議案についてご審議をいただきますが、答弁は簡潔明瞭にすべく努めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成24年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、

平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、指定管理者の指定について、議案第35号、指定管理者の指定について、議案第36号、指定管理者の指定についての20議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算のうち、社会福祉課に関する主な事項について補足説明を申し上げます。

歳入からご説明するのが順序でございますけれども、歳出を先に説明したほうがご理解いただけると思いますので、歳出のほうから説明を申し上げます。

90ページをお願いいたします。

3款民生費、2目障害者福祉費、全体で12億3,503万8,000円と、前年度と比較して1億6,339万3,000円、15.2%の大幅な増加となっております。その主な要因としましては、地域生活支援事業と自立支援給付事業でございます。

93ページをお願いいたします。

説明欄12、地域生活支援事業は、障害者が地域で生活をし、社会参加ができるように利用者の方々の状況に応じて市町村が提供するサービスでございます。特に増加しておりますのが、委託料の中で、障害者の家族の就労支援や放課後ケアを目的とする日中一時支援事業でございます。

94ページをお願いいたします。

説明欄13、自立支援給付事業でございます。サービス事業所などから障害者が各種の福祉サービスの提供を受け、それに伴う給付についての事業でございます。前年度と比較して1億9,414万4,000円、25.4%の大幅な増加となっており、その主な要因としましては、扶助費

の中の生活・療養介護給付費、居宅介護等介護給付費、自立訓練給付費、短期入所給付費、就労移行支援給付費等でございます。

飛びまして、114ページをお願いいたします。

4項生活保護費、2目扶助費の説明欄1でございます。生活保護扶助費5億4,842万5,000円は、平成24年度の年間保護世帯数298世帯、保護人数を342人と見込みました。

115ページをお願いいたします。

5項災害救助費、1目災害救助費の説明欄2、東日本大震災災害救助費831万5,000円は、東日本大震災の被災者に対して災害弔慰金や災害見舞金及び福島県からの避難者への住宅扶助費を計上いたしました。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入の主な項目についてご説明を申し上げます。

21ページのほうをお願いいたします。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金、説明欄2、障害者自立支援給付費等負担金4億5,362万1,000円は、歳出でご説明いたしました自立支援給付事業の国負担分でございます。

22ページをお願いいたします。

5節生活保護費国庫負担金4億1,131万8,000円は、生活保護扶助費の国負担でございます。

2項国庫補助金、1目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1、地域生活支援事業費等補助金2,922万6,000円は、歳出でご説明いたしました地域生活支援事業の国負担分でございます。

25ページをお願いいたします。

14款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金、説明欄1、障害者自立支援給付費等負担金2億2,681万円は、自立支援給付事業の県負担分でございます。

26ページをお願いいたします。

2項県補助金、1目1節社会福祉費県補助金8,617万6,000円は、説明欄1から次のページの27ページ、説明欄8までの、歳出でご説明いたしました障害者自立支援対策事業、地域生活支援事業及び自立支援給付事業の県補助分でございます。

30ページをお願いいたします。

3項委託金、2目2節災害救助費委託金399万6,000円は、歳出でご説明いたしました福島県からの避難者への住宅扶助費に係る委託金でございます。

36ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項2目過年度収入、1節過年度収入2,100万円は、生活保護法第73条において、市内に住所がない、または明らかでない者への給付費に係る市の負担分は、県が負担することとなっております。この収入は、平成23年度において、県が負担すべき給付費を本年度に受け入れることから、過年度収入になるものでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第1号中の保険年金課の所管に係る部分について補足説明を申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。21ページをお開きください。

このページの下になりますけれども、13款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費国庫負担金の説明欄4になります。保険基盤安定負担金1,883万9,000円は、国民健康保険の保険者支援分としての一般会計繰出金の2分の1でございます。

次に、24ページをお開きください。

3項2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金の説明になります。国民年金事務費交付金1,778万5,000円は、国民年金事務に要した人件費等の経費に係る交付金でございます。

25ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費県負担金の説明欄3になりますが、保険基盤安定負担金1億574万8,000円は、保険者支援分としての一般会計繰出金の4分の1の額、及び保険税軽減分としての一般会計繰出金の4分の3の額でございます。

2節老人福祉費県負担金の説明になりますが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金9,232万1,000円は、後期高齢者医療に係る保険料軽減分として、一般会計繰出金の4分の3の額であります。

続きまして、歳出について申し上げます。

96ページをお開きください。

3款民生費、1項4目国民健康保険費の説明欄2、国民健康保険事業特別会計繰出金であります。これは法定分以外にその他繰出金として5億5,000万円を計上しております。

98ページをお開きください。

2項2目後期高齢者医療費の説明欄をご覧ください。説明欄2の広域連合負担金4億2,416万2,000円ですが、これは千葉県後期高齢者医療広域連合における関連経費と後期高齢者に係る療養費のうち、旭市の負担分を計上するものでございます。

99ページをお開きください。

説明欄 3 の後期高齢者医療特別会計繰出金 1 億3,366万9,000円ですが、これは一般会計から後期高齢者医療特別会計へ法定分の繰出金でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、高齢者福祉課所管分について補足説明申し上げます。

予算書の97ページをお開きください。

3 款民生費、2 項 1 目老人福祉総務費の説明欄 3 の老人保護扶助費6,920万4,000円は、経済的な理由等によりまして自宅における生活が困難な低所得者の高齢者を措置するための費用でございまして、35人分の費用を見込んでおります。

続きまして、99ページをお願いいたします。

2 項 3 目生活支援費の説明欄 1、地域包括支援センター運営事業の13委託料でございますが、この618万2,000円の内容は、要支援に該当する方の介護予防給付、ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託するものでございまして、委託件数を1,434件、そのうち新規認定者の初回加算を91件と見込みました。

続きまして、100ページをお願いいたします。

説明欄 4、はり・きゅう・マッサージ等利用助成事業の20扶助費211万7,000円は、70歳以上の高齢者にマッサージ利用料の一部を助成するものでございまして、1 枚1,000円の利用券を年間12枚交付いたします。見込みといたしましては、利用者360人に対し年間4,320枚の交付を予定し、そのうち利用券の利用する割合を49%と見込み、2,117枚と見込んでおります。

続きまして、説明欄 6、緊急通報体制等整備事業の13委託料744万円は、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を支援するため、緊急通報装置を設置するものでございます。この内容でございますが、緊急時におきます緊急通報の受信及び消防署・協力員・その他関係機関等への連絡と、設置者に対しまして毎月 1 回の定時連絡と各種の相談業務を委託するものでございます。24年度の設置台数を220台と見込んでおります。

説明欄 7、家族介護慰労金支給事業の20扶助費でございます。こちら960万8,000円は、寝たきりで日常生活にほとんど介護を要する方を同居して介護している家族に対しまして、慰労金を支給するものでございます。支給額は月額8,000円で、支給者数を156人と見込みまし

た。

説明欄 8、外出支援サービス事業の13委託料399万8,000円は、65歳以上の高齢者で一般の交通機関を利用することが困難な方、及び40歳以上で下肢の不自由な方へ移送用車両によるサービスを提供するものでございます。利用人数を年間42人、利用延べ回数につきまして1,173回を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 子育て支援課所管の児童福祉費につきましては、本会議及び全員協議会でご説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、健康管理課の所管に関しまして、全員協議会で説明をいたしませんでしたことについて補足説明を申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。

23ページをお願いいたします。

13款 2 項 2 目衛生費国庫補助金、説明欄 1 番、がん検診推進事業費補助金は、事業の対象となる子宮がん、乳がん、大腸がんの受診者を2,450人と見込み、検診委託料や通信運搬費などを計上したもので、補助率は2分の1となっております。

次に、27ページをお願いいたします。

14款 2 項 2 目衛生費県補助金は、説明欄 2 番の子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金は、歳出の125、126ページにあります説明欄 5 番の感染症予防対策事業で、小児用肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんワクチン接種費用助成金に係る補助金であります。

説明欄 3 番の妊婦健康診査支援基金事業費補助金は、歳出の126、127ページにあります説明欄 1 番、妊婦・乳幼児健康診査事業の妊婦健診に係る補助金であります。

続いて、歳出について申し上げます。

127ページをお願いしたいと思います。

4 款 1 項 3 目母子保健費、説明欄 1 番、妊婦・乳幼児健康診査事業の20節妊婦・乳児一般健康診査助成金は、妊婦健診560人、乳幼児健診540人分を見込み、助成を行うものであります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、環境課所管の予算について補足説明を申し上げたいと思います。

なお、主要事業等につきましては、先般の全員協議会等でご説明させていただきましたので、本日は所管の予算全体についてご説明申し上げたいと思います。

環境課所管の予算は、全額で9億6,127万2,000円となります。これは前年度と比べて3,961万8,000円、4%の減額ということになります。

増減額の主なものにつきましては、予算書の128ページの4款1項4目環境衛生費で、東総衛生組合の負担金がございます、それを清掃費から科目替えによりまして計上したために7,787万円の増額となるということ。

なお、東総衛生組合負担金は前年度比2,327万5,000円減額の7,521万9,000円ということ。東総地区広域市町村圏事務組合の負担金は、前年度に比べて322万3,000円増額の2,500万4,000円となります。

続きまして、134ページでございます。

5目の公害対策費で169万8,000円の増額があります。これは136ページ、説明欄4の住宅用太陽光発電システム設置費補助金を210万円増額したこと等によるものでございます。

なお、これにつきましては、歳入の27ページで、千葉県から210万円の補助が住宅の太陽光発電につきましてはございます。

続きまして、136ページの4款2項1目塵芥処理費2,069万2,000円の減額は、138ページの説明欄11の需用費でおよそ800万円。139ページの説明欄15の工事請負費の粗大ごみ処理施設改修工事費でおよそ1,330万円の増額しているものの、焼却施設改修工事費でおよそ660万円、グリーンパーク改修工事費で2,960万円。説明欄16の原材料費で550万円が減額しておりまして、それが主な理由でございます。

続きまして、139ページでございます。一番下の清掃総務費は、先ほど申し上げましたけれども、廃目をし、衛生費のほうの一部事務組合負担金のほうへ衛生組合の負担金を持っていきましたので、9,849万4,000円そのまま減額となっております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、庶務課所管予算について補足説明いたします。

庶務課の所管する事業予算は、24年度7億5,435万2,000円、対前年度比2億9,735万8,000円増となっております。この要因は、本年、新年度予算に飯岡中学校改築事業の工事予算

を計上したことによる増額が大きな要因でございます。

主要事業以外のその他の事業について、何点か説明いたします。

これから10款教育費になりますので、ページ飛びます。予算書の216ページをお願いいたします。

右側、説明欄11に、教職員住宅管理費597万7,000円の内容でございます。これは萬力地先にあります教職員住宅の管理経費を盛ったものです。この住宅の入居者は現在1世帯のみで、その役割をほぼ終えたこと。また、この施設も昨年の大震災で大規模な改修が必要なほどの大きな被害を受けております。このことから、これを解体撤去し、この住宅制度を新年度で廃止する予定です。

解体に伴う経費としまして、次の217ページに記載の13節設計・監理委託料に43万7,000円、15節工事請負費に536万7,000円を計上しました。

なお、施設は木造2階建ての集合住宅1棟、こちら4世帯入居可能です。それと木造平家の一戸建てが2棟でございます。

次に、221ページをお願いいたします。

右側説明欄3、小学校施設改修事業8,058万3,000円でございます。これは小学校15校の施設改修、維持補修の経費です。この中で、15節工事請負費に4,600万円を計上してございます。この予算の中で、熱中症対策といたしまして、各学校すべての教室に扇風機の設置を予定しました。各室2台の扇風機を設置しまして、全体で196室に設置いたします。

すぐその下になります。17節公有財産購入費2,608万3,000円は、富浦小学校のグラウンドが手狭なことから、南側に隣接する用地を購入するものです。購入予定の土地は、富浦地区の土地改良事業により、非農用地として生み出されたもので、事業の終了による換地処分の公告を待って購入の予定です。

次に、飛びまして、227ページをお願いいたします。

こちらの説明欄3、中学校施設改修事業2,405万円。これは小学校と同じく中学校の施設改修の経費です。こちらの15節工事請負費に1,980万円を計上してございますが、小学校と同じように、この予算の中で、扇風機設置の経費も盛り込みました。中学校につきましては90室に設置の予定です。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 学校教育課でございますが、先日行われました全員協議会及び

本会議でご説明したとおりでございますので、本日は補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、生涯学習課から、先の全員協議会で説明しました主要事業以外の予算の補足説明を申し上げます。

予算書の255ページをお開きいただきたいと思います。

10款4項12目キャンプ場費でございます。海上キャンプ場管理費1,175万5,000円ですが、これは市が直営で管理し、受け付けなどを日常の運営業務を委託しているもので、基本的には通年利用としております。

予算の主なものは、キャンプ場や体育館の光熱水費132万円、それから管理棟、ベランダの手すりなどの修繕料が72万8,000円、キャンプ場管理棟やトイレ、体育館などの定期的な清掃委託料122万9,000円、受け付け業務など日常的な管理運営業務の委託料611万1,000円など、維持管理的なものが大部分でございます。

キャンプ場の利用状況ですが、2月末現在で5,335人、前年度5,296人とほぼ同程度のご利用をいただいております。

体育館につきましては、震災により他の体育施設が利用できなかったこともあり、前年の4,947人を3,680人上回る8,627人と大幅に増えております。今後とも皆さんに喜んで利用いただけるような施設として運営していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） 体育振興課につきましても、全員協議会で説明いたしました。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明が終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 庶務課にお尋ねしたいと思います。

予算の2億円余り増額になって、飯岡中の建設工事予算だというような説明ですが、用地取得が今年の6月から9月にできるだろうというような説明がありました。その後、2億円余りの工事内容をちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、225ページの海上キャンプ場管理費ですが、この管理業者のほうは市が直営でというような説明ですが、どのように業者を選定したのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） キャンプ場の管理の業者につきましては、財政課のほうにお願いいたしまして、公募型ですか、その一般の入札ですか、それで募集しております。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 本年度、飯岡中学校の改築工事の予算でございますが、まずは全体の予算の中の工事は10%を予定したものでございます。たまたま今年の3億何がしの分は、全体の10%というふうに見ていただければと思っております。

また、用地につきましても、まだこれは、今、向後委員がおっしゃられるとおり、確定的でございません。6月から9月、その間に県と市と工区、3者協議の中で用地を取得したいと想定をしております。なもので、また金額につきましても、まだざっくりしたものでしか予定といたしますか、しておりません。細かく幾ら幾らってまだはっきり決まったものでございせん。大まかに用地取得費というふうに想定した額でございます。

その額でございますが、これは大ざっぱな額としてこの予算の段階では聞いていただきたいんですが、全体で予算としては1億8,900万円。この分をまず予算として見ました。トータルの経費の中で、この額を予算として見ております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 向後悦世委員。

○委員（向後悦世） もう少し工事内容、こういう埋め立て工事やるとか、何かそういう部分、分かりましたらお願いしたいと思います。

海上キャンプ場の委託業者ですが、これももとは県の委託を多く受けている業者じゃないんだろうかなと思います。何か旭市が独自に見つけてきたのか、そこら辺自分、もうちょっと詳しく知りたいかなと思ったので、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） 現在、23年度受託している業者は、塚原緑地といいまして、県が指定管理で委託した業者と同じでございます。ただ、それは公募の結果、たまたまそこが落札したということで、特にその業者ということではございませんけれども、施設の管理運営がなれていて、そちらのほうの内容が分かっている落札したというふうに私のほうは解釈

しております。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、お答えいたします。

改築工事ですが、24年度に始めて26年度までを想定しております。本年度、今、我々が予定しておりますのは、今、早くとも25年3月に工事着手できるんじゃないか。そういう予定でございます。

そうしますと、3月に着手して、全体の大ざっぱな10%という話ですが、砂を入れて造成ぐらいまでしかいかないかも分かりません。

（発言する人あり）

○庶務課長（加瀬寿一） すみません、はい。そんな状況で。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 1件だけ。

今、庶務課長さんに、飯岡中学の問題でちょっとお伺いしますが、用地取得の場合は、どういうふうになるのかなと。我々が組合員ですか。余剰地を取得するという場合には、見合い結婚ということで、売りたい人、工区は買わないということね。要するに見合い結婚ということは、工区は買わないと。工区が買っちゃうと、要するに売れないときにカズいちゃうから、工区は買わないということで、私も1町歩くらい欲しいなということで申し込んだら、畑のほうは70%、田んぼのほうは100%、この要望どおり買えるわけですが、市のほうはどういうふうに、見合いでやるのか、それとも工区が買うのか。その点をちょっとお尋ねしたいと。それがまず第1点。

あとは、その3人ほど今、工区に賛成していない方があるわけですね。何人かあったわけですが、1人は、私と同じぐらい持っているのかな、2町歩以上持っているのかな、そのくらい持っているのかな、こう思います。その方が反対。あとは小さいんですが、これも反対ということです。あともう1人はこんな小さいんですが反対ということで、3人ほど。

私も工区の役員に頼まれたので、何人か説得して、本当にどうしようもないのを説得してやったんですが、あとは私も頼まれないから、病人だから頼みに来ないから、いいあんばいだなと思っているんですが、苦勞かけたくないというのは、そういうことかなと思っているんですが、そういった中で、市のほうはどういった計画で、工区から買うのか、どうなのか。それと3人が、どうしても反対していると、この学校の用地の取得が、私は遅れるんじゃないか。それと県から許可がおりているのか。そういった問題もしないと、庶務課のほうだけ

が26年4月オープンしますよと言っていたって、これは絵にかいたもちになっちゃいますので、これは農産課のほうと工区と横の打ち合わせがしっかりとしているのかどうか。その点をお聞かせ願いたいと。

私も地元でございまして、これを最後の仕事にしたいと思っておりますので、一生懸命頑張って私もそれなりに工区の役員に頼まれて、夜、昼、お願いにいて、難しいのだけ何とか解決しましたが、もう3人ほどあるそうでございます。これが相当難しいということで、私病人だから、先ほども言ったように、頼みに来ないからいいあんばいだなと、こう思っているんですが、その点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） いろいろご心配ありがとうございます。

土地の購入の方法といいますか、どういうふうなというお話ですが、事業主体県、それと工区、それと市、3者で協定書を作るような形になります。その協定の中で、さて、土地はどの程度だと。ダイレクトにその3者で、例えば工区の思いですれば、これぐらい金額高目のお話も出ようかと思えます、正直。我々は、市としましては、土地の鑑定等、その辺基準にして、3者で話し合いをした中で、このくらいでどうだ。そういう形での取得金額の決め方だと思っています。まだ具体的に進んでいないので、今のところその程度の思いで準拠しているところなんです、そういう形で何回も話し合いをしてということになろうかと思えます。

それと、事業の進捗の関係ですが、我々も、市長はもちろんそうですが、非常に現実問題心配しております。その数名の方のところを何回も県の事務所、それから農水産課、もちろん工区の役員さんも何度もお話を、いろんな条件を聞きながら動いていてくれます。我々のほうも勝手に、ただ本当にここで帰っちゃっていいのというお話なんです、とにかく工区の皆さんにお願いをして、農水産課も一生懸命、県も一生懸命動いてくれておりますので、こちらとしては、その交渉の経過を今のところ見守っていく。例えば手伝えることは手伝う。それぐらいしか、我々としては仕事としてできませんので、ご理解をいただきたいと思えます。市長のほうも大変な思いがあります。その辺またご協力等、ご指導よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 要するに私が第一義的に言ったのは、工区から買うのか。それとも見合い結婚でやるのか。見合い結婚ということは、売り主からじかに買うということが見合い

結婚と言っていることなんです。私らの場合には、地主からじかに、ただ工区があっせんして、反当110万円ですよ。認定農家の場合には、800万円まで税金が無税になりますから、要するに認定農家以外の方はもう20万円高くなりますよ。要するに110万円で20%の税金持ってくださいよということなんです。だからあなたの方の場合には、要するに工区から買うのかと。工区が一たん法律的に取得して、それで旭市が買うのかということを言っているわけですよ、私が言っていることは。

それと3人の、1人は応じる、私と同じくらい持っていると思うんですよ。その方が判こを押さないと、なかなか難しいと。それで県のほうが、まだいまだちょっと足踏みをしていると。許可がおりていないというような状況なので、どうなっているのかということを知っているわけです。私はそれを心配していたわけです。1日も早く県のほうに、政治的に市長さん、課長さんね。農水産課長さんらが出向いて、それが反対があっても、学校用地だけは許可してもらわないと、学校のほうの改修工事が遅れていく。

それと、私が一番心配、危惧しているのは、要するに津波が来たでしょう。だから、そのわけで、これきょうも大きな地震が来たわけですね。そうしますと、やはり1日も早く避難場所としてすばらしい学校を造っていただかないと、避難場所がなくなるわけですよ。私が一番危惧しているのは、震度7以上の地震が来たときに、旭市の建物はほとんどないと思っています。むろんこの庁舎はありませんよ、はっきり言って。大体20年前に建てたビルでない限りは、ほとんどないと。7以上が来たらね。私はそう思っている。

自慢するわけではないが、うちのビル辺りでは大体8と。計算上8以上と、こういうことが言われておりますが、恐らくこれは自然のことですから、人間が計算したのはまた違いますから、やはり難しいじゃないかなと。だから液状化関係で私も、これは中央病院なんかも液状化心配ないといって、パイルろくすっぽ打っていないというけれどもね。私のところは直径1メートルのパイルを53本、60メートル打ってあるんですよ。だからパイル打たなくてもつのかなということで、地震には耐えて、液状化には耐えられないんじゃないかなと、私はそれ心配してするんですよ。ほとんど旭市の建物は、もつ建物はない。学校もないと、新しく建てた海上中はありますけどね。だから私は1日も早くこの学校を、避難場所を兼ねて、やはり早く着工していただきたいというのが、私の念願なんです。

それ今の質問2つ分かったでしょう。それちょっとお答え願います。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） すみません。勘違いしてました。個人のそれこそ土地の取得ですが、個人の地主さんと市が個々に買うのではなくて、全体の工区から購入いたします。

土地改良事業の中で、工区が一度取得をしなくて、特例のような形になるんですが、ちょっと細かいところまで、私のほう分からないんですが、非農用地として、工区として、この分用意しましたと。それを市が仮清算というような形で取得する。そういう形になります。あくまで個人ではなくて工区との相対。県もちろん入りますが、そういう形で進めております。

それから、事業の進捗の関係。もちろんきのうの夜の地震でも、まず我々のほうも、飯岡中学校、大変心配で、まずは飯岡中学を一番先、現場、私のほうで職員駆けつけさせました。市内でも学校はかなりありますが、一番心配なというところで、その辺、林委員おっしゃるとおり、大変心配な状況です。その土地改良事業の進捗につきましては、また市長とも十分細かいところまで相談しながら、農水産課とももちろんそうですが、もっといい方法が、何かしらあるか、例えば非農用地部分のエリアだけ先に進める方法とか、そんな方法とれないのか。何かしら見つけたいと思うんですが、今のところ私のほう、明快な回答できません。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 課長さんを責めるわけじゃないけれどもね。だから、3人ほどの反対者があるでしょう。そのために学校用地の取得が遅れているわけですよ、許可が。だから、それをクリアできたのかと。そのハードルを乗り越えたのかと聞いているわけ。乗り越えたならば、もう学校だけでどんどんやっていけますから、あなたの計画どおり平成26年4月オープンということになるわけですよ。私はそれを心配しているわけ。それができたのかと。それはあとは政治力じゃないのと、私はそれを言っているわけ。その状況どうなっているんですかという。一番大事なことなんですよ、これ。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） その反対者の関係ですが、まだクリアできておりません。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） あまり、冷静に、上がらないでちょうだい。私が質問して、病人が質問したからたまげちゃったのかなと思って、本当に申し訳ないと思っています。

課長さん、要するに、その3人が反対しているおかげで、学校用地の取得用地が許可にな

っていないわけですよ、まだ今の段階では。だからそれがもう許可になったのかと聞いているわけですよ。許可になれば、それはまあいいや、その3人あっても、反対してもいいやと。工事はもうやるのは決まっているわけですから、基盤整備事業はね。それと、そのおかげで要するに3人の反対者のおかげで、学校用地もそのまま許可になっていないわけですよ。それではあなたのほうが26年度にオープンしますよといったって、これはできないわけですよ。非農用地の許可が出ていないから。

その点を農産課のほうと改良区のほうからあなたは聞いてありますかと聞いているわけです。許可とってあれば、何ら問題ないです。許可とってなかったら、これは県に、市長とか県会議員を通じて陳情するしかないわけですよ、1日も早く。そうでない限りは、中ほどをやりたくたって、工事着工できないですよ。そうでしょう。だからそれだけ先、許可、別でね、とれないのかと。約4町歩なら4町歩、3町5反なら3町5反の約1万坪ですね。これを許可おりているのかと聞いているわけ。

だからその状況は、本来は農産課長に聞くべきことですが、あなたも同じ課長さんだから、横のつながりでそれを聞いて、この予算を盛ってやっているんでしょうということを行っているわけですよ。だから許可おりていなければおりていなくてもいいですよ、私のほうは。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、お答えいたします。

その許可の件でございますが、この用地でゴーというのは、もう少なくとも一時利用指定ができて初めてというように聞いております。今の状況では、一時利用指定がまだできない状態。ということは、今の状態、許可受けていないという状態でございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 途中ではありますが、ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時10分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 何点か質問します。

まず、87ページですけれども、説明欄5番のあさひ健康福祉センター運営事業ですが、これは本年度までは指定管理ですか、をしていた事業なんです、来年度からは市が直営で行うというような事業ですけれども、内容的にどういうふうに変わってきているのか。予算を見ますと、若干昨年より減少しているような感じがしますけれども、雇用とかそういったいろんな面でどのように変わったのかということをお伺いします。

それと、111ページから112ページ。説明欄6番の延長保育促進事業、7番の一時預かり事業、それから次のページの8番の病児・病後児保育事業。これらの事業につきましては、ほぼ前年並みの予算となっていると思います。これは、要は利用者がこれまで予算の範囲内しかいなかったのか。あるいは予算設定してあって、それで打ち切ってしまったのか。その辺をお伺いします。

同じく111ページですか。保育所運営費の中の17ですか。111ページの一番上になりますけれども、公有財産購入費。これについて、土地購入費ですけれども、土地購入予定の場所、面積、目的についてお伺いします。

続きまして、131ページですが、説明欄5番、合併処理浄化槽設置促進事業ですか。これについてお伺いします。

3つ、項目ありますよね。合併処理浄化槽設置事業補助金以下3つ事業が並んでいますけれども、それぞれの補助額が幾らか、まずお伺いします。

それから、227ページから228ページですか。これは飯岡中学校の改築事業ですけれども、先ほど大分、質問、林委員のほうからしておりましたけれども、私のほうからは、防災関係というような形の中で、設計が既にもう終わっているのかどうか。終わっているということであれば、防災、特に津波ですね、そういったことに関して、どのような配慮、津波対策等について、どういった配慮がされた設計になっているのかどうか。これは前に一般質問でも行いましたけれども、その後そのままかどうか、お伺いします。

それと、265ページ。説明欄4ですけれども、委託料ですね、13の委託料。調理業務委託料、7,000万円余りになっておりますけれども、22年度、23年度の予算を見ますと、6,800万円ぐらいですか。これは本年上がっているわけですが、どういった理由でこれが委託料が上がったのか。

以上、お伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 87ページ、あさひ健康福祉センター運営事業につきましてお答えを申し上げます。

あさひ健康福祉センターにつきましては、財団法人旭市福祉協会のほうに指定管理ということで、この3月31日までお願いしてございます。4月1日から平成24年度でございしますが、市の直営という形になります。

まず、開館時間といいましょうか、開館日数、時間につきましては、今現在は年末年始の部分を除いてほぼ毎日オープンしているわけなんですけれども、昨今の光熱水費ですか、こちらのほうが大分費用が増嵩していること。それから、利用者が特定の方という形になりますので、その利用時間のほうを短くしたということでございまして、そういう関係で経費の節減を図りました。そういう面が今回のところで一部変わったところでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、何点かお尋ねの件について。

まず、111ページの公有財産購入費についてでございますが、これにつきましては、先ほど庶務課長のほうからも説明がありましたとおり、富浦工区の余剰地というか、そこを保育所の用地として購入するということで、本来もっと早く買えるはずだったんですが、やっぱり今回の災害で若干面積が変更になっているとかということがあって、もう一度測量し直しとかということがありまして、24年度予算に改めて計上させていただきました。面積的にはとみうら保育所の南側の1,195平米で、保育所の園庭もしくは駐車場ということで考えている土地でございます。

それから、延長保育、それから一時預かり事業、それから病児・病後児事業についてのお尋ねなんです。まず、延長保育事業で、予算の範囲内ということではなくて、これはあくまでも延長保育を希望する保護者がそれだけしかいらっしゃらないとか、公立の場合には、正式に延長保育として実施していますのは、中央第一保育所とそれから指定管理の干潟保育所なんですけれども、延長保育という考え方が、若干一般の方に浸透されていない部分がありまして、保育所の開設時間中、6時15分までは全く料金をいただいております。延長保育料金としていただくのは、6時15分から7時15分までということになっておりますので、公立の場合には第一保育所が1か所、たまたまその1か所でやっているということなんですけれども、希望的には毎年同じような方が希望されているということです。

それから、一時預かり事業につきましても、やはり予算の範囲内とかということではなくて、今現在、23年度は一時預かりが第三保育所で特別の一室を設けてやっています。

ここに予算的に計上してありますのは、一時預かりに係る臨時職員の賃金とかいうことを思っている部分があるんですけれども、あとは特に私立の場合には、また若干考え方が違いますけれども、それは補助的なものがありますので、全く市がやっている部分については、予算で縛っているとか、制限しているとかということは一切ありません。

飯岡地区の飯岡中央と三川保育所につきましては、別室を設けたやり方ではなくて、通常保育の中に一時預かりを希望されるお子さんを一緒に入れて、通常保育と同じような形でお預かりしていると。それをまさしく24年度ご説明してありますけれども、24年度は全部の保育所でそういった通常保育の中に希望者がいれば入れて、一時預かりをやっていこうということで、特に予算的にそのために必要なお金というのは発生してきません。

それから、病児・病後児保育事業につきましては、これは公立保育所では実際にやってなくて、指定管理の干潟保育所、それから私立の場合には鶴巻でやっていただいているんですけれども、これをやるためには、看護師を雇い入れなければならないということがありますので、看護師を雇い入れるためのそういった経費がこのまさしく鶴巻の部分についてはかかわってきますし、指定管理の干潟保育所につきましては、指定管理料の中に含めて、病児・病後児の部分についてはしておりますので、予算上で制限をかけているということではなくて、なかなか病児・病後児の保育というのが難しいことでして、鶴巻の場合には、入所児童が体調不良になったときに看護師が見ますよという形。それから、干潟保育所の場合には、逆に通常の自分のところの保育所ではなくても、預けたいということの一時的なものという考え方で、若干性格は違うんですけれども、そこは予算でもって切っているということはありません。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、227ページの飯岡中学校の事業です。

まず、実施設計、終わっているのかというご質問ですが、実施設計につきましては、まだ完了ではありません。まだ先ほどもお話ししましたが、土地改良事業の進捗状況の関係で、現地の予定地の測量等、まだ入れません。そんなことから、今月以降、測量がまず始まる予定なんです、詳細な測量等、まだ行えませんが、まずはグランドレベルどうするか、その辺がまだ決まっておりません。ということで、実施設計、開発行為もそうですが、繰り越

しをして、24年度に引き続き一部繰り越しをして、実施設計を進めますという段階でございます。

それと津波の関係ですが、前に島田委員の一般質問に答えたのと同じになるかと思いますが、現行の飯岡中の場所より海岸線よりかなり奥へ入ります。それでその今の予定地の海拔が約9メートルある位置に行きます。海拔が9メートル。2階高が約8メートル。今、設計上、地盤をちょっと考えませんで、計算に入れないで8メートル。2階建てが8メートル。そうしますと、2階の上、17メートル、そんな状況になりますので、ある程度緊急の避難はできるのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 島田委員の浄化槽のご質問、131ページですかね。合併処理浄化槽設置事業補助金1,386万6,000円と、その下の合併処理浄化槽転換事業補助金652万円。これは市でセットで支援している事業でございまして、これにつきましては、設置といいますか、転換ですね。単独浄化槽を合併処理浄化槽に替える場合、くみ取り槽を合併処理浄化槽に転換する場合のみに市が支援するということであって、新たに合併処理浄化槽を設置する場合には、支援の対象とならないということになっております。

したがいまして、この上2つは、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に替えた場合、まず上で設置費として、5人槽ですと1基当たり33万2,000円の支援をしていくと。そこに今まであった単独槽を撤去するというときに18万円の上乗せをする。両方で51万2,000円になりますかね。それが5人槽。あと7人槽は41万4,000円が設置について、あと撤去のほうは同じ18万円。それと、10人槽というのもございまして、それは設置に54万8,000円。撤去については18万円と同じということで、それを足したものがトータルの今、転換の補助ということで行われております。これをそれぞれ38基見ているということでございます。

それと、その下の被災地の浄化槽の設置補助については、本年度、23年度から、震災によりまして浄化槽が壊れてしまって使えなくなった場合に、新たなものに替えるというときに、ですから、単独浄化槽もあるでしょうし、合併処理浄化槽もあると思いますけれども、それが震災で壊れてしまって、新たなものを設置するというときに、30万円の支援をするということで、今年度から実施しております。これには千葉県の半分の15万円の支援をしてくれて、市が15万円足して30万円の支援をするという事業でございまして、来年度も引き続き支援をしていこうということで、50基ほどですかね。予算を入れさせてもらってあるということで

ございます。

それと、先ほど転換の補助金のお話をしましたけれども、まず、設置については国、県、市のそれぞれ3者で3分の1ずつ持つと。撤去の費用については、これは千葉県が半分を見てくれて、市がもう半分を見ると。それで18万円。そんなことでそれぞれ合併処理浄化槽の支援をしていくということになっております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、265ページの上のほう、第一学校給食センター運営費の中の調理業務委託料が前年度比増えている、その理由はということでございますが、大震災を受けまして、いわゆる今、給食のほうのカバーしている学校が代わっているわけでございますけれども、この第一センターで干潟地区、小学校3校、中学校1校、4校分を一応カバーしているということで、前年度よりもその4校分が、いわゆる新しいセンターができるまでの4か月分でしょうか。いわゆる1学期分ということで、その分、一応増額という形になっております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田和雄） まず、あさひ健康福祉センターのほうですけれども、利用時間の短縮というようなことでしたが、具体的に時間、どの程度短縮したのかということと、去年は指定管理していた中で、本年は直営ということなんです、大分、事業費減ったということについて、利用時間の短縮でこれだけの効果が出たということですか。その辺の質問です。

それから、次ですけれども、保育園の3事業ですけれども、予算の範囲内ということではないと。カバーしていただいているというようなことでございましたけれども、これらの事業につきましては、何といたしますか、子育て支援をしていく中では、これは大事な事業だと思いますので、予算の範囲内でなくて、希望者全体にこのサービスが行き届いているということであればいいんですが、希望している人が、なかなかそれが受け付けてもらえないようなことであれば、問題あると思ひまして、質問しましたけれども、この今の答弁で結構です。

富浦の予算、これもいいですね。

それから、合併浄化槽ですが、詳しくよくちょっと頭の中で整理できなかったんですけれども、要は被災された方ですよ。被災された方の支援というようなことの中で、その補助金は30万円だということなんです。この転換、上の2事業ですか。これはそちらの補助

金のほうが大きいということなのですが、できればこの被災された方に対して、上の事業でやっていただければ、補助金が多くなって、被災された方が助かるんじゃないかなと思いついて、そういった事例もございましたので、被災された方が有利なほうに申し込んだら、既にそういった事業は終わっていたというような、今年度の話ですけれども、来年度につきましても、そういった方を優先していただければいいのかなというふうに考えましたので、できればそういう形でお願いします。

それと、飯岡中学校ですけれども、まだ実施設計はできていない。完成していないということですか。いろいろな事情でまだ、たしか9号の補正のほうでも大分減額されているようでしたけれども、その中で、地盤が海拔9メートル、2階の屋上の高さが8メートルで、17メートルの高さだということなどでございますけれども、できれば地盤をもっと高くして、この間も、大分前ですけれども、野栄中ですか、野栄中がやはり改築するに当たって、地盤をかなり上げて、今までよりも高い避難場所を確保したというような新聞記事もございましたので、旭市におきましても、飯岡中におきましても、そういった対策ですか、土を盛るだけ、より多く土を盛れば、より安心感が増すということでございますので、できればそういった対策を考えていただきたいと。高くすることがやはり安心感につながると思いますので、その辺ちょっとよろしくをお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 費用削減の関係でございますけれども、私どもこちらのほう、健康福祉センターの部分でもこの費用はおふろとトレーニングルーム等の部分でございまして、パークゴルフ場につきましては、土木費の公園費のほうに盛ってございますので、それを合わせたものが今までの指定管理料という形になりますので、その辺で、当然定休日設けた、あるいは時間数を削減したという部分もありますけれども、一番のところはその2つに分かれているというところでご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、飯岡中の関係です。先ほどちょっと申し忘れましたが、実施設計の中で、非常階段を、外から非常階段を伝って屋上へ行ける。そんな修正をいたしました、まず。回答するのを1つ忘れしました。

それと、地盤につきましては検討して、なるべくできるような形で検討したいと思っています。

それからあと、津波の関係ですが、飯岡中だけでなく、かなり海に近い学校もありますし、とにかくもう待っているじゃなくて、学校のほうもそうですが、それぞれ北に、上に、少しでも逃げるような対策をとということで、学校もまずそういう防災計画を今準備しております。そんなことでお答えいたしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、合併処理浄化槽のいわゆる転換型と被災型ですかね、その差についてのお尋ねでございますけれども、確かに昨年といいますか、本年度も災害のために、災害型ができる前に、相当数災害で単独処理浄化槽が、被災した方については、転換型を利用なさって、相当の皆さんが支援されているということに理解しておりまして、一方でその数が足らなくなってしまったというところで、千葉県がその30万円という支援策を出してきて、それで、その後を処理していたということがございます。

確かに20万円程度の差がございますので、その辺はどうしても市にもう少し力があれば、どちらも同じぐらいの額に引き上げてということも考えられますけれども、現在は国と県の支援もあってやっているわけございまして、単独処理の浄化槽かくみ取りであれば、災害型もどちらも使えるということで、合併処理浄化槽が壊れて合併処理を入れるというものについては、転換のほうが使えないということですので、それはどうしても30万円の災害型をやらなきゃならないんですけれども、単独が駄目になった場合、くみ取りが駄目になった場合については、それぞれ有利なほうが使えると。時期的に予算があれば、有利なほうを使っていただくということでご理解をいただいてやっていただくと。あとは市に力があれば、災害型も50万円ぐらいにするとかということを考えなければなりませんけれども、市もいっぱいいいっぱいのところで現在やっておりますので、この辺で有利なほうを早く利用していただいてやっていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） できるだけ被災者の方を優先して助成のほう、やっていただければと思います。被災していない方はもうちょっと我慢してもらおうとか、そういう形でやっていただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） ほかに。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 2点ほど質問させていただきます。

まず1点目が、227ページの教育費のところの中学校施設改修事業2,405万円。この扇風機

の設置90室とのことですけれども、1台の扇風機の値段は幾らなのか。それから、どこから購入するのかということが1点。

それから、136ページの衛生費、住宅用太陽光発電システム設置助成事業510万円。県からの補助金210万円が来ておりますけれども、これからのあれかなと思うんですけれども、その分を乗せるということは考えられなかったのか。この辺をお伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、扇風機の関係です。

概略ですが、1室当たり扇風機2台つけます。1室当たり2万5,000円から3万円の間ぐらいかなという見積もりです。

それと購入は、これはまとめてやりますので、入札で購入します。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 太陽光発電の上乗せの件についてお答え申し上げます。

210万円は確かに千葉県から、1件当たり7万円ですかね、ちょうだいするようになりまして、実は23年度の途中からそういったことでやっております、一方で、現在市が持っている要綱が24年度まで3か年の支援をしていこうという制度で、22年からやっております、2か年は最高限度額10万円の支援をしていくということで、皆さんに支援を現在しているところでございまして、もう1年だけぼんと上乗せしちゃってということがいかなものかなということで、もう1年は現在のとおりとして10万円を限度としていると。

ただ、一方で、数多く、じゃ、その分増やそうということで、昨年までは300万円程度で30基ぐらいを予想しましたけれども、千葉県からちょうだいできる210万円をそのまま上乗せして、51基の数として皆さんに数を増やして、どうも人気のあるものでございますので、もう1年それでやっていこうと。

要綱が3年間で自動的に切れる要綱になっておりますから、25年度以降のものについて、新たな要綱を設置して――支援をするとすればですよ、設置しなければなりませんので、そのときにまだ千葉県の支援があれば、上乗せをしていくというようなことも十分考えられると思いますので、24年度そのものについては、今までの2か年と一緒にしていって、数で皆さんに多くしていくということでサービスしていくことを考えております。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代）　じゃ、ぜひその１年後にはまた検討していただければというふうに思います。

○委員長（景山岩三郎）　ほかにございますか。

林俊介委員。

○委員（林　俊介）　１点だけお尋ねします。

221ページでございすけれども、これ公有財産購入費でございすが、富浦小学校というところでございす。先ほど子育て支援課長のほうから、保育所の南側、これ民生費で昨年も予算にやったわけですが、富浦小学校の用地は今度は教育費で購入するわけですが、そこについて面積、そして平米当たりの価格については、とみうら保育所の南側と同額なのかどうか。その辺をちょっと確認したいと思いますので。

○委員長（景山岩三郎）　林俊介委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一）　小学校のほうですが、面積は5,323平方メートルです。単価は同じです。

○委員長（景山岩三郎）　ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎）　特にないようですので、議案第１号の質疑を終わります。

続いて、議案第２号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一）　それでは、議案第２号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

本案は、本会議での補足説明を申し上げていることから、ここでは保険年金課の保健事業につきまして、多少、本会議と重複するところもございすが、補足説明を申し上げます。

319ページをお願いいたします。

８款１項１目保健事業費でございすが、詳細につきましては、右側の説明欄でご説明させていただきます。

まず、説明欄１、特定健康審査等事業でございすが、対前年度比1,007万8,000円の減の8,362万2,000円を計上いたしました。これは、積算に当たって、各年度の計画目標受診率による受診者数に１人当たりの単価を乗じて算出していたところでございすが、しかしながら、目標と実態には乖離が生じておりますので、過去の実績により、24年度からは１万

1,500人と見込んだものでございます。

また、計画算定支援業務委託であります、現在の特定健康診査等実施計画は、平成20年度から24年度までの5か年計画であり、24年度が最終年となります。そこで、次期計画の算定に当たりまして、未受診実態調査として補助制度を活用し、未受診者に対しアンケート調査を行い、未受診者理由を把握し、次期5か年計画へつなげていくものでございます。

続きまして、320ページをお願いいたします。

説明欄3、短期人間ドック事業についてご説明いたします。

予算額は3,259万2,000円で、この事業は平成23年度は助成額を変更し、自己負担が増えたことによりまして、4月、5月の受診者が増えたことや、4月、5月の受診者が震災などの影響で減ったことによりまして、今年の実績は560人程度と見込まれます。平成22年度には600人ですので、若干の減少は見込まれるところですが、24年度も前年度と同じ600人を見込み、内訳としまして、1泊2日が360名、日帰り240名を見込むものでございます。

また、ここには記載がございませんけれども、健康優良家庭表彰事業、昨年まで実施しておりましたが、これは行政改革の一環として取り組んでおります事務事業評価における内部評価、外部評価を経て、事業の抜本的見直し、休廃止という評価結果が出たことを受けまして、予算編成時に協議検討した結果、24年度から廃止することといたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 国保会計、大変厳しい状況だと思います。この合併後の流れを見ますと、保険給付費は毎年上昇しているといった中で、保険税の収入ですか。これは減少傾向にあるというようなことで、その差がだんだんだんだん大きくなっているというような状況だろうと思います。何らかの対策を講じなければならないというようなことを考えているわけなんですけれども、周辺の市町村も同じような状況だろうと思いますけれども、その辺について、どのようなことになっているのか。分かればお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、周辺の市町村の状況ということで、まず、お隣の匝瑳市の状況を説明させていただきます。

匝瑳市におきましては、昨年23年度ですか、やはり値上げをしまして、今年も匝瑳市におきましては、医療の均等割のみを1万5,000円から2万円に値上げすると、5,000円を値上げする。あと、やはり旭市と同様に一般会計から繰入金をして2億5,000万円をしているという状況でございます。それから、銚子市におきましては、一般会計からの繰り入れはございませんけれども、値上げを今年度実施する予定でございます。所得割も値上げしますし、平等割、均等割、すべて値上げの予定でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 税務課のほうからは、22年度の決算の近隣の状況をご説明いたします。

収入の未済額ということで、保険税の残っている税金でございますけれども、本会議でも申し上げましたが、旭市の場合、22年度決算で13億5,000万円ほどの収入未済額がございます。お隣の銚子市なんですけれども、こちらは11億7,000万円の未済額でございます。匝瑳市につきましては、8億1,500万円の未済額でございます。香取市なんですけど、こちらが14億7,000万円ということで、状況的には非常に近隣も厳しい状況になっております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第3号について補足説明を申し上げます。

本案はやはり、本会議で補足説明申し上げているところですが、主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

歳入の347ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合の試算を基に積算しております。収納率でございますが、1節の現年度分特別徴収保険料は年金からの天引きとなることから、100%を見込んでおります。また、2節の現年度分普通徴収保険料は口座振替または納付書によるもので、過去の実績から97.62%と見込んでいます。

なお、保険料率であります。全員協議会でもご説明しましたが、後期高齢者医療

制度発足当時、旭市の医療費が県平均に比べまして20%以上低かったことから、6年間に限り割引が適用されたもので、現在2市2町が該当しておりますが、2年ごとの料率見直しの際、段階的に調整されており、平成26年度からは、県内統一の保険料になるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

この件につきましては、過日の全員協議会並びに本会議の補足説明にて申し上げたところですが、1点だけ、歳入の保険料の関係につきましてご説明させていただきます。

それでは、予算書の361ページをお開きください。

第1号被保険者保険料につきましては、前年度と比較しまして1億8,125万6,000円、29.4%の増を見込んでおります。この介護保険料につきましては、3年ごとに見直しが行われまして、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画を策定し、新たな保険料を設定し、計上したことによるものでございます。この保険料につきましては、今回関連議案で介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提出させていただいておりまして、相互に関係するものでございます。

再度説明申し上げますと、今回の変更の特徴といたしまして、まず、第1号被保険者の負担割合が20%から21%となりまして、1%アップしていること。2点目は、介護従事者の処遇改善ということで、介護報酬が1.2%引き上げられたこと。3点目は、保険料の所得段階を現行の9段階から10段階へと変更したことです。

保険料算定のもととなる標準給付費、これは保険給付費でございますが、平成24年度につきましては、自然増と制度改正等を考慮しまして、9.4%増の41億5,078万8,000円を見込み、地域支援事業を含めました3か年合計で133億6,008万7,000円を見込みました。このうち、第1号被保険者が21%を負担することとなりますが、保険料の上昇を抑制するため、千葉県

の財政安定化基金が取り崩され、市に返還されることと、介護保険準備基金の全額を取り崩しまして、保険料軽減の財源とすることで、本来必要とされます保険料より月額260円下げて、基準額を年額5万1,600円、月額4,300円と設定いたしました。第4期と比較しますと、月額で1,000円、30.3%の引き上げとなります。

参考までに、県内の状況でございますが、県平均は月額4,651円で、第4期の3,696円と比較しますと、月額で955円、25.8%のアップという状況でございます。ちなみに、第4期の全国平均でございますが、月額4,160円となっております。

第5期の見通しといたしまして、国のほうの試算では、全国平均は月額5,000円に達する見通しであると示されております。今回介護保険料を月額1,000円の引き上げとなりますが、この中には、第1号被保険者の負担割合が、今20%から1%上がり21%になったことによります影響額233円と介護報酬が1.2%引き上げられたことによる影響額が49円で、制度改正に伴う影響額が合わせて282円含まれております。

介護保険料の関係につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 介護保険ですけれども、来年度ですか、24年度から見直しをされて保険料が上がるということでございますけれども、そういった中でこの予算ですが、来年度以降の給付の見通しといったようなものが、前に資料で出されていましたが、それを見ますと、この本年度予算の、大分、給付だけでオーバーしているというような額になっていると思うんですけれども、来年度以降はその不足分について、保険料はずっと3年間一緒だと思うんですよ。足らない分はどういったような手当てをするのか、その辺ちょっと伺います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 25年度、26年度以降の手当てということのご質問だと思います。これにつきましては、ただいまご説明いたしましたように、介護保険準備基金、これを取り崩して25年度、26年度の不足財源を賄う予定でおります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、昼食のため1時まで休憩をいたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第8号、平成24年度旭市病院事業会計予算について再度の補足説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

平成24年度旭市病院事業会計予算実施計画でございますが、1款1項入院外来収益策定に当たり、新本館移転後の6月から11月までの患者数の実績及び単価をベースとして算出しており、この24年度の診療報酬プラス改定分は考慮しておりません。

次に、2項3目負担金交付金は、不採算部門に対する国からの繰入金であり、旭市の一般会計を通じ、特別交付税、普通交付税として繰り入れされるものです。平成23年3月に一般病床が33床増設され、24年度分から増床部分の交付税算入額が認められるため、一般病床763床分として予算計上しております。

次に、予算書の9ページをご覧ください。

収益的支出のうち、1款1項1目給与費ですが、看護師確保に伴う増額分と基礎年金の増額支出分約9,000万円等を見込んで計上いたしました。

次に、2目の材料費ですが、24年度は診療報酬の改定により、薬価、診療材料等は1.375%のマイナス引き下げがありますが、入院・外来収益を勘案して計上しております。

3目の経費のうち委託費は、新本館が完成し1年が経過いたします。医療器械保守料は、導入後1年間は無償となっておりますが、2年目を迎えるに当たり、予算計上しております。

また、不採算な検査部門を見直し、一部を委託に切り替えいたします。

6目研究研修費は、地域医療支援センター運営に係る費用、医師確保対策費等を見込み、計上いたしました。

次に、予算書の11ページをお開きください。

10項1目その他特別損失は、再整備事業の最終年となり、古い病棟の4号館、5号館の一部、6号館の解体を予定しております。解体部分の残存価格5億5,800万円の簿価と、解体工事費2億3,900万円余りを見込んだものです。

以上により、当期利益金を8,800万円余り、税抜きで5,600万円余りと見込んでおります。

次に、予算書の12ページをお開きください。

資本的収入のうち1項1目企業債は、病院情報システム設備整備事業等に係る企業債借入れを15億円予定いたしました。五・六年ほど前に電子カルテ導入を図るため、同様の設備投資を実施しておりますが、ウインドウズ2003というソフトで作動をするようになっておりますが、販売等が終了し、サポートが打ち切られており、最新のウインドウズに更新するものでございます。

2項1目補助金は、地域医療再生臨時特例基金、国民健康保険調整交付金等を計上いたしました。

資本的支出のうち1項1目工事費は、再整備事業改修工事費、具体的には連絡通路及び職員食堂の建設等を計画し、2目資産購入費は、病院情報システム機器、医療機器及びソフト開発費等を計上いたしました。

2項1目企業債償還金は、元金償還金として11億1,879万6,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） ちょっと今後の経営の動向ということでお尋ねしたいと思いますが、企業向け電力の値上げ17%というようなことを聞いていますが、今後の対応をどう考えているのか。ちょっとお示しいただけたらありがたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 東京電力の今回の値上げといたしましては、約18%近くの値上げとなります。具体的に金額に直しますと、約7,200万円ほどになります。

ただ、この分については、今回診療報酬の改定等のプラス部分については一切考慮せずに、今回収入のほうを計画しております。

それから、いろんな経費関係をさらに圧縮しながら、削減しながら、この7,000万ちょっとの支出分については対応するというような方向でやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） まず最初に、今説明がありましたけれども、12ページですね、企業債償還金ですか。これにつきまして、企業債償還金の今後の見通しですか、何年か、5年ぐらいの先々の見通しが分かればお伺いします。

それと、39ページですが、6番目の光熱水費ですけれども、本年度から下水道の使用料が予算化されていますが、それに伴いまして、浄化槽のほうの電気料金ですか。これは昨年と同じになっていますが、同じように浄化槽のほうも使用されるというふうなことでいいのかどうか。その辺なんですけれども。

それと、下の7番目の燃料費につきましても、昨年と比較しますと、ガスの使用料ですか。これが大幅に伸びると。逆に重油の使用料が大分減ってきていますが、この辺の理由についてお伺いします。

それと、次の41ページ、一番上の医師確保対策費6,652万6,000円ですか。去年は1,000万円ぐらいの対策費だったんですけれども、本年度これだけ大幅に対策費を盛り込んだということでございますけれども、医師が大分不足して、やめた方がいられるというような話を聞いております。この辺についてまずお伺いします。

それと、大塚先生がおっしゃっております退職手当負担金ですか。これはどの辺に盛り込まれているのか。金額幾らになっているのか。その辺もお伺いします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 浄化槽関係なんですけれども、まず、下水道料金約2,000万円弱を予算計上を今回しております。あと、私ども病院の施設の中には、本体部分と、あと附属施設、そういったものがございまして、そういったものもまだ引き続き使用しておきますので、そういった中で昨年とほぼ同じような形に電気料金等、予算計上はしております。

それから、ガスの使用料がなぜ多いのかという中で、私ども病院の中の光熱水費関係、これについては、まずガスについては、本来だったら深夜電力を使って、季節の切り替えの蓄熱関係、これについては深夜電力を使ってやる形で設計等を行ってまいりました。ただ、今回、実際の新本館が完成した中で、その深夜電力での蓄熱だけでは間に合わないということが分かりまして、ガス料金が比較的多く出ております。ただ、それに見合って、ほかの重油関係が減少しております。今までの古い建物は重油がメインで、冷暖房関係を行ってまいりましたが、新本館に移行しまして、今回は深夜電力とかそういうやつを使つての電気料金、こういったもの。それから、温水関係についても、ガスを使つての運用というようなことで運用しております。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、医師確保対策のことについてお話ししたいと思います。

医師に関しましては、若干お聞き及びあるかと思ひますけれども、今、非常に内科のほうに苦しいという状況がございます。これは例年ですと、大体退職者が50名前後いまして、それ以上の医師が入ってくるというのが実態なんですけれども、今年は3月末で約59人ですか、やめまして、入ってくるのは50人ということでございまして、ちょっとマイナスになってしまうということがございます。なおかつそれが内科のほうにちょっと偏重しているということがございますので、その関係もございまして、病院としては、いろいろな媒体を使つたりということで、ドクターの積極的採用ということを考えております。その関係もございまして、今回はこういう形で予算組みをしたということでご理解いただければありがたいと思ひます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 1つ答弁漏れがありました。企業債の今後の見通しということでの質問がございまして、今年度23年度、当初予算書では30億の起債を予定してまいりましたが、入札とかそういうもろもろで、借入れ金額としては28億円を今回23年度実施します。

それから、今回15億円を予定しまして、平成24年度の企業債の支払い金額、これが11億1,800万円ほど。25年度になりますと、11億3,800万円ちょっと。それから26年度が14億9,000万円ほど。それから27年度が17億6,300万円ほど。この27年度が支払いのピークになります。

それから、起債の企業債の年度末の残高ですが、この23年度末は293億3,800万円ほどになります。それから24年度が297億1,900万円余り。それから25年度285億8,000万円、それから26年度270億8,900万円、27年度が253億2,600万円というような形になります。

支払い利息関係のピークは24年度で6億1,700万円ほど。元利金のピークとしては、平成27年の23億800万円ほどになっております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 光熱水費につきまして、24年度は下水道、浄化槽の電気料金と下水道料金、両方を予算化した中で、浄化槽の電気料金は去年並みに確保したということでございますけれども、今後もこの浄化槽のほうが本格的に設置されていく中で、浄化槽のほうの電気料金は少なくなっていく見通しというのはないのかどうか。

それと、医師対策。医師確保対策なんですけど、例年50人近い方が退職をされて、またその分50人ぐらいの方が補充されていたと。大幅な入れ替えがあったというようなことは、私も知らなかったということなんですけれども、今年もそれだけの入れ替えがある中で、補充が少しできなかったというような答弁でございましたけれども、それを見越してといいますか、予算化されたということですから、これらの予算で医師が確保される見通しといいますか、あるのかどうか。市民の皆さんが大分心配されておりますので、その辺について答弁をお願いします。

それともう1点、答弁漏れでしたよね、退職手当負担金のほう。お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、医師の確保に関しましてお答え申し上げます。

例年ですね、委員さんはちょっとご存じなかったということですが、50名程度やめまして、大体60名、あるいは40名ぐらいやめて50名ぐらいという、10名ぐらいずつ増えていくというのが、今の旭中央病院の実態でございます。これはドクターの場合は、あくまでも病院に就職しましたら、一生定年までいるというドクターは非常に少なく、大学関係で来て、自分の研究のテーマ、そのために大学に戻ったり、海外に留学したり、あるいはその自分がやりたい医療を、旭ではなくてどこかほかの病院でやるというようなこともございますので、これは今年急に医者が退職したとかというような実態ではございません。例年の動きでございます。

ただし、先ほどちょっとお話ししました、今年入ってくるのが、退職よりも少なかったと

ということで、それも内科にちょっと偏重してしまったということで、今現在、委員のご心配なさっているようなことが起きているということでございますけれども、これは病院長及び副院長等、あるいはリクルーターといいますか、採用を担当していますドクターも、その辺の意識を持っていまして、今後できるだけ積極的に動いていくというようなことで、広告媒体等も使うということで動いております。

ただし、千葉市にございます、千葉大学と提携をしてやっていくんですが、千葉大にも今、医局員が非常に少ないという状況でございまして、千葉大からのほうのちょっと応援もなかなか厳しいということで、都内の私大病院ですとか、その辺も積極的に動いて、医師の確保のほうで充実を図っていきたい。あるいはその辺で市民の皆様にもご迷惑をかけないような形で診療を進めていきたいと考えております。

もう1点お話ししますと、ただし、外来のコマのほうも、今、千葉大のほうから非常勤ということで、派遣を4月から受けるということで、複数名応援のほう依頼できたということでございますので、できるだけその辺の診療体制に影響がないような形で診療を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、まず予算書の38ページをあけてもらってよろしいでしょうか。

先ほど退職給与引当金関係はどこに含まれているかという質問なんですが、ここの1款1項の中の3目の法定福利費、こちらの中に、右側のところに、備考欄のところに真ん中に、総合事務組合負担金という項目がございます。こちらにその分が含まれています。金額的には約11億円弱ぐらいですかね。これが退職給与という形で含まれております。

それからもう一つ、浄化槽の先ほど関係の質問がありまして、浄化槽の部分については、新本館の部分のみを今回、予算計上しております。あと、附属施設関係とか、あと古い病棟関係、このものについては、引き続き従来の浄化槽をそのまま使うという形で予算をやっております。その分、多少なりとも減るんじゃないかという質問が一部ありましたけれども、若干は減ると思うんですが、一応予算としては、電気料金は今後大幅に値上がりするということで、ある程度の予算は組み込んだということになっております。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 医師の確保についてなんですが、千葉大のほうからも応援をいただいて、

何とか確保したいというような答弁でございました。通常のこの診察ができる医師が確保できた暁には、問題になっております滝郷診療所ですか、そちらのほうにも医師のほうを派遣していただきまして、滝郷の診療所のほうも、今までどおりの診察がしていただければと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、今のことについてお答えします。

滝郷診療所の場合は、もともとは市から医師会に依頼でございまして、医師会から旭中央病院にドクター派遣できないので、何とかしてほしいということで依頼があったということで伺ってございます。

今後の動きなんですけれども、今後やはり大病院は外来を縮小するというのが、今回の診療報酬でも定まっておりますので、徐々に現在、紹介状を書いて、それぞれ地元の開業医の皆様にご覧いただきたいたいということで、各ドクターが今、紹介状を書いているという状況でございます。

近隣の公立病院で派遣していますのは、旭で大きなオペをして、それから退院後の治療等をみんな旭に来てしまいますと、外来がパンクしてしまうということがございまして、各ドクターが週に1回とか行って、旭に来ることを防いでいるというのが今の現状でございます。

ここで滝郷診療所の件なんですけれども、市内にございましたら、できましたら、旭の病院のほうで、医療機器も全部整っておりますので、そういう方々は、もしその辺の治療等がございましたら、市民病院でございまして、旭の病院のほうを利用していただいたほうが、私は有効ではないかと思っております。

ちょっと答弁にはなっていないかと思いますが、以上ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに何か質疑ありますか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 特別損失の4号館東、5号館及び6号館解体工事なんですけれども、解体工事の後の予定、約8億円近く特別損失出しているのですが、ただ、今、全体として、駐車場がすごく足りない、足りないという、かなり混んでいるようなんですけれども、跡地の利用状況はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） お答えいたします。

主にはやはり今言った駐車場、これを予定しております。今現在は、先ほど言った4号館、4号館の一部はこの23年度ももう既に壊しました。あと残っている4号館の一部を来年度、それから5号館の一部、それから6号館を来年度解体という形になります。主に病院の2号館よりも南側の部分になりますけれども、こちらを解体して駐車場という形にします。将来的には例えば医師宿舎とかそういったものも今後必要となりますので、そういった部分がどこに建てるか、まだ決定しているわけじゃないんですけれども、そういうものも必要になるという予定はございます。考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 私は質問というよりもお願いが一つあるんですが、次長さんね、中央病院も医師が少ないということで、大変苦勞しているということでございます。まさにそのとおりかなと。私も新聞、テレビで見たわけですが、千葉県は医者が少ないのは全国第3位。だからどんなへば医者が開業しても満タンドと、言葉は悪いですが、そういった言葉も生まれるといっても過言でないかなと、こんなふうに思っているわけですが、そこで、今、滝郷診療所の問題が出ましたが、中央病院から国保匝瑳、東庄、いろんなところに、多古中央病院とか、小見川中央病院に送っている、医師を派遣しているそうでございますが、それはやはりこの東総地域、また北総地域の一部、茨城神栖地区、この医療体系を整えるためには、私はやむを得ないだろうと。それが当然だろうと。

大体、私のビルにも、中田小児科いるわけですが、1日150人くらい見るわけですね、最低。そうすると、滝郷診療所は何人見るか知りませんが、1人の医者が常駐して20人くらいしか見ないということであれば、やはり中央病院まで来てもらったほうがいいということですよ。その医師がこれほど少ない県でございますので、それも中央病院のこの地域の医療体系を充実化させるということの大きな経営方針だと、私はそのように理解している一人ですがね。20人か30人しかお客来ていないところへ中央病院が医師派遣しちゃったら、あと120人分見てもらえない人ができるわけですよ。中央病院はパンクしちゃっているわけですよ。医師が少ないところへ持ってきて、大勢来るからパンクしちゃう。これは匝瑳市からも幾らでも来る。

それと、もう1点言えることは、私が一番心配しているのは、紹介状書いてくれるわけですよ。私なんかもうそろそろ、林さん、磯村クリニックで堪忍してくださいというわけで、紹介状をこの間もらって、もう向こうで、うちのほうは三月に^{みつ}き一遍でいいですよというふうにやるわけですよ。だけれども、患者として見れば、安心もあるけれども、不安もあるわけですよ。大丈夫なのかなと。私も磯村先生にかかっているから、風邪引いたときはかかっていますから、どうかなと。信頼はしているのでございますが、その点が患者として見れば、あんまり早くぱっと離されちゃうと、やはり困るわけですよ。心配がある。

それとまた中央病院は、私もこの間入院して、10日に手術して、19日、9日でもうお払い箱ですよ。帰って大丈夫ですという。そうしたら、また1週間したら、私もまた緊急入院ということで言われまして、2回目入院しましたが、やはりそういったこともございますので、この点は経営に対しては、私は何ら異議は申しませんが、よく院長先生とお医者さんが、この点をやはり再協議する必要があるのかな、こういうふうに思いますので、その点はお願いしたい。

それともう1点ですが、これは恐らく1日3,000人からの患者さんが来て、3,000人の人間全員が思うことだろうと私は思っていることですが、事務方のこれはお願いでございますが、大体医者を、患者として見てもらうのに、30分や1時間、予約しても遅れますね。それで見るのは30秒か1分ですね。長くて2分か3分かなと。私はしつこく聞いても、大体3分か4分ぐらいで終わるわけですね、診療が。それで今度、会計でまた1時間待って、薬で1時間待つんですね。だから患者さんはみんなぶうぶう言っているわけですよ。

この点をひとつ事務的に何とか薬剤師のほうと、この点を改善してもらえないかなと、こういうふうに思いますので、パソコンの上手な人は早いですが、点数やるのは早いですが、パソコンの下手な人は遅いですよ。だからこの点もひとつ研修して、パソコンの上手なように、私の執行医なんかは、私と話をしながら手でこうやって、あんまと同じでできるんだよね。全部、私に手紙書いて、磯村先生に書いてくれましたけれどもね。そういった人もあるわけですが、事務員でも、パソコン上手な人と下手な人。下手な人にはやはり研修受けさせるということも大いに大事じゃないかな。これはお願いでございますので、事務部長、ひとつよろしく願いいたします。要望でございます。

○委員長（景山岩三郎） 答弁いいですか。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一）　ただいま医師の状況につきましては、申し上げたとおりでございます。診療所の問題も、市民の方からの要望ということでは伺っておりますが、前にも院長からもお答えしたとおり、病院としては、診療所の本来の役割、病院の役割という観点で、医師を今まで派遣しておりましたけれども、そういう状況の中では、直接病院で診ていただくほうが、検査等を含めてよりよい医療ができるだろうというふうに考えているところであります。

それから、紹介状の問題。今、医師不足の対策といたしまして、やはり開業医との連携ということで、中央病院にわざわざ来ていただかなくても、開業医で見ていただければということで、紹介状を出して、混雑解消と。それとあと医師の負担軽減という両面から紹介状の促進。それから、先ほどの予約の話も、確かにいろいろ苦情をいただいております。予約に関しましても、今まで予約の機能が十分果たされていないということもございました。この辺も含めまして、予約については優先的にきちっと時間で受け付けができるような、診療ができるような形を整えまして、内科窓口の減少に代わるといいますか、一部窓口、減少しますけれども、その分患者サービスということで、診療内容の質も高めてまいりたいというふうに考えていますので、今の言葉を受け止めて、院長にも伝えたいというふうに考えております。

あとは手術の問題。すぐ退院させられてしまうという、委員はじめ、何となくもうちょっとという気持ちを持たれる方も当然いるかと思いますが、今、急性期病院、どこも診療パスということで、標準的な治療の内容、いつ何をやって、いつこういうことで、こういう条件が出れば退院という形で、標準的な医療ということが求められておりまして、これが医療の質の観点からも重要視されているということで、こちらとすれば、早く患者さんに出ていただくということは、決して患者さんにとっても悪いことではないだろうと。医療の手を抜くとかそういうことではありませぬので、きちっと早期に医療資源を投入して、早期に社会復帰していただく、これがお互いにいいことではないかということで、今進めておりますので、この辺もぜひご理解をいただければというふうに思います。

いろんなご要望、十分受け止め切れないところもありますけれども、市民の皆様の期待に応えられるように頑張ってまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

（発言する人あり）

○病院事務部長（渡辺清一）　薬についても、待ち時間の問題で、診察待ち、それから薬の待

ち時間、それがいつも出てきております。今回も外来患者の満足度調査等をやりまして、その辺の実態も、今また把握しております。

現実には薬については、今、薬剤師が外来シフトということで、かなり重点的に窓口のほうで薬のほうを処方しまして、前よりは少し改善はされているのではないかと思いますけれども、この辺についても、なお一層努力いたしまして、なるべく待ち時間解消して、患者の皆様に満足していただけるような病院作っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第9号中で、保険年金課の所管に係る部分について補足説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

歳入の13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金、説明欄1、保険基盤安定負担金は、負担金の額の確定したことによりまして、国保会計への一般会計繰出金における保険者支援金が減額に伴い、352万7,000円減額するものでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金の説明欄1、やはりこれも保険基盤安定負担金でございまして、額の確定に伴いまして、一般会計繰出金における保険金支援分及び保険税軽減分の減額に伴い、8,791万3,000円を減額するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

歳出になります。3款1項4目国民健康保険費の説明欄1、国民健康保険事業特別会計繰出金、これは法定分としての保険基盤安定、職員給与費等、出産育児一時金等、繰出金の減額及び財政安定化支援事業繰出金の増額に伴いまして、合わせまして1億3,637万4,000円を減額するものでございます。

2項2目後期高齢者医療費の説明欄1、広域連合負担金は、千葉県後期高齢者医療広域連合の負担金の決定に伴いまして、1,395万3,000円を減額するものでございます。

保険年金課の補足説明は以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 庶務課にかかわる補正予算について補足説明いたします。

25ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費、説明欄1の小学校大規模改造事業1,294万6,000円の内容でございます。

この事業は、老朽による劣化が著しい三川小学校特別教室棟の外壁を全面改修するものでございます。

13節設計・監理委託料として97万6,000円、15節工事請負費として1,197万円を計上いたしました。この事業は、有利な国庫補助金が見込まれることから、国の第3次補正予算を活用して実施することにいたしました。財源内訳といたしましては、国庫支出金428万2,000円、地方債といたしまして、教育債840万円を予定しております。この歳入につきましては、13ページに国庫補助金、16ページに地方債が掲載してございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、もう1点お願いいたします。次のページ、26ページになります。

10款3項1目学校管理費の説明欄1、飯岡中学校改築事業4,377万5,000円のこれは減額の補正でございます。当初予算におきまして、実施設計等の委託料として7,776万1,000円を予算措置しておりましたが、執行額といたしまして、実施設計業務で1,667万4,000円、開発行為許可申請等業務で1,627万5,000円、その他関連経費103万7,000円、こちらの実質の執行額トータルが3,398万6,000円でございます。その差額を減額補正するものでございます。それに併せまして、歳入では、地方債4,250万円を減額いたします。こちらは16ページに起債計上しております。なお、この業務の一部は24年度に繰り越して、事業を継続して執行いたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、議案第9号、学校教育課所管の学校給食センター統合改築事業につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の13ページをご覧いただきたいと思います。

最初に歳入でございますが、先の全員協議会におきましてご説明させていただきましたが、国の補正予算の追加分といたしまして、6目教育費国庫補助金、説明欄1の学校施設環境改

善交付金といたしまして、1億147万2,000円を計上させていただきました。

続きまして、16ページをご覧いただきたいと思います。

5目教育債、説明欄1の学校給食センター統合改築事業債といたしまして、5億2,770万円を計上させていただきました。

次に、歳出でございますが、26ページをご覧いただきたいと思います。

歳出につきましては、平成24年度に計上を予定しておりました建設関係に伴う予算といたしまして、6億9,180万5,000円を計上させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、環境課所管の事業の補正についてご説明申し上げます。

補正予算書27ページをお開きいただきたいと思います。

ここは災害復旧費でございますけれども、27ページの11款1項2目衛生施設災害復旧費1億3,588万3,000円の減額でございますけれども、これは昨年の災害により、萩園生活排水処理施設、その事業費が確定したことによる減額でございます。

なお、歳入につきましては、13ページの13款2項7目の1節厚生労働施設災害復旧費国庫補助金の説明欄の2番ですね。廃棄物処理施設災害復旧費補助金4,620万円の減額がそれでございます。残る補助金は5,880万円ということで、補助率が80%になったわけでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 子育て支援課所管の補正予算につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明が終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第10号について補足説明を申し上げます。

補正予算は、歳入歳出それぞれ2億400万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90

億8,200万円とするものでございます。

内容につきましては、本会議で補足説明したところではありますが、ここでは診察を受けた際の窓口負担である一部負担金の免除について、若干補足説明させていただきます。

10ページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費において、2億5,999万6,000円を減額し、45億9,334万5,000円とするものでありますが、このうち震災に係る一部負担金の免除分としましては、9月補正分を合わせまして、全体で6,334万5,000円を見込んでおります。この免除額相当分は7ページの歳入4款2項1目財政調整交付金及び3目災害臨時特例補助金にて財政支援されるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明が終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、議案第11号、介護保険事業特別会計補正予算について補足説明申し上げます。

今回の補正でございますが、要介護認定者数の増加や災害における介護サービス利用者自己負担額の減免等によりまして、給付費が増嵩しているほか、平成22年度保険給付費等が確定いたしまして、国、県、市からの交付金が超過交付となり、返還が生じたため、補正を行うものであります。

それでは、9ページをお開きください。

保険給付費についてご説明をさせていただきます。

1目居宅介護サービス給付費に1,029万4,000円、2目地域密着型介護サービス給付費に1,382万3,000円、3目施設介護サービス給付費に4,212万6,000円を追加いたしまして、保険給付費につきまして、合計6,624万3,000円を増額するものでございます。

それと、10ページをお願いいたします。

6款諸支出金の1項2目償還金の内訳でございます。これは22年度保険給付費の精算によりまして返還が生じたことによるもので、国分が620万6,000円、県が317万9,000円、市への

返還が2,323万円であります。

説明は以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑ありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第12号、平成23年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）

について、先の本会議で補足説明を申したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 議案第12号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） 体育振興課に所管の内容につきましても、並行して提案をさせていただいております。本会議で説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(石井 繁) 議案第21号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これにつきましては、午前中の議案第4号、介護保険事業特別会計予算についての中で、保険料についてご説明させていただきましたとともに、本会議におきまして説明したとおりでございますので、特にございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長(景山岩三郎) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課長。

○保険年金課長(石毛健一) 議案第22号につきましても、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(景山岩三郎) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
生涯学習課長。

○生涯学習課長(高野晃雄) 議案第25号について、改正の趣旨、内容は、本会議等で説明したとおりでございます。

なお、実務上の取り扱いといたしまして、委員の委嘱の基準が、法を根拠とするものから、市の条例に明示されただけで、選任についての内容は従前と変わっておりません。

また、公民館の使用許可を館長から教育委員会とすることにつきましても、今現在、館長の職務は生涯学習課長が兼務としておりますので、事務上での支障はないものと思われれます。
よろしくお願いいたします。

○委員長(景山岩三郎) 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） 議案第26号につきましても、条文を条例の中に明記したというだけの内容でございまして、選任については特に従前と変わりませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） 本案につきましても、本会議で説明したとおりでございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第34号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第34号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。
以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成24年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市出産祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議がないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで2時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時20分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、学校教育課の所管事業につきまして、報告をさせていただきます。

初めに、給食の現在の現状についてご説明をいたします。

昨年の大震災によりまして、飯岡・海上町の小・中学校に給食を提供しておりました第二給食センターが使用ができなくなりました。その関係で昨年4月より、飯岡・海上地区の給食につきましては、干潟地区の給食をカバーしておりました第三給食センターで今日まで給食を提供しているということでございます。

その関係で、さらに、干潟地区の給食につきましては、第三センターが飯岡・海上のほうへ提供ということで、干潟地区につきましては、現在第一学校給食センター、旧旭地区を担当している第一センターで給食のほうを提供しているという現状でございます。今そういう現状でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、1点目でございますけれども、現在建設を進めております新学校給食センター建設工事につきましてご報告申し上げます。

新学校給食センター建設工事につきましては、平成24年、今年5月完成の予定で工事を進めておりましたが、建築部材の調達の遅れや冬季におけるコンクリートの養生期間等の影響により、建屋工事に遅れが生じたことから、5月末の完成が難しい状況であるため、今回完成予定日を平成24年5月31日から7月31日に変更いたしまして、契約を締結いたしましたので、ご報告するものでございます。

続きまして、2点目でございますが、お手元にあります、右上に「学校教育課」と記載してあります資料を配布してありますので、それを基に説明をさせていただきます。

現在建設中の学校給食センターが平成24年、今年9月より業務を開始することに併せまして、給食業務全体の合理化を図ることを目的に、献立と給食費の統一化を実施するため、学校給食センター運営委員会において、給食費の検討をお願いしてまいりました。その改正案がまとまりまして、昨日開催されました旭市教育委員会定例会において承認されたものでございます。

改定の内容でございますが、資料の1番目でございます、給食の実施日数及び給食の改定内容でございます。

まず、給食の実施日数でございますが、学校現場あるいは保護者からの強い要望に応えまして、平成24年度より、現在の190日から192日に2日増やしたものでございます。

次に、改定内容でございますが、平成24年9月から、学校給食費並びに献立の統一化を行うというものでございます。

次に、項目の2番目でございますが、改定後の学校給食の実施日数及び給食費の改定額でございます。給食費の日額につきましては、現在の第一学校給食センターの日額に合わせまして、小学校を240円、中学校を270円に改定するものでございます。次に、月額でございますが、月額の算出につきましては、そこに算定式を示してございますが、小・中学校の日額に給食実施日数192日に乗じて得た額とされておりまして、今回の改定によりまして、給食日数を今申し上げましたように190日から192日に増加することになりました。これらに伴いまして、月額につきましては、小学校の月額を4,190円、中学校の月額を4,720円に改定するものでございます。

この改定の施行につきましては、平成24年9月1日、2学期からの施行となりますが、改定内容の周知につきましては、4月当初に行われます市内の校長会において説明をし、その

後、各小・中学校で開催されるPTA総会等のさまざまな会議を通しまして、またさまざまな方法で各保護者のほうへ周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 保険年金課からは、先ほど議案第10号でも少し触れましたが、一部負担金の免除期間の延長についての1点、ご報告させていただきます。

国民健康保険及び後期高齢者医療において、震災で半壊以上の被災された方々を対象に行っておりました診察を受けた際の窓口負担である一部負担金の免除につきましては、当初、平成24年2月29日までの期間としておりましたが、これを24年9月30日まで延長するという国から通知がございまして、被災者に対する生活支援を引き続き行うことといたしました。

なお、これに要した費用につきましては、24年度は財政調整交付金で財政支援されることとなっております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 私のほうから、裁判に係る状況について、1件ご報告させていただきます。

平成24年1月26日に東京地裁で判決が出されまして、翌日に新聞報道された事件でございます。その後の経過含めてご報告いたします。

本件は、平成16年に顔面神経麻痺の治療過程で頸部に血腫ができて、気道狭窄によりまして心肺停止、それからその結果、気管切開を行いましたけれども、低酸素脳症で重度意識障害となったというものでございます。平成20年1月に東京地裁で審議が開始されまして、途中和解勧告がなされましたけれども、和解が成立せず、打ち切られたという経緯がございます。

この24年1月26日に判決が言い渡されて、原告に対して5,831万円余りの支払いと訴訟費用の3分の2を負担する旨の判決がなされたところでございます。判決では、気道確保に備える措置については、注意義務違反は認められないという判断がされましたけれども、気道確保、気管切開術への切り替えが遅れたという点で注意義務違反があったという認定がなされたものでございます。これにつきまして、当院といたしましては、医療行為に注意義務違反はなかったというふうに考えているため、この2月10日付で東京高裁に控訴したところでございます。

以上、報告させていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 介護保険につきましても、大震災の被災者に対する介護保険料及び介護サービス利用者自己負担額の減免期間の延長につきましてご報告申し上げます。

介護保険料の減免でございますが、平成23年度に続きまして、平成24年度分につきましても、4月1日から9月30日まで減免期間を延長することといたします。

2点目といたしまして、介護サービス利用者自己負担額の減免のほうでございます。こちらにつきましては、減免期間、平成24年2月29日から、引き続き平成24年9月30日まで減免期間を延長することといたしました。

3点目の施設サービス等に係る食費及び居住費の自己負担額の減免の件でございますが、こちらにつきましては、平成24年2月29日で終了となりますので、食費、居住費につきましては、24年度についての減免はございません。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 所管課の説明は終わりました。

所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一哉） 私のほうから、この学校給食費の負担改正についてです。

今回値上げをするわけなんですけれども、これは実際、子どもたちの口に入る、給食費は全部入ると思うんですよ。ただ値上げじゃなくて、これはこれでいいですけれども、そのほかにいっぱい、調理員であるとか、事務員であるとか、光熱水費、それとあと配送ですか。だからそういうのも一切のあれを含めると、1食当たりこれだけかかりますよというようなことが出てくると思いますよ、相当の。

だからそれを、みんな、私も旧旭市で給食センターの運営委員会の会長やっていたけれども、そういうような説明の仕方をすれば、なお父兄の方々は、一切給食費は全部、自分の生徒さんの口に入りますよ。これは値上げをしない場合には、あとは食材を減らす、量を、100グラムのを80グラムにするとか。そうすると、カロリー計算ができなくなっちゃうわけですね。だからそういうことも説明して、何で値上げするんだということを、詳しく私は説明してやったほうがいいと思いますので。私の意見ですので、結構です。ひとつよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） どうもありがとうございました。

ただいま給食センターのほうで、各保護者向けの分かりやすい資料を今、作成中でございまして、今、林委員さんからもお話しありましたように、その辺も含めてご理解いただけるように、詳しい資料を作っていきたいと思っております。

さらに、さまざまな方法で周知徹底を図っていくと。実際には9月からの年度途中の料金改定になりまして、若干期間もございますので、その間に少し丁寧に説明を、今の内容も含めて、しっかり説明をしていきたいと思っておりますので、どうもありがとうございます。よろしくをお願いします。

○委員長（景山岩三郎） では、課長さん、今話した資料のほう、皆さんに後で説明してください。お願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（景山岩三郎） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時32分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 景山 岩三郎

総務常任委員会

平成24年3月16日（金曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 3 月 1 6 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 4 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 9 号 平成 2 3 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 4 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 1 8 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 3 7 号 財産の取得について

《付託請願》

- 請願第 1 号 旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願

出席委員（7 名）

委員長 木 内 欽 市
委員 高 橋 利 彦
委員 太 田 將 範
委員 大 塚 祐 司

副委員長 伊 藤 保
委員 柴 田 徹 也
委員 飯 嶋 正 利

欠席委員（なし）

委員外出席者（４名）

議 長 林 一 哉

議 員 日 下 昭 治

（請願紹介議員）

議 員 景 山 岩三郎

議 員 宮 澤 芳 雄

（請願紹介議員）

説明のため出席した者（２０名）

副 市 長 増 田 雅 男

秘書広報課長 伊 藤 浩

行政改革推進課長 林 清 明

総 務 課 長 神 原 房 雄

企画政策課長兼被災支援室長 米 本 壽 一

財 政 課 長 加 瀬 正 彦

税 務 課 長 佐 藤 一 則

市民生活課長 斉 藤 馨

会 計 管 理 者 花 香 寛 源

消 防 長 佐 藤 清 和

監 査 委 員 馬 淵 一 弘

そ の 他 担 当 員 9名

事務局職員出席者

事 務 局 長 堀 江 通 洋

事務局次長 向 後 嘉 弘

主 査 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、日下昭治議員、景山岩三郎議員、宮澤芳雄議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 3分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

本日は、総務常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託いたしました議案は11議案と、それと請願1件でございます。当初予算というようなことで一番大事な予算でございますので、ひとつ十二分に審議していただきまして、ご理解を賜るようお願いを申し上げまして、整いませんけれどもあいさつとさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項の1議案、議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項の1議案、議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定についてを含む条例関係が7議案、議案第30号、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてが1議案、議案第37号、財産の取得についてが1議案の合計11議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の制定について、議案第15号、旭市暴力団排除条例の制定について、議案第18号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、千葉県市町村

総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第37号、財産の取得についての11議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決につきまして補足説明申し上げます。

既に過日の全員協議会におきまして概要を説明申し上げたところでございまして、本会議の中でも補足説明を申し上げております。あとは何点か絞りまして、所管課より補足説明をさせていただきます。

まず最初に財政課からなんですけれども、平成24年度に実施予定の災害関連事業について申し上げます。

それでは、お手元に1枚配布してあると思うんですけれども、平成24年度災害関連事業一覧、これをご覧いただきたいと思います。

この表につきましては、上段に災害復興基金充当事業、中段に災害復興基金充当事業以外の事業、そして下段には23年度から24年度への災害関連の繰越事業を一覧としてまとめてございます。

上段の災害復興基金の充当事業につきましては、当初予算の概要に記載するとともに、全員協議会において説明をしておりますので、中段の災害復興基金充当事業以外の事業から説明いたします。

まず1番の防災対策事業でございますが、防災訓練や防災に関する啓発事業、備品、備蓄品の整備等を恒常的に行うための事業でございますが、防災服、それから防災用ヘルメットの購入、備蓄用毛布の充足率を高めるため、1,127万4,000円を計上しております。

2番の被災者住宅再建支援事業は、液状化等の被災住宅で生活再建支援制度が適用されない世帯に対しまして、県と市が連携して独自の支援策を講じるものでございます。住宅の解体、地盤復旧世帯に対しまして上限100万円、半壊補修世帯に対して上限25万円を補助するもので、見込み世帯数を乗じて1億2,000万円を計上しております。

3番の塵芥処理施設運営費は、旭市クリーンセンター等の維持管理経費を計上してある事業でございますけれども、ここの中で災害関連経費として478万8,000円の計上、これはクリーンセンターの焼却灰や排ガス及び最終処分場の放流水や地下水の放射性物質について検査

業務を行う予定でございます。

4 番の国民宿舎施設解体事業は、今後さらに関係各位のご意見をいただくということにいたしましたことから、減額補正案を議案第38号として追加提案させていただいたところでありますので、よろしくお願いいたします。

5 番の商工観光施設災害復旧費は、矢指ヶ浦海水浴場に係る復旧工事でパーゴラ等の設置工事費として350万円を計上するものです。

6 番の住宅・建築物耐震化促進事業は、木造住宅の耐震化促進のため、耐震診断に係る費用の一部を助成してきたものですが、耐震改修にかかります設計・監理及び工事費に対する補助として新規に800万円を計上しております。

7 番の仮設住宅管理費は、仮設住宅集会場及び共用部分の維持管理費で光熱水費や浄化槽の維持管理委託料等として565万円を計上しています。

8 番の消防庫整備事業2,019万4,000円の計上は、飯岡3分団3部の消防庫について建設予定地を変更して建設いたします。

9 番の小学校要保護準要保護児童援助費20万4,000円と、10番の中学校要保護準要保護生徒援助費8万3,000円は、原発避難者特例法関係の支給見込額を計上しております。

下段の繰越事業でございますが、1 番の災害廃棄物処理事業は5億円の繰り越しで、災害廃棄物の受け入れをおおむね1年継続することとしたことによるものでございます。

2 番の農業用施設災害復旧費577万6,000円の繰り越しは、土地改良区への農業用排水路工事補助金でございますけれども、国庫補助率の決定が3月下旬になることによるものです。

3 番の道路橋梁災害復旧費1億4,484万7,000円の繰り越しは、震災による災害復旧工のほか、10月22日の豪雨による災害復旧工事で国の災害査定が1月になったこと、また申請者3名にかかります私道整備助成金の繰り越しも併せてここに含んでございます。

4 番の都市計画施設災害復旧費9,887万円の繰り越しは、袋公園、川口沼親水公園の復旧工事でございますが、事業規模が大きく標準工期内で完了できないため繰り越しいたします。

5 番の社会教育施設災害復旧費1,933万5,000円の繰り越しは、海上野球場及び飯岡体育館、飯岡庭球場、飯岡野球場に係ります復旧工事費の繰り越しでございます。災害廃棄物の仮置き場等となっていることによるものでございます。

6 番の防災施設災害復旧費3,196万8,000円の繰り越しは、防災行政無線戸別受信機の購入でございますが、国庫補助金の内示が12月末であったことから、年度内の納品が困難なため繰り越すものでございます。

以上のとおり申し上げましたとおり、基金充当事業、それからその充当以外の事業、そして23年度から繰越事業を合計した24年度で実施いたします災害復興関連予算は、先ほど申し上げました国民宿舎施設解体事業を除きまして、26事業で13億1,296万7,000円となっております。

財政課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算のうち人件費について補足説明を申し上げます。

予算書の282ページをお開きください。

給与費明細書の一般職分でございます。

まず、上段の（1）総括の職員数につきましては、24年度、本年度705人、これは24年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、それから採用者及び各会計間の移動等を考慮して24年度の配置予定数を計上したものでございます。前年度と比較しまして10人の減というふうになっております。

給与費のうち給料につきましては、本年度の予算額は26億3,756万8,000円、前年度と比較しまして5,826万2,000円の減となっております。これは、主に職員数の減によるもので、給与改定に伴う減額分と定期昇給による増加分及び退職等のいわゆる新陳代謝による減額分も含んでおります。

職員手当につきましては、その下段に内訳を記載してございます。まず、扶養手当です。手当の内容は、配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等の扶養手当が1人6,500円です。前年度と比較して60万円の減につきましては、扶養人数が減少したことによるものでございます。

次に、住居手当です。手当の内容は、持ち家の場合は月額1,500円、借家の場合は家賃に応じて計算しまして、支給限度額は2万7,000円でございます。前年度と比較して68万5,000円の減額は、持ち家分の支給廃止に伴う経過措置による支給月額の減と借家分の支給人数の減によるものでございます。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は、片道2キロ以上の者について距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は定期券等の運賃相当額を支給します。前年度と比較して75万3,000円の減額は、支給人数の減によるものでございます。

次の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、それから下段の

休日勤務手当につきましては、前年度と同額でございます。

手当の内容は、特殊勤務手当は主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は1回200円から500円。

次の時間外勤務手当は、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じて得た額、午後10時から翌朝の午前5時まではさらにそれぞれ100分の25を加算した額等を支給します。

次の宿日直手当は、休日に日直業務をした者に支給するもので、1回4,200円を支給します。

管理職職員の特別勤務手当でございますが、管理職の職員が緊急のため休日に勤務した場合は、6,000円から1万円の範囲で支給するものでございますが、実際には手当に替えて代休で処理することとしております。

次に、休日勤務手当は、休日に勤務した場合に1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額を支給するものでございます。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて月2万7,800円から4万4,300円を支給するものです。前年度と比較しまして107万2,000円の減額は、管理職人数の減によるものでございます。

続いて、期末手当と勤勉手当でございます。期末手当の支給率は6月が1.225月、12月が1.375月。勤勉手当は、6月も12月も0.675月で、合計で年間の支給率は3.95月分というふうになります。前年度と比較して、期末手当は1,256万9,000円の減、勤勉手当は1,091万3,000円の減となっております。これは昨年の人事院勧告による給与改定、それから職員数の減により手当基礎額となる給料額の減によるものでございます。

次の子ども手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給されるものでありまして、3歳未満の子どもについては月額1人1万5,000円、3歳から12歳までの子どもについては第1子と第2子は1人1万円、第3子以降は1人1万5,000円、中学生については1人1万円を支給されるものであります。なお、昨年10月の制度改正によりまして、3歳未満の子に係る支給額について1人当たり2,000円の増額、それから3歳以上の子に係る支給額については1人当たり3,000円が減額されたところでありまして、さらに支給対象となる子どもの人数の減少分を考慮し、前年度と比較して1,087万2,000円の減というふうになっております。

次は、夜間勤務手当でございます。これは午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務す

る職員に支給されるもので、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しており、対象につきましては主に消防職員でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、企画政策課が担当します事業について3点ほど補足説明をさせていただきます。

予算書の60ページを開いていただきたいと思います。

60ページの中段、説明欄3、医療福祉・食・交流の郷づくり事業でございます。この中に全く新しく始める旭市のイメージアップキャラクターについて、まず説明をしたいと思います。この予算書の60ページの説明欄の一番下、食糧費から次のページの13委託料、ホームページ作成委託料、ここまでがイメージアップキャラクターに関する予算であります。合計で140万円ほどでございます。

次に、62ページをお開きいただきたいと思います。

62ページの電子計算費、説明欄1番の広域情報ネットワーク運用事業です。これは平成16年度に旧1市3町合同で実施しました事業でございます。そのうちの説明欄13委託料というのがございます。電算機保守委託料というのは、広域情報ネットワーク機器の保守の委託ということでございます。それから、その下の14使用料及び賃借料の事務機器賃借料ですけれども、これは広域情報ネットワーク機器の賃借料ということでございます。

63ページをご覧いただきたいと思います。

説明欄の2番、電算システム運用事業です。ここでも同じように13委託料がございます。電算機保守委託料というのがございます。これは、住民情報系、内部情報系システム機器の保守委託ということでございます。そのすぐ下に電算業務委託料、同じような名前が続きます。これは住基法だとか、児童手当法改正に伴うシステムの改修に伴う業務委託でございます。それと、その下に14使用料及び賃借料、事務機器賃借料というのがございます。これも住民情報系システム、それから内部情報系システムの賃借料ということでございまして、この14の事務機器につきましては5年間の長期継続契約を行っている、こんな状況でございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうから平成24年度当初予算の市税について補

足説明を申し上げます。

予算書の11ページをご覧くださいと思います。

1 款市税でございます。平成24年度の市税の合計額は66億3,899万9,000円で、前年度比7,959万8,000円、1.2%の減を見込んでおります。内訳としましては、現年分が64億8,186万8,000円で、前年度比8,696万8,000円、1.3%の減でございます。滞納繰越分につきましては1億5,713万1,000円で、前年度比737万円、4.9%の増を見込んでおります。

続きまして、13ページのほうをお開きいただきたいと思います。

税目ごとの内訳でございますが、1 項 1 目の個人市民税につきましては26億7,499万円で、前年度比1,491万1,000円、0.6%の増を見込んでおります。このうち均等割につきましては、納税義務者3万2,231人を見込みまして、税率3,000円を乗じまして調定見込額9,669万3,000円といたしました。現年課税分収納見込み率につきましては95.3%で、前年度比0.1ポイントの減を見込んでおります。

続きまして、1 項 2 目の法人市民税でございますが4億5,237万9,000円で、前年度比7,786万円、20.8%の増を見込んでおります。現年課税分収納見込み率につきましては98.6%で、前年度比0.5ポイントの減を見込んだものでございます。法人市民税につきましては、前年度と比較しまして大幅な増となっておりますが、これにつきましては平成23年度当初予算につきましては法人税の実効税率5%引き下げを見込み、予算編成を行いました。震災の影響もあり実効税率の引き下げは行われませんでした。平成24年度市税予算編成に当たりましては、実効税率の引き下げを見込まなかったため、前年度と比較しまして大幅な増となったものでございます。

次に、2 項 1 目の固定資産税は26億9,115万円で、前年度比1億8,128万6,000円、6.3%の減を見込んでおります。減の理由につきましては、被災による影響と評価替えによる減価によるものでございます。現年度分収納見込み率は94.7%で、前年度比0.2ポイントの増を見込んだものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

3 項 1 目の軽自動車税は1億3,792万7,000円で、前年度比373万8,000円、2.8%の増を見込んでおります。現年分収納見込み率につきましては94.0%で、前年度比1.5ポイントの増を見込んだものでございます。増の理由としましては、11月末現在の課税対象の台数で軽四自動車の登録台数が増加したことによるものでございます。

続きまして、4 項 1 目の市たばこ税4億4,183万5,000円で、前年度比2,754万4,000円、

6.6%の増を見込んでおります。たばこ税につきましては平成23年度に増税となりまして、本数につきましては減となっておりますが、金額で増税前より増となっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

6項1目の入湯税でございますが、576万円で前年度比412万3,000円、41.7%の減を見込んでおります。減の理由につきましては、いいおか荘の分の減によるものでございます。

続きまして、7項1目都市計画税につきましては2億3,050万9,000円で、前年度比1,777万7,000円、7.2%の減を見込んでおります。現年収納見込み率につきましては94.7%で、前年度比0.2ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） まず60ページのホームページ作成委託料、これ去年もたしか問題となったと思うんですけれども、毎年なぜ300万円もかかるのかご説明をお願いします。

それから、61ページ、道の駅施設整備事業、昨年度の駅等設置推進委員会を作ったこのような報告書、四百何十万円かけて、430万円でしたっけ、作ったにもかかわらず再度このような検討をするのはなぜか。この報告書が出てから、何も市役所のほうから出しっ放しでこれの位置づけがさっぱり分からないのでご説明願います。

それから、こちらの報告書にあります旭市道の駅等設置推進委員会名簿と新たに作る建設準備委員会、この中で重複しているメンバーは何人いるのかお知らせ願います。それから、旭市の外から呼ぶ方はどのような方がいるのかご教示願います。

それから、こちらの建設準備委員会は公開した議論なのか、非公開なのか、議事録は公表するのかもしれないのか、そちらについてもお教え願います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） まず1点目、60ページの説明欄2番、インターネット活用事業の13委託料、ホームページ作成委託料のことでございます。これは、なぜこの金額なのかというところの質問だと思います。この根拠をちょっと読まさせていただきます。まず、ホームページ作成関連業務として旭市のウェブサイトというものを作ります。

それからまるごと旭どっとこむというものを作ります。これが264万6,000円であると。それから2つ目としましてドメイン運用委託、維持管理業務ということでご理解いただきたいと思います。これが32万5,000円です。それから3つ目としましてSSL、セキュアサーバ更新維持業務というのがあります。これが18万9,000円。合わせて316万1,000円ということでございます。

次に道の駅、なぜこの厚い報告書を作ってまたさらにということなのかというご質問でございました。これはあくまでも、例えば場所にしても5か所を推進委員会の中で候補として決めたわけです。これは例えばの話ですが、これから1か所を決める作業があるわけです。そのために建設準備委員会を設置して進めていくというものでございます。それから、新たな名簿の中で今度は15人になります。その半分が元の委員、元は30人いたわけですけれども今度は15人、約半分で重複している方もやっぱり半分ということでございます。それから外から委員になっている方、その委員ではありませんで、あくまでもアドバイザーということで外から15人の委員の中には入らないということにしています。これは、総務省が推薦するものからお願いするというふうな予定になっております。これから正式にお願いするということでもあります。

それから議事録、会議やって公開するのかどうかということでもあります。この辺についてはもう少し検討させていただきたいと思います。まだ決定しておりません。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） まず初めに、ホームページ作成委託料ですね。こんなに要らない。なぜかという、旭市職員の中には通信会社勤務経験者もいらっしゃるし、自分たちで作れると思っています。適正な人材配置によりここは省けるんじゃないかなと、もう少し少なくていいのではないかなというふうに思っています。こちらのほうは答弁は結構です。まだ先の長い問題だと思いますので。

道の駅につきまして、こちらは非常に大きな予算が投じられようとしていまして、なおかつ影響も大きいと。企画政策課長ご存じかどうか知りませんが、千葉県に中心商業都市というのは5つあります。千葉市、柏市、成田市、茂原市、旭市、要するにここで周りから買い物をしに来ると。それから地元の人はもちろん地元で買う、それで地元購買率が食料品が県内の市町村で第2位なんです。それで飲食は外食5位。こういうところに多額の税金を使っていいものを安く売ったらどうなるか、地元の小売店どうなりますか。それはもうこちら

でも議論されていると思います。だから、できるだけ多くの人が集まるところ、外から来る人が集まるところに作る。それが中央病院なんですよ。そのところ十分、地元業者に配慮して、うわさにあるようなカインズホームのあの辺にでかいの作らないように、私としては望んでいます。

それから、このような大きなことをするので、当然、審議は公開、それから委員会も名簿も公開。それから全部、録音、録画、インターネットに統合管理しないと必ずこういう話というのはうまくいかなってきます。総務省のアドバイザーといっても、ふだん総務省の病院改革ガイドラインとか無視している旭市が、このようなときだけ総務省の權威を持ち出すというのはおかしいと思ひまして、本当だったら民間でうまく商売やっているような人たちを、いやこの事業うまくいかないからやめましようとか言える人を呼んだほうが本当はいいと思います。答弁は結構ですので、この公開した審議、それから議事録の公表、こちらを強く望みます。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 13ページ、市税、固定資産税ですか、これが震災の関係だということだからかなり減っておりますが、今、土地もかなり下がっております、それから新築家屋も年々減っているわけですね。そうしますと、かなりこれは将来的には減ってくると思うんですが、そういう推計がありましたらお願いしたいと思います。

それから62ページですか、広域情報ネットワーク運用事業6,161万円ということで計画してありますが、これはどのように現状利用しているのか、その辺をお尋ねします。

それから61ページ、道の駅の関係でございますが、ここに報償金234万円組んでありますが、道の駅、今までいろいろ話を聞いていますと、市で具体的にどういうふうにするんだという考えが全くないようなんですけれども、ほとんど外部頼み。そういう中で今後どういうふうにしていくのか、やはり市がこういう道の駅を作るんだという基本を作った中で、外部に委託するならいいと思うんですよ。ですからその辺、今後どういうふうにしていくのか。

それからあと282ページですか、この職員手当の関係の中で住居手当、通勤手当の関係ですが、これはどのように認定をしているのか。申請出たままでこれを支払いしているのかということですね。というのは私ちょっと思うのには、自分の家があってアパートを借りている、それにもこれ住居手当払われていると思うんですね。それから、自分の通勤の関係より

子どもの学校の関係で遠くに行っている人もいますよ。これにも住居手当払われる。それでなおかつ高い通勤手当払われる。これはちょっとおかしいんじゃないかと思います。そういう中で、もしあれであれば今後はどういうふうにしていくのか。

それからあと給料の関係でございますが、人事院勧告とか何とかということで今やっているわけでございますが、交付税の算定で職員給料なんかは減らされているわけですね。そういうのは全然考慮した給料体系をとっているのかどうか、その辺お尋ねをします。交付税であれですね、算定基準で職員給料なんかは減らされていますよね。その辺を含めた中で。

以上、お願いします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 固定資産税のお尋ねでございますけれども、初めに評価替えによる状況なんですけれども、土地につきましては平均2%の下落というふうなことで見ました。それから津波、液状化被害の地域につきましては、20%から25%の下落ということで、予算のほうは見ております。

なお、家屋につきましては再建築数の商店舗数が木造家屋が0.99、それから非木造家屋が0.96というような基準の改正がございました。プラス、旭市の場合、被災ということで市町村の評価によってその評価額を決定していいという国の通達がございまして、今回の場合、半壊以上につきましては建物の残存率というものを設けまして、それによって評価をしておりますので、実際のところ通常の減価分の固定資産税の減額なんですけれども、税額にしましてトータルで通常分の減価分が約1億7,400万円の減でございます。

それから震災分の減ということで、税額としまして2,500万円の減ということでございまして、たまたま震災がございましたのでこういう形になっておりますが、将来推計につきましては固定資産税については現在持っておりませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは61ページ、道の駅の報償費の関係でございます。61ページの説明欄5番の道の駅施設整備事業の8報償費でございます。

これは議案質疑でもございました。外部委託するんだよなということです。まさに1年間1人を頼んで、整備計画を作るまでをこの1人に頼むわけです。ただ、先ほど大塚委員さんのご質問でお答えしましたとおり15人のメンバーでこれから決めていくわけです。道の駅をどんなものにするか、どこにするか、どんな形でやっていくのかということを決めていくわ

けですので、この方にすべてを頼むということだけはありませんので、基本的には15人で決めます。整備計画なるものを総務省から推薦のあった方に頼むというのがこの報奨費でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから62ページ、広域情報ネットワーク運用事業の6,161万4,000円、どんなものということのご質問でございました。これは、あくまでも16年度に旧1市3町で作ったシステム。光ファイバーケーブルを使って住民情報系だとか内部情報系、教育情報だとかそういった情報をネットワークでもって組んでいるという、そんな運用システムであります。じゃ、どんなものかということであります。

この予算書の62ページから63ページにありますので、この辺の概要を説明しまして、答弁させていただきたいと思います。

需用費の修繕料ですけれども、これは光ファイバーケーブルが外に通っていますので、そのときの損傷のための予算であります。震災のときもそうでしたけれども、大風が吹いたとか、傷ついたものを修繕するための予算がこの400万円でございます。

それから役務費、回線使用料、ちょっとこの辺は省略させてもらいまして、委託料は先ほど説明させていただきました。

14の電柱使用料、これも電柱主のN T Tと東京電力に支払う電柱使用料、光ファイバーケーブルの使用料。

それから15の工事請負費は、光ファイバーケーブルを今度は新たに設置する施設、例えば新たに第二給食センターができますので、そこに持っていくための光ファイバーケーブルの敷設工事である。逆に解体・撤去工事は、例えば第三給食センターが今度は解体されますので、そこに伴う光ファイバーケーブルの撤去工事、そういったものを並べたのがこの6,161万4,000円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 予算書282ページ以降の給与費の説明した中での部分でありまして、住居手当、通勤手当、この確認方法、それと実際持ち家がある中においてはそういった部分というのはおかしいんじゃないかという部分であります。まず通勤手当、住居手当については、通勤手当については本人の申告という部分が出てきます。私はここに住んでいます、そこから地図でこういう形の中で役所へ来ますという部分について、うちのほうとしてはそういうものは地図で距離数等を確認しているものであります。

それから住居手当でございますが、当然住居手当、貸家という部分については契約書をつけてもらってその確認をしております。もう一つ、持ち家がある、それから子どもの関係で遠くからという部分、確かにございます。これについては、基本的にはあくまでもそこに住んでいる生計をしている場所という部分がありますので、そういう形の中で支給をしている。今後どうするかという部分については、今のところそういう形の部分で今後行くのではないかなというふうには感じますけれども、今お話がありましたので、そういうことも議論していきたいと思います。

それからもう一つですが給与費、給料なんですが、職員の給料かなり下がっているという、実際交付税の中で単位費用では課長クラスで37万8,000円から36万円ということで、で単位費用下がっております、交付税の中。当然我々もそういう部分の中においては下げております。一番顕著なものという部分については、18年の小泉構造改革があったときにそのものの給与費全体を抑制したという部分があります。そういった中で、当然ラスパイレスも見ながら給料もかなり下げてございます。そういった中で、当然交付税の中の単位費用も下がっているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） まず先ほど1点目の固定資産税の関係ですが、土地が2%から20%に下がっているということですが、実勢もっと下がっていると思うんですね。これはそれ以上言ってもこれはしょうがないと思います。

それとあと道の駅の関係ですが、検討委員会の委員とか、これらに検討していただくということですが、やはり市としてやるからには市としてこういうものを作るんだと、そういう中で検討委員の皆様を検討してもらう。それから外部の委員の皆様方に検討してもらうのが本当だと思うんですよ。これではこの前も私、言ったけれども、いいおか荘も、みんな外部委託ですよ、結局失敗でしょう。それで、その答えとしては市は全然関係ない、その会社が悪いんだというような話になっちゃうわけですよ。ですから、あくまでも市としてまず基本だけは作る。そんな中で外部からの検討でやっていくと、こういうふうにしてもらいたいと思います。

それからあと給与の関係ですが、ラスパイレス指数とか何とか言いますが、結局交付税の中で給与の算定がかなり減額されているわけですよ。そうしますと、結局住民サービスがそれだけ、まあ交付税ですからどっちに使おうがこれは皆さん方の答えだと給与に使っ

たって、何に使ったって、印がないと言いますけれども、結局それだけ住民サービスが落ちるわけなんですよ。ですから、そういう中でやはり私は結局交付税の中でも算定基準が変わった中で、それもやっぱり一考する必要があると思います。

もう一点は、通勤手当とそれから住居手当ですか、それは確かにアパート借りましたと、ちゃんと契約書ありますよ。それから、その人がそこから通っていますと、当然、その証明は出ると思いますが、やはり一定の制限、これは設けて当然だと思うんですけども、民間だったら当然ですよ。みんなあれでしょう、ここへ勤めるための通勤手当なんです。子どもの通勤手当じゃないわけですよ。その辺は十分考慮して、どういうふうにするかこれから検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 高橋委員さん、道の駅のことでご質問ございました。これは、市としてこういうものを作るんだというものをしっかりやっていけということでもあります。少なくとも、大塚委員さんも先ほど公表するようにしろよなという強い要望がありましたので、議会のたびに今こういう状況です、こういう状況ですということを報告していきながら、進めたいと思います。きょうの段階では、こういうものをということがなかなか言えないところもありますので、議会のたびに報告するようにしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） まず住居手当、通勤手当については制限を設ける。先ほどお答えしましたけれども、現実的にはどこもそういうふうな形でやっているというふうに思っております。ただ、先ほどちょっと言いましたが、このことについてはまた議論していきたいというふうに思っています。

それと給与なんですが、これについては先ほど申し上げましたけれども、あくまでも単位費用という部分については、現実に合わせて形ということで単位費用は見ていると。当然、給料は構造改革含めて、それから人勸を含めて、それからラスの状況を含めた中で決定したもの、それに対する国の単位費用として下げているという部分でありますので、これについては制度としての部分だと思いますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから道の駅の件ですが、経過は結構なんですよ。経過は結構と言うより、経過は当然報告してもらった中で、まず市としてこういうふうにするんだという基本を出していただきたいと思います。それだけです。

○委員長（木内欽市） ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 5分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） それではお尋ねをいたします。

先ほど給与費のほうでかなりの減額になっていると、前年度から比べると。この給与が減っていくということは、本当に身を切るような思いだと思います。ただ、その額に比べて特に電算だとか、いろんな面で外部委託の金額が莫大になっていると思います。合併するとき、市が大きくなると優秀な専門職を雇用することができるというような一筆があったかと思うんですけども、やはりこの給与をそうやって減らされている。だけれども、その反面こういった外部委託という形で、その何倍も上回る金が出ているわけでございます。これだけ大勢の職員の皆さんがいらっしゃるわけで、先ほど大塚委員の話にもありました、中には優秀な職員もいるよと。例えば、電算にしてもその電算関係の仕事をされていた方もいらっしゃるということで、これだけ大勢の中には電算おたくというか、コンピュータが好きな人もいっぱいいると思うんですね。ですから適材適所といいますか、そういった人たちを集めてやってもらったらかかなりのものができるんじゃないかと思います。もちろん、専門になっていますので、その外部委託をする必要がある部分もあるかもしれません。だけれども全くの丸投げの状態と、職員の皆さんがこれはこうでこうでこうなっているよと、この部分はお前ら計算してくれよと、こういうのと、今度のシステムどうなっているんだ、おい頼むよ全部やってくれよというのと、全然違うと思うんですね。ですから、行政改革の課もできたわけでございますから、そういった課を作れとは言いませんけれども、電算室といいますか、

専門職であらゆる全部の課を統括して電算のやつを全部考える、そんな担当を私は作っていく必要があるんじゃないかなと思います。それから、新規の採用に向けてもやっぱりコンピュータに詳しい人を雇っていく。絶対この電算というのはこれからなくなっていくことはないと思う。ますます高度になっていくわけですから、そういった専門職を雇い入れていくということは、やっぱり人を減らすというのと、またプラスそういう専門職を養成していくというのは大事なことだと思います。ちょっとその辺お答え願います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 専門職というお話がございました。これはちょっと議会の一般質問でもそういう質問が出ましたけれども、その例としてホームページのお話もありました。ホームページもまるっきり全部丸投げしているという部分ではないと思います。これにつきましても、ある程度知識のある者がその業者と話をしながら、その部分については業者にお願いする、この部分についてはこういう形で市でやりますよという中での部分というふうに私は理解しております。

それと大きな問題として、電算室というような市全体のコンピュータの金額が相当の額にある。その中においては、自前でそれをやったらどうだというお話になると思いますが、これはまた非常に難しい部分があるのではないかなというふうに考えます。例えば1つ例をとりますと、税法も毎年変わります。そうすると、その職員は最初はコンピュータのことをすべて分かったにしても、毎年毎年のそういった税法が変わったりとか制度が変わったりとか、そういう部分まで全部請け負って、市の職員がそういう最新の情報をとりながら市民にサービス、間違いないものを出すというのも非常に難しい部分も一つにはあるのかなというふうに考えております。

また、その人が専門であってもどんどん日々コンピュータも変わっておりますので、その中で対応していけるのかなと、いろんな部分もあるのではないかなと。そういうこともあって、電算についてもそういう基本的な考えがあって東広で電算室とかそういう部分を持ちながら、少なくともこの管内については一緒にやっていこうよというふうに、東広でやったこともあるわけですが、最終的にはどんどんコンピュータ管理になった中において、一部の部分しかできない状態にもなってくるので、個々が電算を導入しようというふうになったと思います。その中で、今言ったようにいろんな問題もやっぱりあるという部分については、今ここでそういう電算の専門の職員を雇った中での専門室という部分については、お答

えはちょっとできないということでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） 電算室を作って全部やれということじゃなくて、ある程度の基礎がないとやっぱり業者の方と詰めていく、いい条件、安い条件で契約をするということのも大事だと思うんです。莫大な金ですからやっぱりその努力は、私はこれ、すぐにしろというんじゃないくて、そういう気持ちで日々、電算室みたいなところも立ち上げていくということは考えなくちゃいけないと思うんですけれども、副市長、いかがでございましょうか。

○委員長（木内欽市） 副市長。

○副市長（増田雅男） ご提言ありがとうございます。

確かに、委員のおっしゃるようにそろそろそういう時代に入ってきているのかなという感じは持っております。それと、専門の職員を雇ってそういうのに作らせるほうが委託料なんかも減額できるだろうと、それも日々思っております。ただ、なかなかそういう人材を集める、そういうのがなかなか難しいのかなということもありますし、また雇って一生その人間を定年まで電算室に置いておくということもいかがかなと、そういうこともございます。

いずれにいたしましても、一応内部のほうでよくその辺は検討させていただきます。ありがとうございます。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） 一生同じ課でということ、そこまで言っているつもりはないんですけれども、ただし自分が好きな分野、力を発揮できる分野で働けるということは、これ職員の皆さんも幸せだと思うんですね。嫌な仕事をやっているよりは、伸び伸びと仕事ができるという意味で、私は逆にそれは幸せだと思うんですね。そんなにずっとそこに飼い殺しじゃなくて、そんな硬く考えておりませんけれども、そういう基礎ができると、今度は後に入った人がまたその指導のもとで同じようなレベルになっていくと、こういうレベルを上げていかなくても、コンピュータも最初から逃げちゃうと、もう全然はつつかなくなっちゃいますものですから、やっぱり今もう、これは検討しますじゃなくて行政改革推進課ができているわけですから、ぜひその一環として私は取り組む価値があると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 207ページ、消防費の中の一番最後、看板作製委託料472万5,000円、これは海拔表示のものだと思うんですが、約300か所と聞いていますが、その設置場所、どの辺のところまで設置するのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、海拔表示板が一宮線の飯岡の部分にあります。今度は、それを片貝線まである程度延ばしまして、片貝線から海岸線、それと公共施設すべてに設置しようかというふうに考えています。

○委員長（木内欽市） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） ありがとうございます。

一宮線というぐらいじゃなくて、やっぱりある程度、人通りがあるところにもやっぱり若干表示するのはいいことだと思うんですよ。その表示の中でも、例えば5メートルの津波が来ればこの辺までは来るよとか、10メートルの場合は、そういったものというのはそれに附属はしないということですよね。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 直接は附属はしませんが、きょうの新聞にも出ていましたけれども、今月中に津波の区域、これを県がはっきり表すという部分がありますので、それを見ながら海拔表示板についても検討していきたいと、そういうふうに考えます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 例えばその表示板の色を変えて、10メートルの場合は色を変えて、この部分はこういう部分だよとかというのが分かるようになると、大分まあ難しいだろうけれども市民が分かるようになれば、大分違うのかなとは思いますが。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それは費用面だと思うんですよね。色を変えていくとそれだけのお金がかかるという部分で、それでもそれだけの効果があるという部分があるならば、それはまた検討してみたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

太田將範委員。

○委員（太田將範） 職員の給与のことについて質問したいと思います。

正規職員の場合は、ここに載っておりますように交通費等の支給はありますけれども、非常勤職員に対する交通費の支給等はよく分からないんですが、あるのかどうか。これが第1点。

それから、庁舎内に職員の通勤車両がとまっていると思うんですけれども、これについてはそういったところの料金を徴収しているかどうか、また実態はどうなっているのかどうか、分かれば質問させていただきます。

○委員長（木内欽市） 太田將範委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 臨時職員等の部分……

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 非常勤職員、はい。通勤費については200円、最高300円というふうに決めております。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 1日です。駐車場というのはこの敷地に……

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 向こう側、駐車場の部分、ここの中ですか。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 基本的には職員の駐車場、本庁にすればすべて市民のための駐車場ということで、職員はここにはとめません。向こう側に大きく借りた場所があるので、そこにとめております。そこについては、職員1人1,000円という形の中での、それは互助会のほうから出費しております。基本的には出しているという形になります。ただ、ほかの庁舎、支所の庁舎とかそういう部分についてはとってはおりません。

以上です。

○委員長（木内欽市） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 一昨年、滋賀県のほうと大垣市のほう視察行ったんですけれども、大体皆さんとっていますね。大体二・三千円とっているということで、市民の方にご了解をいただいていると。やはり、税務上もそれは現物給付になるわけですね。ですから、その分を上乗せして給料から天引きしなくちゃいけない、こうなるはずなんです。ですから、きちんと

その辺は明記して、使用料をきちんと徴収すべきだと思うんですね。要するに、利益が供与されているということになるわけです。ですから、その部分例えば給料が18万円であれば18万2,000円で源泉徴収しなきゃならない。こうなるはずなんです。ですから、そういう点も非常に不明確になりますので、この辺については検討していただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと広報紙のことでお尋ねしますが、今、広報紙は新聞折込でやっていますね。そういう中で今だんだんこの地域でも同じで核家族化が進んでいる。そしてまた最近孤独死ですか、この問題が多くなっている中で、市の職員が広報紙を地域を決めた中で配る。それが一つ市民のそういう問題点を解決する道にもなるのではないかと考えていますけれども、その辺どういうふうに考えていますか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） 今、旭市のほうで新聞折込という形をとっているわけですね。それを職員が配って、その実態をということですが、今、経過措置の中で新聞折込をしたという経過もありまして、今、その辺の検討はまだしていないところです。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） それでは、もう一点伺います。道の駅施設整備事業でございますが、今回報償費として234万9,000円、アドバイザーを1人雇い入れるということでございますが、これ予算書に出ております。道の駅を作るのは反対ではないんですけれども、それをどんなふうにつけていくのかということ、今この予算を通すと手放しちゃうわけですね。そして今度この先どうなってくるのか、もういきなりでき上がってきて、これでさあこれだということになるのか。やっぱりどんなものをつけていくかというのは、これから本当に大事なことでと思うんですね。ましてお金をかけて、かけちゃったら簡単に撤退できないわけで、これは未来永劫、今度引っ張るわけですね。そうすると大変なことになる可能性もあるわけで、今後についてちょっとお尋ねをいたします。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 道の駅どんなものを、これは高橋委員さん、大塚委員さん、やっぱりかなり心配しているところで、先ほどお答えしたとおりでありますけれども、これから先、とにかく15人のメンバーでいろいろ相談していきます。あくまでもアドバイザーに丸投げするというだけでは、それだけはありませんよということだけはご理解いただきたい。

これから基本的なものを、案をもちろん市は作ります。こんなものを作りたいというのももちろんあるんです。あれだけの厚い本があるわけですから、あれをベースにしてまとめてこれから議論していくわけですが、例えば場所をどこにするにしたらって用地交渉から入っていくわけですから、そういった経過を市がこんな資料で議論した、用地交渉こういう状況ですということをこれから細かく説明していきますよと先ほど申し上げましたので、その辺のところでは今どんなものを考えているというよりも、これからこんなものを考えているということで案で議論したところ、こういうものでしたということを報告しながらいきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。その辺は報告しながらということで。だから、スタートの時点ではこんなものを作りたいという案はもちろん出します。15人の委員会の中では出しまして、いろんな議論があってその方向性が出てくるわけですので、その辺のところは……

（発言する人あり）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） いえ、そういう経過を報告したいという。高橋委員さんは先ほど経過じゃなくて先にどんなものを作るのか、それを先に言えということなんですけれども、今の段階ではそれはあくまでも、先ほどの推進委員会で作った大塚委員さんの前にある厚い本の中が基本で行きますよということであります。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、課長、推進委員会の中で作ったこんな厚いものがありますよ。それが市の構想が、基本的な考えがどれだけ入っているのか、またこれだけ厚いものは誰がどこで作ったのか、ちょっとご説明いただけますか。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 高橋委員さんからは推進委員会で作った報告書、誰がどこでどういうふうにとということで、あくまでも推進委員会で議論したことをまとめたのが大塚委員さんが今、見ているその報告書であるわけです。ですので、誰が、推進委

員会が作ったというものであります。もちろん事務局は市役所でやっているわけですから、市の職員も入っているわけですから、いろんな意見を事務局ももちろん入れながら、その1冊ができています。何回も同じこと言いますが、場所については5か所あるわけです。方式については3つの方式があるわけです。金額についても3つの金額があるわけです。では、どんなものをどのくらいの金額でどこにというのは、これから15人の委員さんに意見を聞いて進めていきたいという今の状態でございます。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） では、これは推進委員会だけで作って、外部の業者は全然入っていないということですか。その辺をお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 外部の者は入っていないのかということで、もちろんコンサルタントを頼んで、その冊子ができたわけでありまして。ですので、頼んでいないのかと言えば、頼みました。でも、意見は推進委員さんで出してもらう。コンサルが主になって出したわけではありません。例えば、金額10億にするのか7億にするのか何億にするのか、そういったものをコンサルに頼んで、では、資料を出してくれというものはもちろん出します。コンサルも書きました。でも、まとめたのは推進委員会の委員さんがまとめたということでご理解ください。この冊子を印刷したのはもちろんコンサルタント。そういったことでご理解をお願いします。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） では、この冊子にしたのはコンサル会社で、それでこれ幾らかかったんですか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） では、この冊子をまとめたのは、印刷したのはコンサルでありますので幾らかかったか、400万円弱であります。申し訳ございません、決算のときの数字、今、言えなくて申し訳ございません。400万円弱ということです。よろしく願いいたします。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） そうすると、何か言葉がよく分からないんですけども、今ここで手を離れるともう15人の委員の意見で今5つある案の中で決まってくるわけですね。どこどこに作ってこんなものを作ると。それが結果的に議会にぼんと来て、この意見でのめと、こう来

るわけですね。それを聞きたいんです。その前のプロセスでは報告すると言いながら、では、まだ完成していない段階で相談があるのかどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） ぼんと議会に提出するということはしません。

細かく、ベースは報告書をベースにしてこれから進めていくと。こんな議論があつてこういう方向に進んでいますよということを報告したいということで、これは何か同じことを何回も言っているようではすけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げておりますけれども、改めて予算の規模をご説明いたしますと、今回の補正額4億5,600万円を加えた後の予算規模は330億6,600万円で、過去最高の額となっております。各事業内容につきましては、本会議でご説明したとおりでございますけれども、このたびの補正予算では3つの基金につきまして補正を予定しておりますので、その基金に係る平成23年度末の現在高の見込みについて申し上げます。

1点目は予算書の15ページになります。

17款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、当初予算におきまして1億1,000万円を取り崩す予定でございましたが、今回これをすべて減額いたしまして取り崩しをしないこととしております。この取り崩しをしないこととして、9月の補正予算で計上した平成22年度からの繰越金の2分の1相当額の積み立てによりまして、23年度末の財政調整基金の残高は27億4,987万1,000円となる見込みで、22年度末現在高より6億7,000万円ほど増となる見込みでございます。

2点目として、予算書の18ページになります。

2款1項1目一般管理費の庁舎整備基金積立金、これは基金を設置した平成20年度及び21

年度に引き続きまして3億円を計上するものでありまして、23年度末の基金残高は約9億円となる見込みでございます。

3点目は、すぐ下になります。4目の財政管理費の災害復興基金積立金です。2億5,488万円の計上でございます、去る9月議会におきまして市町村振興協会災害見舞金や一般寄附金を財源として基金を設置したものでございますけれども、このたびの補正は特別交付税の算入額の一部を積み立てるものでございまして、23年度末の基金残高は7億4,100万円となる見込みでございます。

財政課からは以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） 18ページ、庁舎整備基金積立金、これは積み立てるのはいいんですけれども、幾ら積み立てるつもりなのか、どのようなものを作るつもりなのか教えていただけますか。

○委員長（木内欽市） 大塚祐司委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 幾らという最終の額は、すべての方が合意してる状況ではございませんけれども、庁舎整備基金を積み立てるという形で19年度から始まった段階では25億円程度を積み立てる。それは合併後すぐの基本計画策定の時点で、もう5億円掛ける5年という基本が1つございました。それは、後は財政状況を見ながらということでございまして、3億円ずつ今、積み立てている状況でございます。

どういうものというのは、まだ何も決定していないという状況でございます。

○委員長（木内欽市） 大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） これかなりお金かかる事業ですよ。それでインフラ、それから公共施設、これの更新にもお金がかかって、これ何度か委員会で2回質問しているんですけども、トータルで年間幾らインフラ、それから公共施設方針化、はじき出してその上でこれに幾らかけられるのか。それから、やるとしたらまた豪華なものを作るのではなく、なるべく抑えて、1平米25万円とか妙高市みたいな抑えてやるべきだと思うんですけども、そのビジョンが全く見えてこない。それで道の駅も幾らかけるのか全く見えない。このような中で、交付税が将来削られていく、本当に旭市これ大丈夫なのかなというふうに思うわけですよ。市

役所の職員の方々、優秀なんだろうけど、見通しがちょっと甘いんじゃないかなというふうに思うんですけども、要するにどこでもいいですけども、ここでもどこでも、どこかに高く建てるんですか。それとも1か所に集めるつもりなんですよ、市役所の機能としては。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 新庁舎の建設については、当然今ばらばらになっている部分を1か所に集めるという部分であります。今、計画がないというご指摘がございました。確かに市庁舎についてはこの3.11の東日本大震災での復旧・復興、それから学校施設の建て替え、これは何度か聞いたことがあると思いますが、直接市民の利用に供する施設の耐震化を優先すべきということで遅らせたわけですが、今年の3月策定の総合計画の後期基本計画にも記載してございますけれども、今後の24年度から5年間につきまして、今回の新しい後期基本計画でございますけれども、これについては平成30年度の建設を目標とした建設計画を策定しますというふうに位置づけてございますので、今後、今、言ったような計画で進めたいと。当然、24年度から庁舎建設検討委員会であったり、それが1年でできるのか2年でできるのか分かりませんが、そういうものを実施した中において、その後に基本構想、基本計画が来るものだというふうに考えております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） 何で私そんな心配しているかといいますと、この道の駅が坪100万円で計画されていまして、そんな豪華な庁舎、建てられたらたまったもんじゃないなというふうに思っていますので、今、最前列の方々も何年もせずに引退されるかもしれませんけれども、やはりこれはもう少し先の話で、後ろのほうに座っている若い職員方々も忘れないでいただいて、財政課長はまだ若いですけども、くれぐれも無駄なことをしないようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例について補足説明を申し上げます。

本議案に関しましては、本会議において詳細についてご説明しておりますけれども、再度概要についてご説明をいたします。

地方税法が改正されまして、東日本大震災で被災した家屋に代わる家屋を取得した場合には、被災した家屋の面積分の固定資産税及び都市計画税を最初の4年間については2分の1、その後の2年間については3分の1を減額する制度が新たに設けられました。

これを受けまして、市では震災で半壊以上の被害を受けた方が平成26年までに新たに住宅を新築、または購入した場合、その固定資産税及び都市計画税の自己負担分を6年間減免するものでございます。

平成24年度予算におきましては、新築住宅の取得件数を30件と見込みまして、そのうち都市計画区域の件数を10件と見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

太田將範委員。

○委員（太田將範） 住宅に関しましては、新規の住宅につきましては最初の3年間ですか、これにつきましては減免の制度というんですか、軽減されていると思うんですけれども、それと今度の法律との関連をちょっとご説明をお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 太田將範委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 関連なんですけれども、今回ちょっと複雑に絡みがあるんですが、新築住宅、通常ですと120平米までにつきましては3年間税金のほうは2分の1というのがございます。新たに地方税法が改正されたものについては、残りの2分の1に対して、さらに2分の1を地方税法の改正で軽減するということで、残りの4分の1ですが、その分について市のほうで単独で軽減するということなんです、今言いましたように新築軽減は3年間でございますので、4年目からまたその新築軽減がなくなりますけれども、そのなくなった部分については地方税法が2分の1で、それから市のほうが2分の1ということで軽減をして、6年間そういう形で行っていきますので、年数によって金額的なものを市の持ち出し分が若干変わってくるということでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 議案第15号につきましては、本会議でも説明したとおりでございますが、本条例は新規条例でございます。条例制定の経緯ももう少し説明したいというふうに思います。

この経緯でございますが、千葉県の暴力団情勢といたしましては、警察の資料によりますと平成22年現在、約2,500人の暴力団勢力を確認しているということでございます。この数は、平成4年当時の約2,800人と比べてほとんど横ばい状態だということで、これらが活動資金獲得のため、市民生活に身近な場所において事業活動への不当な介入、地域社会に根づいた用心棒という、そういったみかじめ料の要求、それから生活保護制度等の社会制度を悪用した詐欺事件などが横行しているという状況の中において、今回このような情勢を拝見しまして全国の都道府県、市町村で暴力団を社会から排除するさまざまな取り組みの中の一つとして行われているものであります。

これは、本会議でも申し上げましたが、県においても昨年9月1日に暴力団排除条例を施行しました。今回の3月におきましても県下で35市町村、その前に9市町村実施しておりますけれども、そういった中で全体でこれを進めていこうという部分の中において、旭市においても暴力団排除条例の制定をしたものでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ちょっとお尋ねします。

右翼関係はどうなんですか。最近、暴力団じゃ食えないからと、暴力団が右翼に転向しているのがありますね。そういうのはどうなのか。それからその会社の経営者がこれは暴力団じゃなかったと、しかしその中にその従業員として子どもがいた場合はどうなるのか。人格が違うんですからそれは問題はないと思いますが、その辺詳しくお聞きしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） あまりは詳しくないんですけども、基本的に右翼という部分については暴力団ではないと、あくまでも警察のほうで暴力団として見ているもの、組織がありますので、それを暴力団と。その中に右翼はないというふうに思います。それで、では、旭市にあるのかとか、どこが暴力団だという部分については、私のほうでは今、承知をしておりません。ただ、いろんな問題があったときには、すぐ警察とのつながりの中においてすぐ対応すると、そういった市民と行政、それと管轄する警察そのものが一体となって暴力団を排除していこうという部分で、あくまでもこちらが危害を加えるような部分じゃなくて、そういう理念を皆さん持っていきましょうという部分がこの条例の一番強いところでございます。

それから、その暴力団の個人という部分があると思いますが、その個人については基本的には尊重されるものというふうに考えています。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 議案第18号、旭市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては本会議で補足説明申し上げましたとおりでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 議案第19号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりで

ございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この手数料ですか、これは近隣の市町村と比較してどうなっているんですか。同じなんですか、若干の違いがあるんですか、その辺。

○委員長（木内欽市） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 近隣市町村、全国でよろしいですか。同じでございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第23号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございますので、この場では特に補足はございません。

○委員長（木内欽市） 議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 議案第24号につきましても、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第24号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 議案第28号につきましては、本会議で説明したこと以外に追加して

説明することはございません。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第28号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 議案第30号の千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議ですが、これにつきましては組織団体である銚子市及び松戸市が平成24年4月1日から共同処理する事務の追加依頼があったということで、規約改正をしたものでございまして、特に説明してつけ加えるものはございません。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第30号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 契約案件でございますが、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第37号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第37号の質疑を終わります。

以上で議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項につい

て、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に対する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市暴力団排除条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第37号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（木内欽市） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、資料を配ってございます東日本大震災に伴う国・県の支援金支給状況という 1 枚の横に表にしたものでございます。

これは、いつも市長が政務報告で件数と金額のみを言っていますので、改めましてこの表にまとめたものでございます。

この表の一番下から 3 行目の合計という欄があります。ここに 3 月 8 日現在の数字を並べてみました。津波の件数、液状化の件数、揺れの件数、それによって被害が起きた件数 3,696 件です。その右側は、国の支援金の受給者の数と金額を並べて合計 11 億 5,675 万円という数字になっております。その右側は県の支援金、これは液状化を中心とした支援金の合計の件数、178 件で 8,214 万円です。この数字を報告したかったわけであります。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 所管課の報告は終わりました。

所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（木内欽市） 次に、請願の審査を行います。

財政課以外は退席してください。

ここで 12 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午前11時58分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願の1件であります。

それでは、請願第1号について審査に入ります。

本請願は、日下昭治議員と宮澤芳雄議員が紹介議員であります。

代表しまして、宮澤芳雄議員より説明をお願いいたします。

宮澤芳雄議員。

○紹介議員（宮澤芳雄） 本日は総務委員会の開催、誠にご苦労さまです。また、請願の趣旨説明に当たしまして、時間的なご配慮を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、これより請願の趣旨を説明させていただきます。

件名につきましては、旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願。

請願者。旭市ニの528番地、旭市建設業災害対策協力会会長、阿部裕康。

紹介議員は、日下議員と私、宮澤です。

請願趣旨。旭市建設業災害対策協力会は、会員36社で構成され、従業員は584名の就業があり、旭地域の雇用に少なからず寄与していると自負しております。また、公共の福祉を尊び、災害に対し迅速かつ的確に対応して、旭地域へ貢献することを目的としています。

現在、旭市の建設工事への入札参加は、旭市内に支店もしくは営業所を設置していれば、誰でも参加できるのが現状であります。例えば、電話番号として従業員1人を在籍させるだけで入札参加することが可能です。

今後は、旭市の災害復旧業務等に関連して、実態のない建設業者が入札参加してくることが考えられます。もし、このような企業に旭市の建設工事の入札参加を許すならば、災害等の緊急時に的確・迅速な対応が困難と思われ、結果的に旭市の利益にならず、ひいては旭市民に不利益をもたらすことは明白です。

協力会一同は、平成23年3月11日の東日本大震災の災害復旧活動に旭市指導のもとで一致団結し、速やかに対応することができたと思います。

以上の理由により、今後の災害対策等に的確・迅速に対応するため、旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を強く請願いたします。

旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件。

1、旭市内に本店を有する者。

2、旭市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に定める支店または営業所を有する者で、次のアからエに掲げる要件をすべて満たす者。

ア、支店または営業所等に見積もり、入札、契約締結及び履行など、契約の締結に係る実態的な行為が委任されていること。イ、法人の設立等に関する届出書による届出を行い、法人市民税を納付している者であること。ウ、直近の法人市民税の確定申告等における旭市分の従業員者数が2名以上であること。エ、旭市内における支店または営業所の営業年数が継続して5年以上あること。

3、上記の資格要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、臨時実態調査を行うものとする。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の説明は終わりました。

続いて、財政課より参考意見がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今回、請願が出されたわけなんですけれども、実はこの市内業者及び準市内業者の認定基準ということで、これにつきましては平成23年11月1日付で旭市のほう既に持って告示してございます。

ただ、ここの中で請願の趣旨について、うちのほうの基準で一部合致しない部分がありますので、そこでだけちょっと申し上げますと、契約関係は委任されているのは当然でございますが、ウの2名という記述はございません。ただし、営業所を設置した場合には営業所の技術管理者が当然必要ですので、そのところは常駐になりますので、最低限、もう1名は必ずいるだろうというような、そういう前提のもとでうちのほうの基準は設定してございます。

それと、旭市内における支店、それから営業所の営業年数が継続して5年以上ということで、この5年なんですけれども、市の既に設置しているものについては1年という年数を区切ってございます。あと、近隣の市町村の状況をちょっと確認させていただいたんですけれども、5年という年数を区切っているのは県内で匝瑳市だけなんですけれども、この匝瑳市につきましても、この5年以上の営業実績を有する場合には、市内業者として取り扱う。要するに市内に本店がある業者として取り扱うという、そういう要綱でございます。

準市内、いわゆる営業所とか支店とかという形であった場合には、市外に本社があり、市内に5年未満の営業実績を有する建設業許可営業所を有する者ということで、これについては要するに年数の区切りはございませんで、ただし内規といたしまして500万円未満の工事のみしか参加を認めていないということは聞いております。あと成田市が3年、それから市原市が3年、それ以外は特に年数の定めはないという状況ではございます。

旭市のほうの認定基準はありますので、場合によってはこれはお出しすることができます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） お尋ねいたします。

3.11の大震災のときに、災害復旧活動が速やかに対応することができたと。これは本当に確かだと思うんですね。それと併せて、この間、大雪が降りましたよね。驚いたのは、大雪が降った朝、道路に出てみたら、もう除雪が全部済んでいたんですね。あれびっくりしました。あれもやっぱりこの市内業者のあれなんでしょうか。どういうネットワークになっているんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 市内で、先ほど請願の表書きにございました建設業災害対策協力会というところがこれを組んでございます。これは昨年度に組みまして、当初28社でスタートして市と協定を結んでおります。何かあったときには、いち早く駆けつけて災害の対応をいたしますと。これは非常に心強いということで、総務課のほうが主になりまして、協定を結んだという状況でございます。その方たちに、いろんなことがあればお願いするということになっています。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） 驚いたのは、朝起きて雪だなといって起きて外に出てみたら、もう道路の除雪が済んでいたわけです。あれはどういう命令系統なんですか。業者が自主的にやったんですか、そうじゃないでしょう。驚きました、あの対応の早さに。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、小さいもの維持補修については1者に年度当初に契約することがございます。それは、壊れたときにすぐやってくれという、そこの範囲の中の予算を定

めてありますからそこでやっていただきます。ただ、1者でできない場合には、今、代表の方に連絡をいたしますとそこから命令系統で行くと。それについての予算については、現在持っている予算の中で支給しますよと。要するに、言葉で依頼してその契約というのが後になってしまっているんじゃないかと言われると、それは非常に厳しい話であるんですけども、それは道路の復旧を最優先に考えているということで、その日のうちに当然お金の話はするという形になろうかと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） 全然文句を言っているつもりじゃなくて、本当にすばらしいと思った。起きたのも朝早かったですよ。それなのにもう既に道路まで除雪されていて、個人がやったんじゃない、あれはもうちゃんとやったんですよね。やっぱりそういった対応ができるというのは、やっぱり市内業者の魅力だと思います。ありがとうございました。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、土建業者と市は災害協定みたいなものを結んでいると思うんですよね。その際にこの旭市に支店のある会社とはどうなっているのか。

それから、あと私が思うに市内業者というか、地元業者の育成ですか、そういうことで土建業者の場合にはよくうたってあるわけです。そういう中で、私が思うのにはやはりこの民間の競争原理、これをこういうもので縛って阻害するのはいかがかと思うんですね。そういう中で、当然入札になった場合、今度はある程度の金額のものになった場合、果たして旭市の業者だけで対応できるのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず1点目なんですけれども、市内業者ということ、支店の業者が入っているのかということでございます。災害対策協力会には支店は入っておりません。

それと、大きな工事等で逆に業者数が足りるのかということでございますが、ちょっと…、今、例えば土木一式工事でございますと、市内にAからDまでランクがあるんですけども、41社ございます。さらに、準市内としては3社ございます。ある特定の、土木一式は特に多いんですけども、建築も市内で28社という形で、市のほうの登録業者には名を連ねているという状況がございます。これが足りるか足りないかという判断なんですけれども、現実には工事が複数発生したときには非常に厳しい、はっきり言うと不調がないとは申し上げません。不調があったときには、当然区域を広げて銚子市、匝瑳市、香取市というような

区域の中で再度入札を実施することも23年度は現実としてあったということは、それは申し添えます。

○委員長（木内欽市） 日下昭治議員。

○紹介議員（日下昭治） 今、高橋委員からお話がありました競争原理というのを、当然私はこの請願の紹介議員を引き受ける際に申し上げたわけでございます。当然この今の入札は競争原理が働かなければ、もうどうしようもないでしょうと。それは、まずやっていただかなければならないと。

ただ、この災害対策協力会、最初28社ですか、今36社あるということでございますけれども、何か一昨年の10月ごろ、市と協定を結んだという話ですね。その際には、津波ということとは全然想定をしていたわけではなくて、台風だとか今ゲリラ豪雨だとか、そういったものに対する、できれば災害協定を結びながらそういった対応もしていけるという形の中でやられた。初めはそうだったらしいんです。そうしたら、昨年の3月11日の津波の震災があって、だから早速それが発揮できたということではございませんでしょうけれども、たまたまそういう形で数か月後にそういった事態に遭ったと。であったので、まだ申し合わせをしながらやっていたときだったからスムーズに行けたものと我々が確信しているところですよという話がされていたわけでございまして、当然、競争原理は働いていかなければならないと。そういうことは、常々受けるときには申し上げております。

それと心配いろんな面であるのが、今旭市がすごく工事多くなっていると思います。こういった災害を受けているところでございますので。そうしますと、落下傘という表現の仕方がいいのかどうか分かりませんが、支店登録をした中で誰もいないようなのを支店登録されている現状があるんですよ。全くそういった活動状況がないようなところでも、そういったところはぜひ市としてもそういったものを同等でないようにしてほしいというのが一つの趣旨だと思いますので、その辺もご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 全体として賛成する立場でちょっと発言させていただきます。

この支店、または営業所、特に営業所がないと経営審査を受けてもここに支店がないということではまずいということになると思うんですね。ですから、営業所を設置することになりますと、専任の技術者と経営管理業務責任者が必ず常駐するのが条件です。ですから、その2つの資格が重なっている方もいらっしゃるから、その場合は1人でいいんです。複数の工事種目が必要なときには、また2人以上必要になるということになろうかと思

います。

ですから、そういうことでは建設業法で規定されておりますものとおおり、先ほど課長が説明された中身で同じようなことが言えると思いますので、一定程度それが担保されているのではないのかなというふうに思います。それを含めた上で、もう少し敷居を高くするというものについては、これからこういうものを作っていく上での一つの議論ではなかろうかと思います。

もう一つ、これは作っていく上での問題として、当然、県とか市の行政の発注ということになりますと、当然ことながら恐らく注文書とか契約書というのは、県様式を準用していると思います、旭市の場合は。ですから、その場合はかなり事細かに建設の中身について、例えば単価の契約が下請業者が受けられないような単価を指定してはいけないとか、下請業者がいなくなっちゃって、その下請が払えなくなった場合は元請責任がありますよということで、代理で元請さんが払いなさいという、こういう規定が随所で盛り込まれると思います。

ですから、もう一つはそういう下請契約の適正化ということと、公契約に基づく労賃、これがきちっと支払われるということが条件として、やはりこれからはこの契約の中に含めていただきたい、このように思うんです。

県の契約上、そういう形で盛り込まれている中身があると思うんですね。下請契約の尊重ということと、工事単価の問題。先ほど課長がおっしゃられていた業者の数ですね。私は監理技術者がいなくてもできるという工事につきましては、それほどうるさく言う必要ないんじゃないかと私は思うんです。特に2,500万円、5,000万円という監理技術者が必要な工事につきまして、特に土木の場合は結構業者いますよね。ですから競争原理が働くと思うんです。建築一式工事というのが極めて大きな業者がいなくなっちゃって、阿部さん一人ぐらいになっちゃっているわけです。そうしますと、そこだけ競争原理をどう働かせるかということになりますと、その辺だけ注意をすれば、おおむねこの今やっているやり方をもう少し厳しくする程度でいいのではないかと私は思うんですね。その辺についてご回答をお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 太田将範委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 営業所として当然営業活動をしているかどうかという話、今ちょっと用紙1枚お配りしました。11月1日にもう既に旭市のほう作ってあったということで、その裏面を見ていただくとよろしいかと思うんですけれども、その中で上のほうに営業活動をしている人的配置、責任者の常駐であるとか、例えば常駐の基準、これはよその自治体

等を勘案してこのような形、少なくとも30時間以上はそこに必ず人がいるという、これはよその自治体もほぼ同じような形で規定しておりましたので、旭市のほうもこのような形にしています。唯一、今回の請願と違うとすれば、1年と5年というところがございます。そのこの部分は、どういう形にしていくのかというのは、当然、うちのほうは検討していかなければなりませんけれども、それはそのこの今回のご審議の中でいただければ、うちのほうはまた中で当然検討すると。

あと、下請の契約、それから建設業法に定められていること、それから各種通達、これは日々毎年いろんな形で出されてまいります。それについては、常にうちのほう留意しながらやっておりますので、下請等の契約についても今500万円以上の工事については検査のほうもうちのほうでやっておりますから、そういった書類がきちんとなされているかどうか、それらも含めてチェックをしているということがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、物すごい小さな工事についてなんですけれども、それは銚子市なんかで小規模の工事だけ請けるような登録制度をとっているんですけれども、現実にはそこに出すものは非常に少ない。登録はしたけれども工事は来ないということで、逆に手間だけかけさせてということがあったので、小さいものについては登録していなくても出せますよというような話を各課にはして、小さな修繕は大工さん等をお願いしている状況もございますから、その辺は運用の中でやっているということもご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） 太田将範委員。

○委員（太田将範） 大体のお答えは分かりましたけれども、やはり建設業法上、問題になっているところ、これはやっぱりきちっと盛り込んでいくような方法を入れていただきたいんですね。たしか旭市も契約書は千葉県の契約を準用していると思うんです。ですから、その中にすべて盛り込まれている中身に、下請の保護だとか、労務者の保護だとか、そういうものにつきましてはかなりうるさく書いてあります。履行しない業者は入れないという、そういう強い姿勢が必要だと思うんですね。ですから、その辺については今後も契約担当として指導していただきたいと思ひます。

今ちょっと心配なのは、昨年資料いただきましたけれども、土木工事の場合は70%の契約すれすれのところが相当多くの業者が受注している。これが下請に回ってきますと、材料費を含めて半分以上になっちゃうんですよ。これでね、ちゃんとした工事ができるかどうかというのは大変心配なことなんです。ですからこういうことも含めながら、そういった形で契

約そのものが最低保障できないようなものになってしまいますと、当然これから考えられるものは契約ができなくなってくると、こういう可能性が出てくるわけです。入札の辞退。現実にも東北のほうではかなり出ているんです。ですから、極めて低単価契約につきましては注意を要するというので、追跡調査をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） そのほか何かございませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 契約の際に、若干会社が足りなくなるということがあるわけですね。課長、そうでしょう。契約じゃなく入札の際に、現状では。ですから、そういう中で、私はあえてそう市内に縛る必要はないかと思います。それからここに営業所の設置要綱ですか、あのわけですから、この設置要綱に、市の現状の設置要綱に従ってやっていいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） そのほか何かご質疑ございませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） あまり縛りますと逆に市内業者に便利供与ということになっちゃうと思うんですよ。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） なければここで執行部は退席してください。

ここで、昼食のため 1 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2 4 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

請願第 1 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長(木内欽市) 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第1号、旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 賛成多数。

よって、請願第1号は採択と決しました。

なお、本会議で採択された場合には発議案の上程はせず、地方自治法第125条の規定により、その請願の処理の経過及び結果報告を請求することといたしますので、ご了解をいただきたいと思います。なお、請求に対する報告については、書面をお願いするものです。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(木内欽市) 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時34分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市